

仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事
(2) 工事場所 北海道釧路市柏木町2-12
(3) 履行期限 契約の日から7日以内に着工し、平成30年3月15日まで
(4) 詳細仕様 設計図のとおり

2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督職員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督職員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第6条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
- また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。
- なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。
- (8) 工事に伴う発生材（有価物を除く）は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。
- (10) 請負人の事務所等仮設物の設置は設計図のとおり。

- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。
- (12) 本工事は工事監理業務を別途委託しており、工程や作業手順について、監理業者との連絡・調整を密に行うこと。また、毎月1回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を受けるものとする。

3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・落札後すみやかに
- (4) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (5) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (6) 工事完了届・・・工事完了後速やかに
- (7) 完成図書・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

4 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

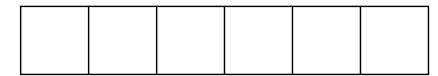
北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：小田切・村田 TEL011-700-5451（直通）

釧路労働基準監督署

耐震改修 17 (建築その他) 工事

平成 29 年度

北海道労働局総務部



釧路労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事改修工事仕様書			
I 工事概要			
1. 工事場所	釧路市柏木町2-12		
2. 敷地面積	1846.87m ²		
3. 工事項目	1) 庁舎 R.C造2階建 延べ面積 587.17m ² 改修一式 2) 電気設備 改設一式 3) 機械設備 改設一式		
II 建築改修工事仕様			
1. 特記仕様			
国面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房企画部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。 ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官房企画部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。			
2. 特記仕様			
(1)項目は、番号に印の付いたものを適用する。 (2)特記事項は、O印の付いたものを適用する。 O印と△印の付いた場合は、△印を適用する。 (3)特記事項に記載の【】内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。 (4)特記事項に記載のく、内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。 (5)特記事項に記載のく別図2-、くは、「別図2 各部配筋」の該当項目を示す。 (6)特記事項に記載のく別図2-、くは、「標準仕様書の別図2 ポルト間隔及び溶接維手の開先形状」の該当項目を示す。 (7)O印は「建築等による環境物品等の調達等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目を示す。			
章 項 目		特 記 事 項	
1 一般共通事項	① 適用基準類	建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房企画部監修(建築工事編) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ○工事写真の撮り方 建築編 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ○工事写真の撮り方 建築編 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ○工事写真の撮り方 建築編 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ・建築物施工工事共通標準 ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS6 鉄骨工事 ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS8 防水工事 社団法人日本建築学会(2007年版) ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS8 防水工事 社団法人日本建築学会(2008年版)	
	② 工事実績情報の登録	※適用する 【1. 1. 4】	
	③ 発生材の処理等	発生材に引渡しを要するもの (・金属類 • PCB含有物) 【1. 3. 12】 現場において再利用を図るもの () 特別管理産業廃棄物 • 脂油(灯油) 处理数量(t) 处理方法() 受入施設名() 受入場所及び距離(() km) • 施工場(吹付け)等 处理数量(t) 处理方法() 受入施設名() 受入場所及び距離(() km) • PCB含有シーリング材の処理 • 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判断する。 採取箇所計()箇所 採取箇所※図示 • 第二次判定 専門分析機にてPCB含有量の分析を行う。 分析箇数計()個 • 除去処理工事 除去範囲※図示 ○再生資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物) 種類 受入施設名 处理数量 所在地、距離(km) 中間 最終 コンクリート(有筋) (株)北土開発 1.2t 釧路市新野24-1016 (17.0) コンクリート(無筋) () () アスファルトコンクリート () () 建設発生木材 () () ○その他の発生材 種類 处理数量 处理施設の名称 所在地、距離(km) 中間 最終 腐石膏ボード 腐プラスチック類 コンクリートくず 金属くず 汚泥 紙くず 脂油(重油) ガラスくず及び陶磁器くず がれき類 ゴムくず 木くず 繊維くず 混合くず アスベスト成形板 腐石膏ボード 腐プラスチック類 コンクリートくず 金属くず 汚泥 紙くず 脂油(重油) ガラスくず及び陶磁器くず がれき類 ゴムくず 木くず 繊維くず 混合くず アスベスト成形板 ○受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。 ⑤ 電気保安技術者 電気保安技術者 ※適用する 【1. 3. 3】	
⑥ 施工条件			
施工時間 【1. 3. 5】 指定工種 施工可能時間帯 備考 聞音・震動を伴う工種 開閉時(土・日・祝)原則8:30~18:00 平日 原則17:30~20:00 聞音・震動を伴わない工種を平日間隔で行おうとする場合は、監督職員の承諾を受けること 執務者 ○有・無 部別の施工順序 図示 工事用車両の駐車場所 図示 資材置場場 図示 条件明示事項 • 平日間隔は執務者有りのため、騒音工事、事務室内部工事は不可。その他は監督職員指示による。 交通誘導警備員 ※記述(必要により監督職員と協議する) ○適用 (5) 人日配置する			
⑦ 環境への配慮			
化学物質を放散する建築材料等 【1. 4. 1】 本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から6)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリップ樹脂板、仕上塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散されないか、放散が極めで少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びグリセリンを放散されないか、放散が極めで少ないものとする。 3) 接着剤はフタル酸ジ-ノーブル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない接着剤 発発性の塑剤を使用するホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散されないか、放散が極めで少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散されないか、放散が極めで少ないものとする。 5) 1)、3)及び4)の材料等を使用して作られた家具、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散されないか、放散が極めで少ないものとする。 設計図面に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量 適当する材料			
⑧ 材料の品質等			
規制対象外 ① JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及ホルムアルデヒドを放散されない塗料使用 d. ホルムアルデヒドを放散されない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及ホルムアルデヒドを放散されない塗料使用 f. ホルムアルデヒド系接着剤及ホルムアルデヒドを放散されない塗料使用 第三種 ① JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の第3項による国土交通大臣認定品 ③④ JISのE規格品 ⑤⑥ JASのF規格品			
⑨ 特別な材料の工法			
本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJAS表示のない材料及びその製造業者等は、次の1)から6)の事項を満たすものとする。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産管理及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の管理体制が整備されていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の提出を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 また、備考欄に商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。			
⑩ 施工調査			
改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 施工数量調査 調査項目 • 防水改修 • 外壁改修 • 調査範囲 • 図示 • 外壁 調査方法 • 図示 • 目視 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 • 図示 • 【1. 5. 3】			
⑪ 技能士			
① 工事項目 技能検定識別 ② とび ③ とび作業 ④ 特別な材料の工法 ⑤ 施工調査 ⑥ 技能士			
⑫ 施工条件			
施工時間 【1. 3. 5】 指定工種 施工可能時間帯 備考 聞音・震動を伴う工種 開閉時(土・日・祝)原則8:30~18:00 平日 原則17:30~20:00 聴音・震動を伴わない工種を平日間隔で行おうとする場合は、監督職員の承諾を受けること 執務者 ○有・無 部別の施工順序 図示 工事用車両の駐車場所 図示 資材置場場 図示 条件明示事項 • 平日間隔は執務者有りのため、騒音工事、事務室内部工事は不可。その他は監督職員指示による。 交通誘導警備員 ※記述(必要により監督職員と協議する) ○適用 (5) 人日配置する			
⑬ 完成時の提出図書			
完成図(施工図、施工計画書を除く) 提出部数 A3製本(3部) • 施工図 • 施工計画書 ※保全に関する資料(提出部数 ※各2部) 部 ※CADデータ(※CD-R(USBメモリ) • MO又はFD) 保存(ファイル)形式は、DWG、DXF、PDFとする。			
⑭ 工事写真			
種類及び記入内容 摄影標準仕様書表1。8.1による 監督職員の指示による • 下記による 種類 記入内容 完成図の様式等 (平成24年版) • 建築工事電子納品要領 改修標準仕様書1。8.2(b)(1)による			
⑮ 設備工事との取扱			
部位 摄影箇所数 分類・規格 原板の大きさ(mm) 外部 工事着手前 カラーフィルム版 100×125以上 完成後 キャビネ版 内部 工事着手前 カラー 完成後 キャビネ版 外部 完成後 • 電子データ 200万画素以上 内部 完成後 300万b以上			
⑯ 室内空気中の化学物質の濃度測定			
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びグリセリンの濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認のうえ、報告すること。測定はバッジ型採取機器により行う。 測定対象室及び測定箇所数 ※上表による			
⑰ 足場その他			
内部足場 ④ まやつ、足場板等 ④ くさび緊結式足場(耐震改修) 外部足場 種類 A種 • B種 • C種 • D種 • E種 防護シートによる養生 ④ 行う			
⑱ 既存部分の養生			
既存部分の養生方法 • ビニルシート等 既存家具等の養生 • ビニルシート等 既存ブライド、カーテン等の養生方法及び保管場所 • 図示			
⑲ 仮設脚仕切り			
仮設脚仕切り等の種別 ① 仮設脚仕切り ② 既存部分の養生 ③ 既存部分の移動 ④ 仮設脚仕切り等の種別 ⑤ 既存部分の移動 ⑥ 既存部分の移動			
⑳ 監督職員事務所			
① 既設部分の移動 ② 既設部分の移動 ③ 既設部分の移動			
㉑ 工事用水			
構内既存の施設 • 利用できる(※有償・無償) • 利用できない			
㉒ 工事電力			
構内既存の施設 • 利用できる(※有償・無償) • 利用できない			
㉓ 枠組足場			
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく動きやすいやまん感のある足場とし、二段足りりと幅の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行用足場型と同等の機能を確保するものとする。			
釧路労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事改修特記仕様書(その1)		A-02	
北海道労働局総務部			

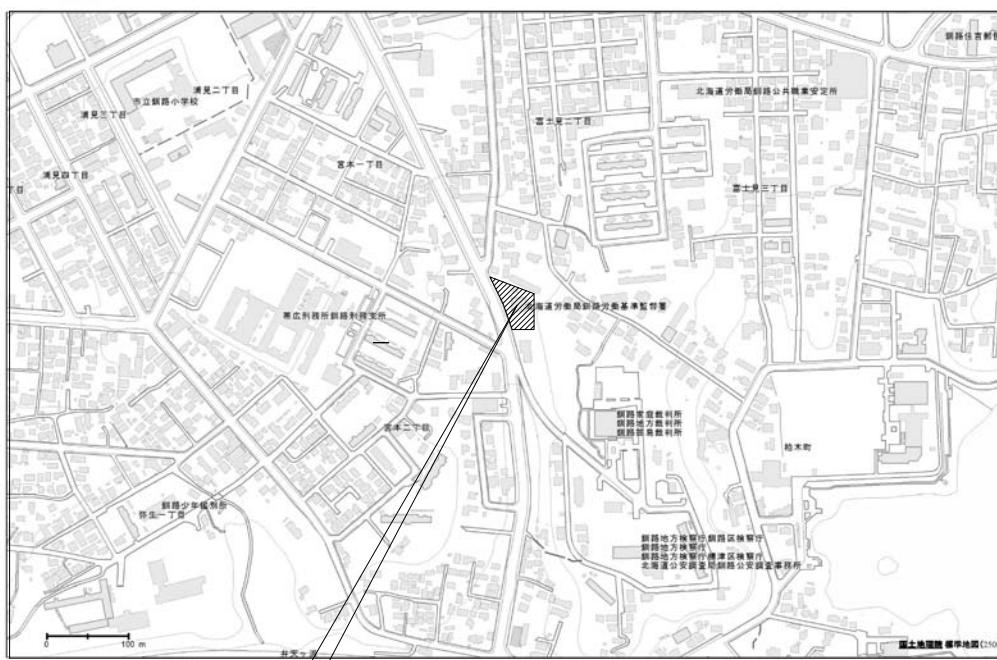
6 内 装 改 修 工 事		① 他の部位との 取合い等		既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合ひ天井、壁及び床の改修範囲 ※既存程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示		【6. 1. 3】		合板、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 第三種		【6. 13. 2】		① 材料		【7. 1. 3】		① 鉄筋		鉄筋の種類		【8. 2. 1】【表8. 2. 1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2 既存床の撤去並び に下地補修	既存床の撤去並び に下地補修	天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の改修範囲 ※既存程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示		【6. 1. 3】		遮音シール材 ※適用する（・ワレン系又はアクリル系 ・ジョイントコンパウンド）		【6. 13. 2】		パーティクルボード ⑤ 繊維板 ⑥ 木質系セメント板 ⑥ の原材料 合板、製材工場から発生する端材等の残材、建築構体木材、使用済包装材、製紙未利用 低質チップ、林地残材、かん木・小怪木（樹木材を含む）等の再生資源である全資材又 は植物繊維の重量比合割合が50%以上であること、この場合、再生資材全体に占 める体積合割合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノ ール接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目 的で使用されたもの）を計上せず、重量比合割合率を計算することができるものとする）		【6. 13. 3】		7 塗 装 改 修 工 事		8 耐 震 改 修 工 事		9 鋼 筋 改 修 工 事		10 鋼 筋 改 修 工 事		11 鋼 筋 改 修 工 事		12 鋼 筋 改 修 工 事		13 鋼 筋 改 修 工 事		14 鋼 筋 改 修 工 事		15 鋼 筋 改 修 工 事		16 鋼 筋 改 修 工 事		17 鋼 筋 改 修 工 事		18 鋼 筋 改 修 工 事		19 鋼 筋 改 修 工 事		20 鋼 筋 改 修 工 事		21 鋼 筋 改 修 工 事		22 鋼 筋 改 修 工 事		23 鋼 筋 改 修 工 事		24 鋼 筋 改 修 工 事		25 鋼 筋 改 修 工 事		26 鋼 筋 改 修 工 事		27 鋼 筋 改 修 工 事		28 鋼 筋 改 修 工 事		29 鋼 筋 改 修 工 事		30 鋼 筋 改 修 工 事		31 鋼 筋 改 修 工 事		32 鋼 筋 改 修 工 事		33 鋼 筋 改 修 工 事		34 鋼 筋 改 修 工 事		35 鋼 筋 改 修 工 事		36 鋼 筋 改 修 工 事		37 鋼 筋 改 修 工 事		38 鋼 筋 改 修 工 事		39 鋼 筋 改 修 工 事		40 鋼 筋 改 修 工 事		41 鋼 筋 改 修 工 事		42 鋼 筋 改 修 工 事		43 鋼 筋 改 修 工 事		44 鋼 筋 改 修 工 事		45 鋼 筋 改 修 工 事		46 鋼 筋 改 修 工 事		47 鋼 筋 改 修 工 事		48 鋼 筋 改 修 工 事		49 鋼 筋 改 修 工 事		50 鋼 筋 改 修 工 事		51 鋼 筋 改 修 工 事		52 鋼 筋 改 修 工 事		53 鋼 筋 改 修 工 事		54 鋼 筋 改 修 工 事		55 鋼 筋 改 修 工 事		56 鋼 筋 改 修 工 事		57 鋼 筋 改 修 工 事		58 鋼 筋 改 修 工 事		59 鋼 筋 改 修 工 事		60 鋼 筋 改 修 工 事		61 鋼 筋 改 修 工 事		62 鋼 筋 改 修 工 事		63 鋼 筋 改 修 工 事		64 鋼 筋 改 修 工 事		65 鋼 筋 改 修 工 事		66 鋼 筋 改 修 工 事		67 鋼 筋 改 修 工 事		68 鋼 筋 改 修 工 事		69 鋼 筋 改 修 工 事		70 鋼 筋 改 修 工 事		71 鋼 筋 改 修 工 事		72 鋼 筋 改 修 工 事		73 鋼 筋 改 修 工 事		74 鋼 筋 改 修 工 事		75 鋼 筋 改 修 工 事		76 鋼 筋 改 修 工 事		77 鋼 筋 改 修 工 事		78 鋼 筋 改 修 工 事		79 鋼 筋 改 修 工 事		80 鋼 筋 改 修 工 事		81 鋼 筋 改 修 工 事		82 鋼 筋 改 修 工 事		83 鋼 筋 改 修 工 事		84 鋼 筋 改 修 工 事		85 鋼 筋 改 修 工 事		86 鋼 筋 改 修 工 事		87 鋼 筋 改 修 工 事		88 鋼 筋 改 修 工 事		89 鋼 筋 改 修 工 事		90 鋼 筋 改 修 工 事		91 鋼 筋 改 修 工 事		92 鋼 筋 改 修 工 事		93 鋼 筋 改 修 工 事		94 鋼 筋 改 修 工 事		95 鋼 筋 改 修 工 事		96 鋼 筋 改 修 工 事		97 鋼 筋 改 修 工 事		98 鋼 筋 改 修 工 事		99 鋼 筋 改 修 工 事		100 鋼 筋 改 修 工 事		101 鋼 筋 改 修 工 事		102 鋼 筋 改 修 工 事		103 鋼 筋 改 修 工 事		104 鋼 筋 改 修 工 事		105 鋼 筋 改 修 工 事		106 鋼 筋 改 修 工 事		107 鋼 筋 改 修 工 事		108 鋼 筋 改 修 工 事		109 鋼 筋 改 修 工 事		110 鋼 筋 改 修 工 事		111 鋼 筋 改 修 工 事		112 鋼 筋 改 修 工 事		113 鋼 筋 改 修 工 事		114 鋼 筋 改 修 工 事		115 鋼 筋 改 修 工 事		116 鋼 筋 改 修 工 事		117 鋼 筋 改 修 工 事		118 鋼 筋 改 修 工 事		119 鋼 筋 改 修 工 事		120 鋼 筋 改 修 工 事		121 鋼 筋 改 修 工 事		122 鋼 筋 改 修 工 事		123 鋼 筋 改 修 工 事		124 鋼 筋 改 修 工 事		125 鋼 筋 改 修 工 事		126 鋼 筋 改 修 工 事		127 鋼 筋 改 修 工 事		128 鋼 筋 改 修 工 事		129 鋼 筋 改 修 工 事		130 鋼 筋 改 修 工 事		131 鋼 筋 改 修 工 事		132 鋼 筋 改 修 工 事		133 鋼 筋 改 修 工 事		134 鋼 筋 改 修 工 事		135 鋼 筋 改 修 工 事		136 鋼 筋 改 修 工 事		137 鋼 筋 改 修 工 事		138 鋼 筋 改 修 工 事		139 鋼 筋 改 修 工 事		140 鋼 筋 改 修 工 事		141 鋼 筋 改 修 工 事		142 鋼 筋 改 修 工 事		143 鋼 筋 改 修 工 事		144 鋼 筋 改 修 工 事		145 鋼 筋 改 修 工 事		146 鋼 筋 改 修 工 事		147 鋼 筋 改 修 工 事		148 鋼 筋 改 修 工 事		149 鋼 筋 改 修 工 事		150 鋼 筋 改 修 工 事		151 鋼 筋 改 修 工 事		152 鋼 筋 改 修 工 事		153 鋼 筋 改 修 工 事		154 鋼 筋 改 修 工 事		155 鋼 筋 改 修 工 事

8 耐 震 改 修 工 事 及 び 耐 震 改 修 範 囲 外 の 躯 体 改 修 工 事	<p>無吸縮モルタルの品質及び試験方法</p> <p>ブリーディング 織り混ぜ時間後のブリーディング率: 2.0%以下</p> <p>無吸縮性 材鈴 7日 (吸縮しない)</p> <p>圧縮強度 材鈴 3日 25N/mm²以上 材鈴 28日 45N/mm²以上</p> <p>塗化物量 0.30kg/m²以下</p> <p>試験方法 日本道路公団規格 (JIS) 「無吸縮モルタル品質管理試験方法」312 - 1992によるブレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はブレミックスのみ試験を行う</p> <p>⑫ 打放し仕上げの種別</p> <p>合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ 【8. 1. 4】【表8. 1. 3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○B種</td> <td>増設壁</td> </tr> <tr> <td>○C種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13 コンクリートの仕上がり</p> <p>仕上がりの平たんさは、下表以外は表8. 1. 4による 【8. 1. 4】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平たんさ(mm)</th> <th>柱・梁・壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3mにつき7以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3mにつき10以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1mにつき10以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑭ 型枠</p> <p>型枠(せき板)の材料 ①合板 (*12mm) *有 塗装の有無 *無 *有 【8. 2. 6】</p> <p>15 高い強度のコンクリート</p> <p>設計基準強度 [N/mm²] *27 *30 *33 *36 適用箇所 () 【8. 9. 1】【8. 9. 4】</p> <p>混和材料 ※高性能AE減水剤標準形又は速効型 (JIS A6204) *</p> <p>16 無筋コンクリート</p> <p>【6. 14. 1~3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>ランプ(cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※普通コンクリート</td> <td>*18</td> <td>*5</td> <td>*25mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※軽量コンクリート</td> <td>*18</td> <td>*20mm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>17 鉄骨製作工場</p> <p>監督職員の承認する製作工場 【8. 1. 5】 ※技術基準法第7条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機構として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鋼構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場</p> <p>18 施工管理技術者</p> <p>鉄骨製作管理技術者 【8. 1. 5】 ※適用する</p> <p>19 鋼材</p> <p>【8. 2. 8】【表8. 2. 7】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>適用箇所</th> <th>規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISによる</td> </tr> </tbody> </table> <p>20 スカラップ</p> <p>*改良型スカラップ *スカラップ</p> <p>21 高力ボルト</p> <p>高力ボルトの適用 ※トルク形高力ボルト *JIS形高力ボルト 【8. 13. 2~9】【8. 2. 9】</p> <p>22 溶融亜鉛めっき高力ボルト</p> <p>摩擦面の処理 ※プラスト処理(表面粗度50μmRz以上) *</p> <p>23 アンカーボルト</p> <p>材料 ※SS400 *SNR400 【7. 2. 4】</p> <p>24 鉄骨工作假組</p> <p>*行う *行わない 【8. 13. 10】</p> <p>25 溶接部の試験</p> <p>完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う 【8. 14. 11~12】</p> <p>26 鎌止め塗料</p> <p>耐火被覆材の接着する面の塗装 *行わない *行う (*JIS K5622 *)</p> <p>27 耐火被覆材</p> <p>種別 *ラス張りモルタル塗り *耐火材吹付け *吹付けコクワール(*乾式・半乾式) *耐火板張り *耐火材巻付け *示示</p> <p>所要性能(区分) *30分耐火() *1時間耐火() *2時間耐火()</p> <p>⑲ 既存部分の処理</p> <p>既存コンクリートの目荒らしの程度 ※平均深さ2~5mm最大深さ7mm程度の凹面を全体にわたってつける</p> <p>既存コンクリートの目荒らしの範囲 ※柱・梁面 打継ぎ面又は接合面全面の15~30%程度 ※壁面 打継ぎ面又は接合面全面の10~15%程度</p> <p>既存構造体の撤去 範囲 ○示示 はり出した鉄筋及び鉄骨の処置 ○示示</p>	種別	適用箇所	△種		○B種	増設壁	○C種		平たんさ(mm)	柱・梁・壁	床	3mにつき7以下			3mにつき10以下			1mにつき10以下			種類	設計基準強度 (N/mm ²)	ランプ(cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所	※普通コンクリート	*18	*5	*25mm		※軽量コンクリート	*18	*20mm			種類の記号	適用箇所	規格等			※JISによる			※JISによる			※JISによる			※JISによる	29 あと施工アンカー	<p>あと施工アンカーの材料</p> <p>※接着系アンカー アンカーの種類 *カーブ型 接着材の品質 *有機系 アンカーネジの種類 *異形棒鋼 ・金属アンカー(耐震補強用) セッタ方式 *本体打入式</p> <p>あと施工アンカーの性能確認試験 *実施する(試験方法及び試験数 *図示) *実施しない 【8. 2. 4】</p> <p>あと施工アンカーの施工</p> <p>穿孔前の埋込み配管等の探し 範囲 *あと施工アンカー施工部分全て *図示 方法 *探査器により探し、配管等の位置の墨出を行う *はり出しがによる</p> <p>施工確認試験 *実施する *実施しない 試験の種類 *引張試験 対象とするアンカーの種類及び試験数 *図示による</p> <p>確認強度 *示示による</p> <p>製品等を取り付けたための素材として、あと施工アンカーを使用する場合は、標準仕様書(機関別事14. 1. 3(b))による 引抜き耐力確認試験 *適用する(設計用引抜き強度 *)</p> <p>30 打増し壁に用いるシアコネクタ</p> <p>現地打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ 種類 *示示 間隔 (mm) * 500×500 *図示</p> <p>31 増設・補強工事のコンクリートの打込み</p> <p>工法の種類 *流込み工法 *圧入工法</p> <p>32 柱補強</p> <p>溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 柱頭柱脚の隣接部の型枠 *ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む *図示</p> <p>33 連続繊維シート巻</p> <p>連続繊維の材料 *炭素繊維 *アラミド繊維 *ガラス繊維</p> <p>連続繊維の材質 引張り強度(含潤滑化後) * () N/mm² ヤング率(含潤滑化後) * () N/mm²</p> <p>下地処理 仕上げモルタルの除去 *行う *行かない ひび割れ部の収修 *行う *行かない</p> <p>【4. 1. 4】【8. 24. 4】</p> <p>34 スリットの施工</p> <p>既存撤去部の配管等の探し ※探査器により探し、配管等の位置の墨出を行う *はり出しがによる</p> <p>【8. 25. 2】</p>	【8. 2. 4】	【8. 12. 1】	【8. 12. 2】	【8. 2. 4】【8. 12. 5】	<14. 1. 3>
種別	適用箇所																																																									
△種																																																										
○B種	増設壁																																																									
○C種																																																										
平たんさ(mm)	柱・梁・壁	床																																																								
3mにつき7以下																																																										
3mにつき10以下																																																										
1mにつき10以下																																																										
種類	設計基準強度 (N/mm ²)	ランプ(cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所																																																						
※普通コンクリート	*18	*5	*25mm																																																							
※軽量コンクリート	*18	*20mm																																																								
種類の記号	適用箇所	規格等																																																								
		※JISによる																																																								
		※JISによる																																																								
		※JISによる																																																								
		※JISによる																																																								



国土地理院地図閲覧サービスより引

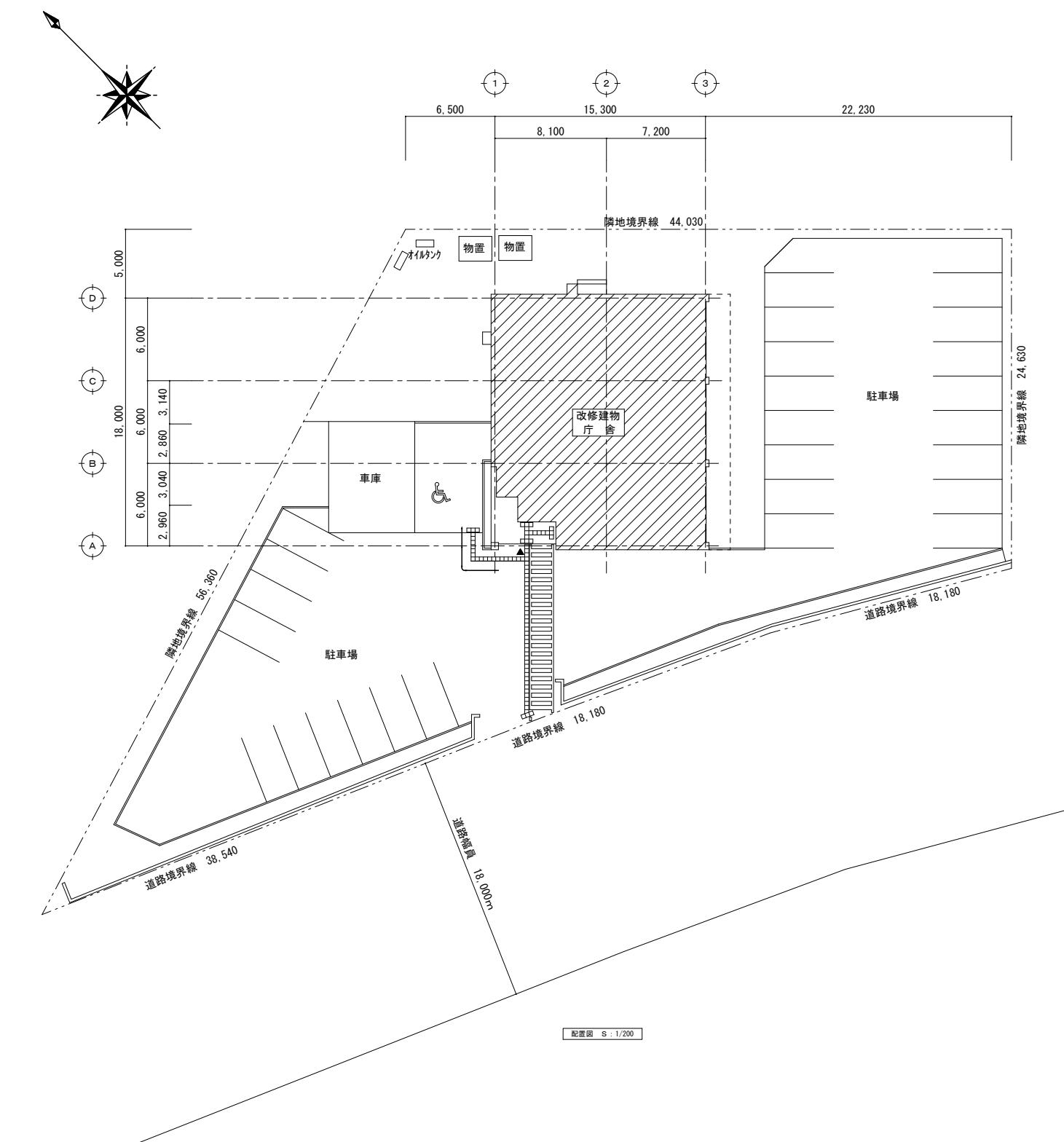
釧路市柏木町2-12



国土地理院地図閲覧サービスより引用

釧路市柏木町2-1

案内図 S : 1/400



凡例

改修建物範囲を示す

釧路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事

案内図・配置図 S : 1/200・1/400

北海道労働局総務部

一般共通事項			記号		外部仕上						ひさし						
					区分	床	壁	壁・柱・はり	軒天井	屋根	天井	側面及び柱	屋根				
1. 圖中の番号 O-OO-O の番号は建築工事標準詳細図の分類番号を示す。材種、寸法、取合いなどでそのまま適用できないものはこれに準ずる。			GB-R せっこうボード S.O.P 合成樹脂合板ペイント塗り GB-NC 不燃接着せっこうボード E.P. 合成樹脂マルチヨンペイント塗り GB-NC (T) 不燃接着せっこうボード (トラ) E.P.-G つや有合板樹脂マルチヨンペイント塗り バーチ(模様) E.P.-T 合成樹脂マルチヨン樹脂塗装 GB-P 吸音用八あき石こうボード 2-A.S.E アクリル樹脂コロニカル塗装エマルシヨンペイント塗り GB-D (W) 吸音用八あき石こうボード (木目模様) N.A.D アクリル樹脂系水分散形塗料塗り D.R (T) ロックウール耐候吸音板(普通) A.E アクリル樹脂エマルシヨンペイント塗り D.R (凹) ロックウール耐候吸音板 F.E フタル酸樹脂エマルシヨンペイント塗り (立体模様) C.L クリヤラッカ塗り F.K けい勝カルシウム板 U.C ウレタン樹脂ワックス塗り F.K-P 吸音用八あき石こうカルシウム板 O.S オイルスライス塗り 化粧F.K けい勝カルシウム板 ②-U.E 2液形ボリウレタンエナメル塗り P.F ポリスチレンフォーム保温板 ②-F.U.E 常温乾燥形ふつ素樹脂エナメル塗り GW-B グラスウール吸音ボード 壁原塗材 壁原仕上塗材塗り GB-S シーリング石こうボード F. フレキシブル板 化粧F. 化粧フレキシブル板		既存 仕上	磁器質タイル モルタル	押出成型セメント板 (塗装品) 外断熱ハネル後貼の上、仕上塗材塗り (G.L-100まで)	押出成型セメント板 (塗装品) 一部撤去	ステンレスシート防水	アルミモールディング							
2. 新設、既存の特記なき木の部・鉄部の塗装は、S.O.P (木々々) とし、外郭鉄部の塗装は、の塗装は、(※2)F.U.E. (S.O.P) とする。ただし、和室縁の木部及び造付け家具類の内部は塗装しない。						改修 仕上	既存のまま	既存のまま	押出成型セメント板 (塗装品) 一部新設	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま				
3. 柱型、梁型及び壁の仕上で図示のない箇所は壁仕上による。						改修 内容											
4. 特記なき室名は8-41とする。					表記のないボード記号については、「内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。												
内部仕上																	
室名		区分	床		壁 取合 (木)		壁		天井取合		天井		化学物質 温度測定 箇所数	備考			
新規	既存		仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容					
共通事項			共通事項		共通事項		共通事項		共通事項		共通事項						
A 既存床仕上撤去後新設 (仕上のみ) B 既存床仕上撤去後新設 (下地共) D 床仕上新設 (仕上のみ) E 床仕上新設 (下地共) F 床仕上取外し・再取付 (仕上げのみ) G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付			A 既存床木撤去後新設 (塗装のみ) B 既存床木撤去後新設		A 既存壁木撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存壁木撤去後新設 (仕上のみ) C 既存壁仕上撤去後新設 (下地共) D 壁仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		A 既存壁仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存壁仕上撤去後新設 (仕上のみ) C 既存壁仕上撤去後新設 (下地共) D 壁仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		A 既存天井木撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存天井木撤去後新設 (仕上のみ) C 既存天井木撤去後新設 (下地共) D 天井仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上新設		A 既存天井仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存天井仕上撤去後新設 (仕上のみ) C 既存天井仕上撤去後新設 (下地共) D 天井仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上新設		A 既存天井仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存天井仕上撤去後新設 (仕上のみ) C 既存天井仕上撤去後新設 (下地共) D 天井仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上新設				
(1 頁)																	
風除室	風除室	既存	磁器質タイル (1-01-6)		アルミ水切		押出中空セメント板 (塗装品)		軒天通気口 (アルミバンディングメタル)		アルミモールディング (3-01-9)						
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま						
玄関ホール	玄関ホール	既存	ビニル床タイル 一部視覚障害者用磁器質タイル (1-01-4)		テラゾーブロック		モルタル塗 タイル状吹付 (2-02-13)		アルミニウム製見切縁		D.R (T) t9 (3-01-4)						
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま						
会議室	会議室	既存	ビニル床タイル t2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		G.B-R t12.5 E.P (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		G.B-NC t9.5 (3-01-2)						
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま						
喫煙コーナー	喫煙コーナー	既存	ビニル床タイル (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		G.B-R t12.5 上ビニルクロス アルミバーテーション (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		G.B-NC t9.5 (3-01-2)						
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま						
準備室	準備室	既存	ビニル床タイル t2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		G.B-R t12.5 E.P (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		G.B-NC t9.5 (3-01-2)						
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま						
男子便所 便所女子 身障者用便所	男子便所 便所女子 身障者用便所	既存	ビニル床シート (目地溶接) (1-01-4)		陶器質タイル		陶器質タイル		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		F.K t6 E.P (3-01-1)						
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		F.K t6 E.P (3-01-1)		B (男子便所 一部)				

印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。

釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事

A-06

改修仕上表 (1)

NON

北海道労働局総務部

H29版改修 ver1.00 2017.07.01

内 部 仕 上			床		壁 取 合 (巾木)		壁		天 井 取 合		天 井		化学物質 濃度測定 箇所数	備 考
室 名	区 分	新 規	既 存	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	
				共 通 事 項 A 既存床仕上撤去後新設 (仕上のみ) B 既存床仕上撤去後新設 (下地共) D 床仕上新設 (仕上のみ) E 床仕上新設 (下地共) F 床仕上取外し・再取付 (仕上げのみ) G 床仕上取外し・再取付 (下地共)	共 通 事 項 A 既存巾木撤去後新設 (塗装のみ) B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去	共 通 事 項 A 既存壁仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存壁仕上撤去後新設 (仕上げのみ) C 既存壁仕上撤去後新設 (下地共) D 壁仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去	共 通 事 項 A 既存見切縁撤去後新設	共 通 事 項 A 既存天井仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存天井仕上撤去後新設 (仕上のみ) C 既存天井仕上撤去後新設 (下地共) D 天井仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上新設						
廊 下	廊 下	既 存	ビニル床タイル t2.0 (1-01-4)	ビニル巾木 H=60 (2-11-1)	モルタル EP GB-R t12 EP (2-03-4)	アルミニウム製見切縁	GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)							
		改 修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
機械室	機械室	既 存	硬質着色床 (1-01-1)	モルタル EP (2-11-7)	ロックウール吹付 巻モルタル EP H=2,000 (2-02-13)	突付	ロックウール吹付							
		改 修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
倉 庫	倉 庫	既 存	コンクリートこて仕上 (1-01-3)	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
(2F)														
署長室	署長室	既 存	タイルカーペット	ビニル巾木 H=60 (2-11-1)	単板張 t0.5	アルミニウム製見切縁	GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)							
		改 修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
事務室	事務室	既 存	ビニル床タイル t2.0 (1-01-4)	ビニル巾木 H=60 (2-11-1)	GB-R t12 EP (2-03-4)	アルミニウム製見切縁	GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)							
		改 修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	B
給湯室	給湯室	既 存	ビニル床タイル t2.0 (1-01-4)	モルタル EP (2-11-7)	モルタル EP・VE (2-02-13)	アルミニウム製見切縁 (3-11-9)	FK t6 EP (3-01-1)							
		改 修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	アルミニウム製見切縁 (3-11-9)	FK t6 EP (3-01-1)	-部 A	-部 B				
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイル t2.0 (1-01-4)	ビニル巾木 H=60 (2-11-1)	GB-R t12 EP (2-02-4)	アルミニウム製見切縁	GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)							
		改 修	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま						

▷ 印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。

釧路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事

A-07

改修仕上表 (2)

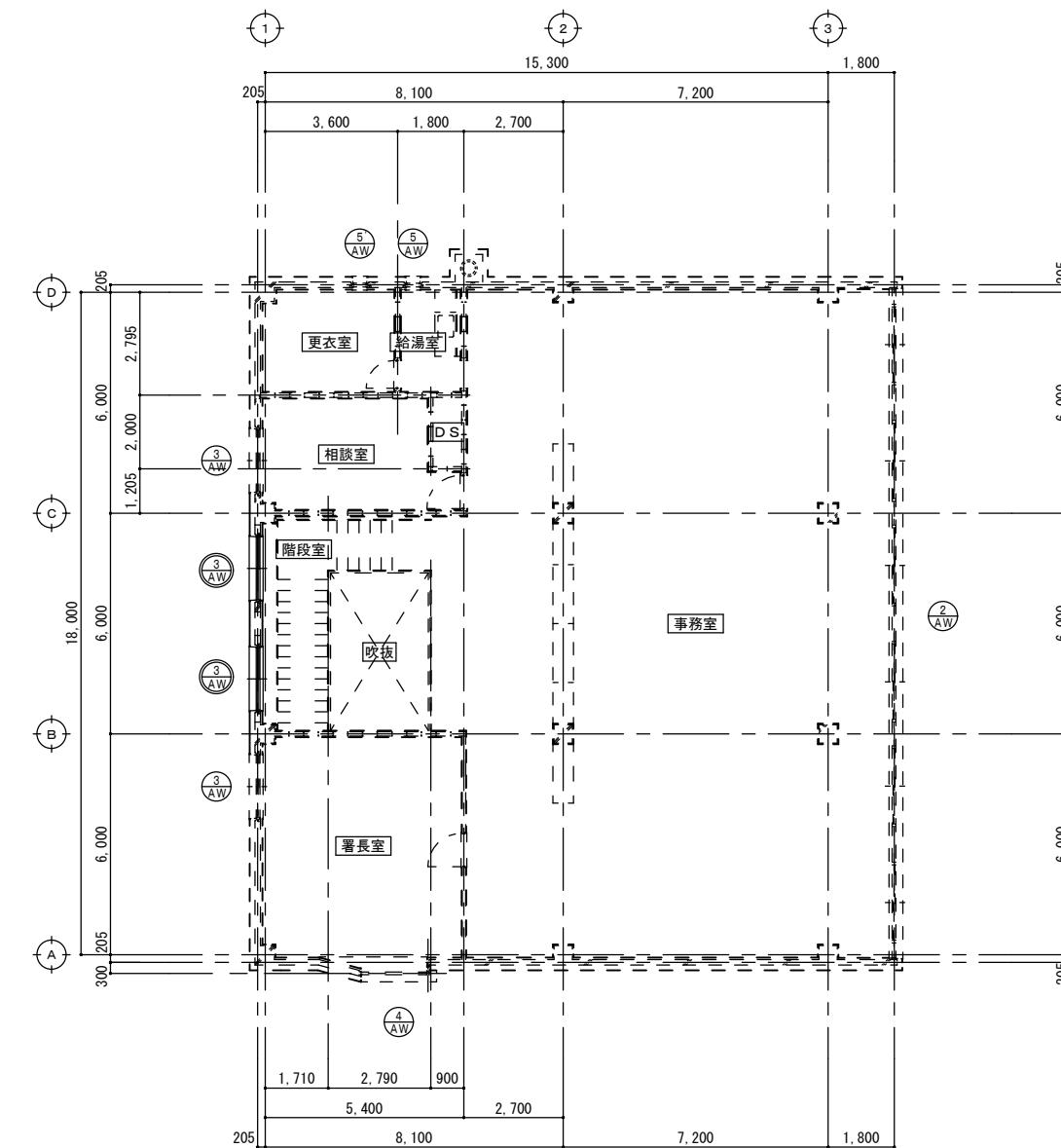
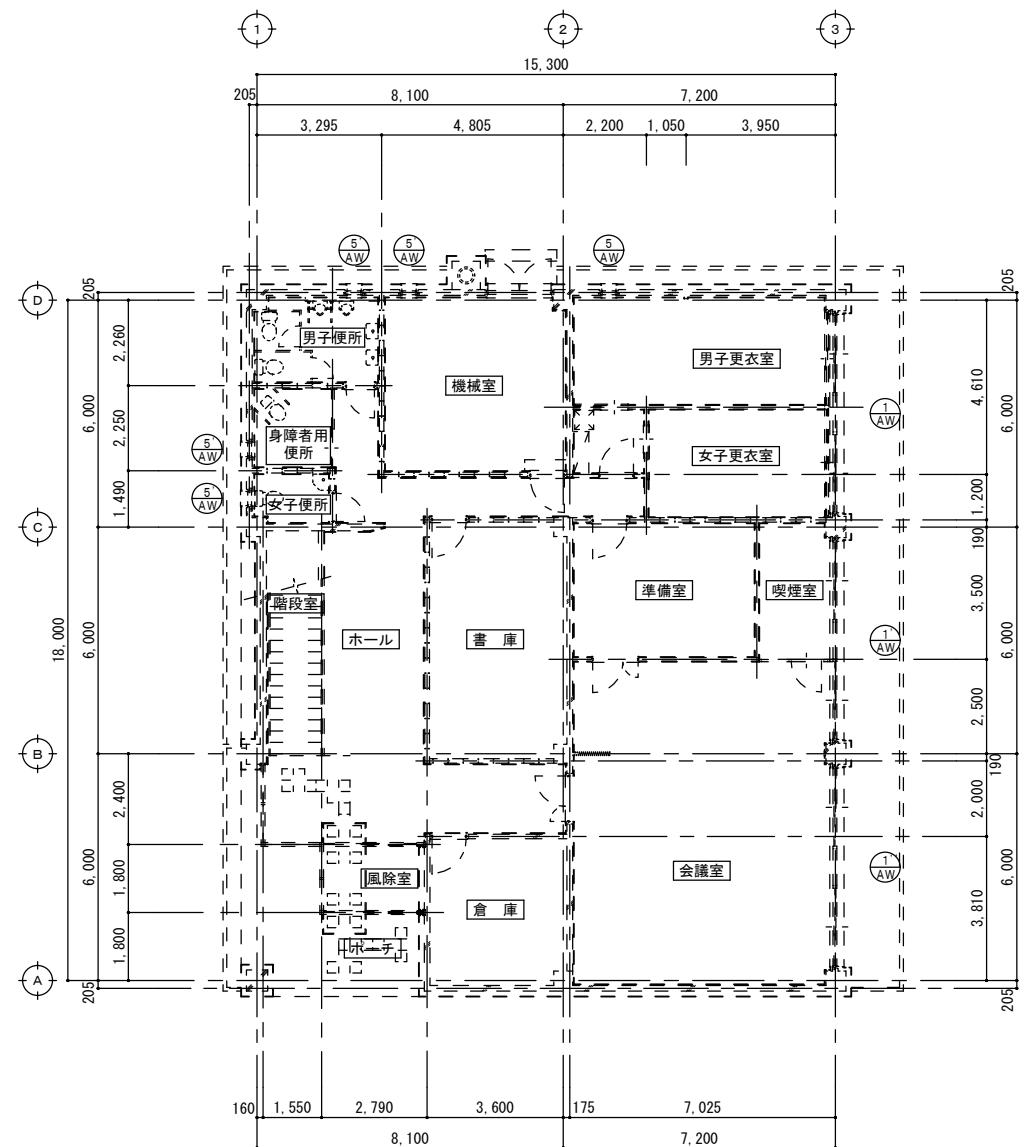
NON

北 海 道 労 働 局 総 務 部

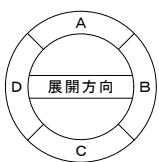
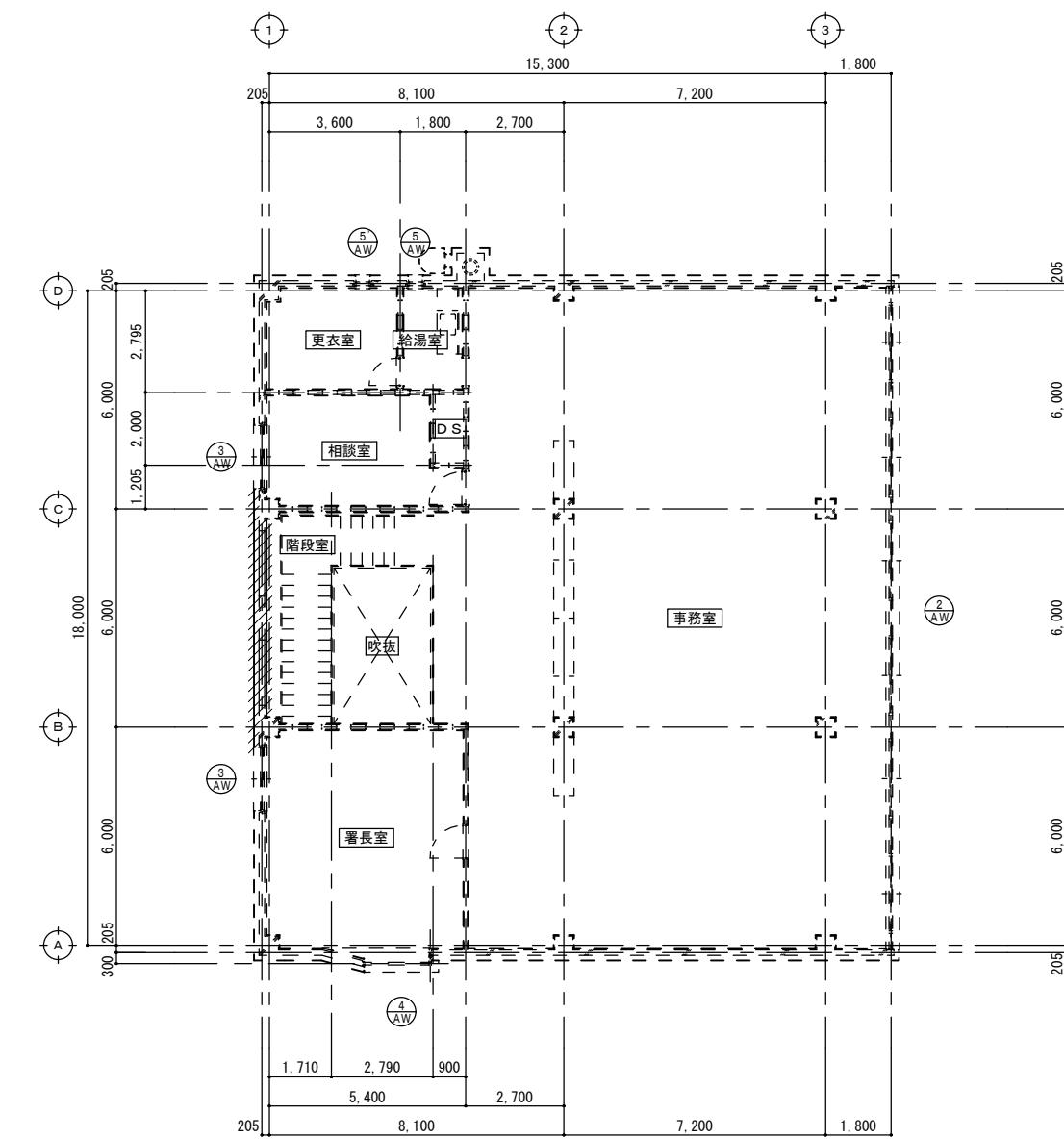
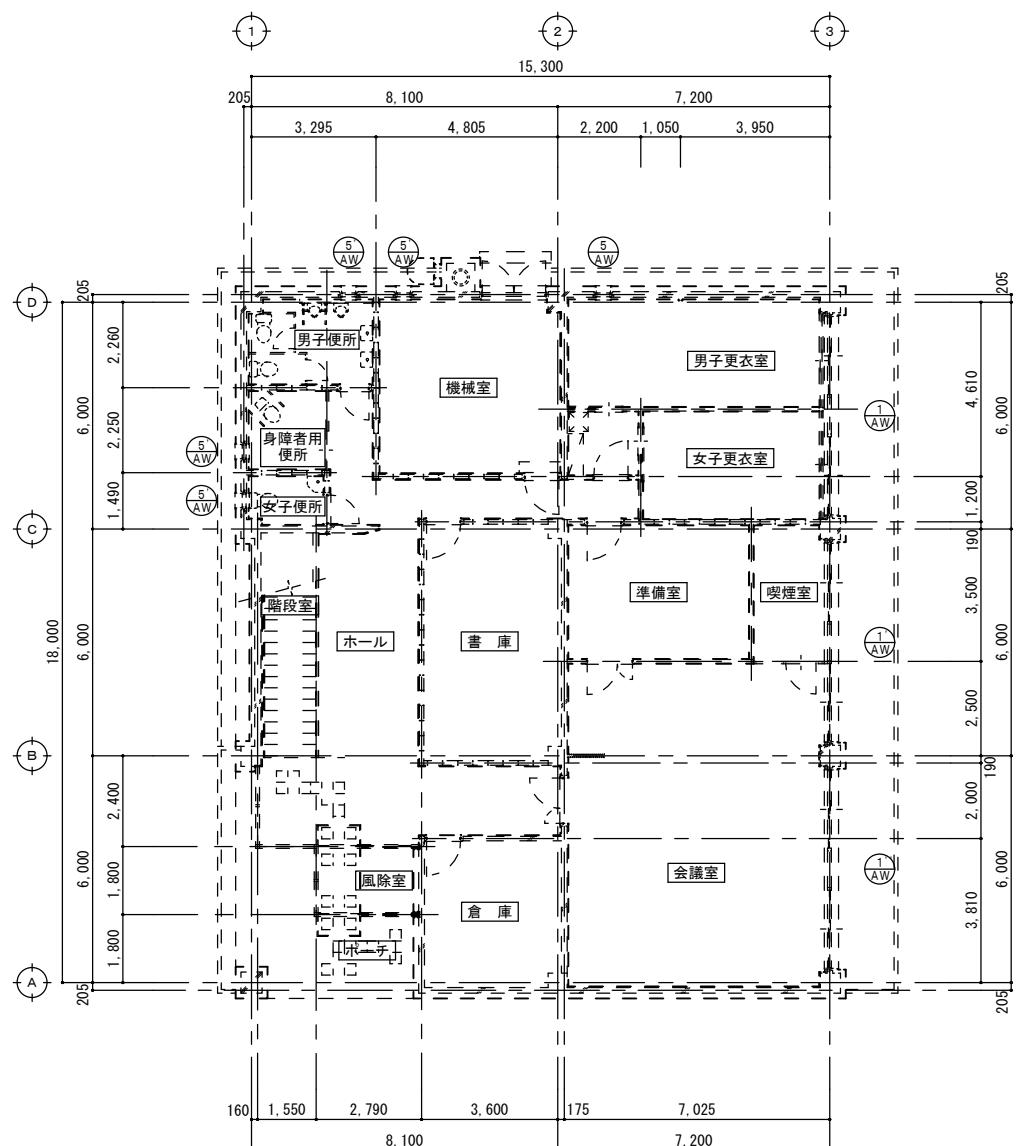
H29版

ver2.00 2017.07.01

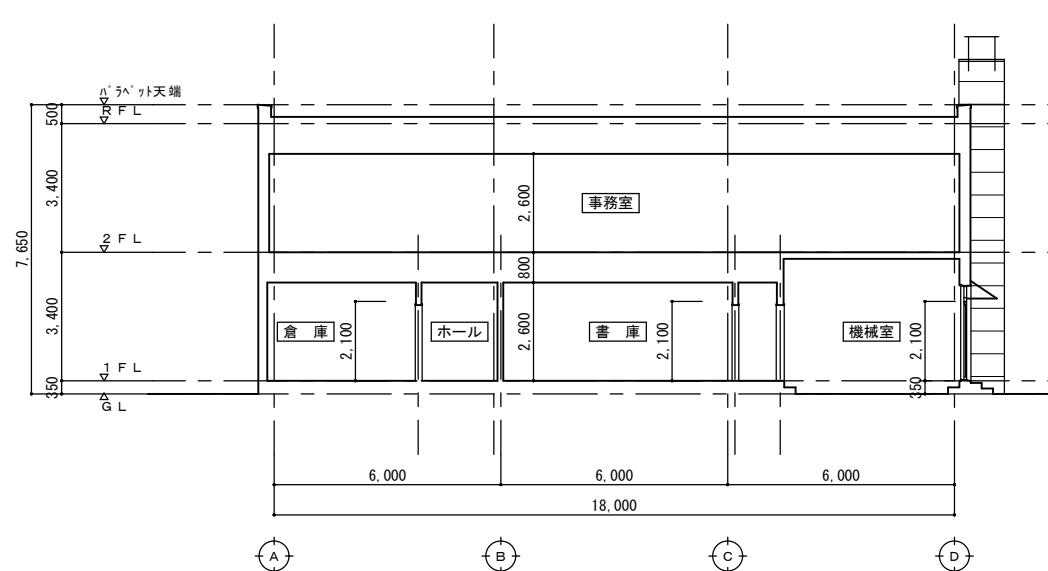
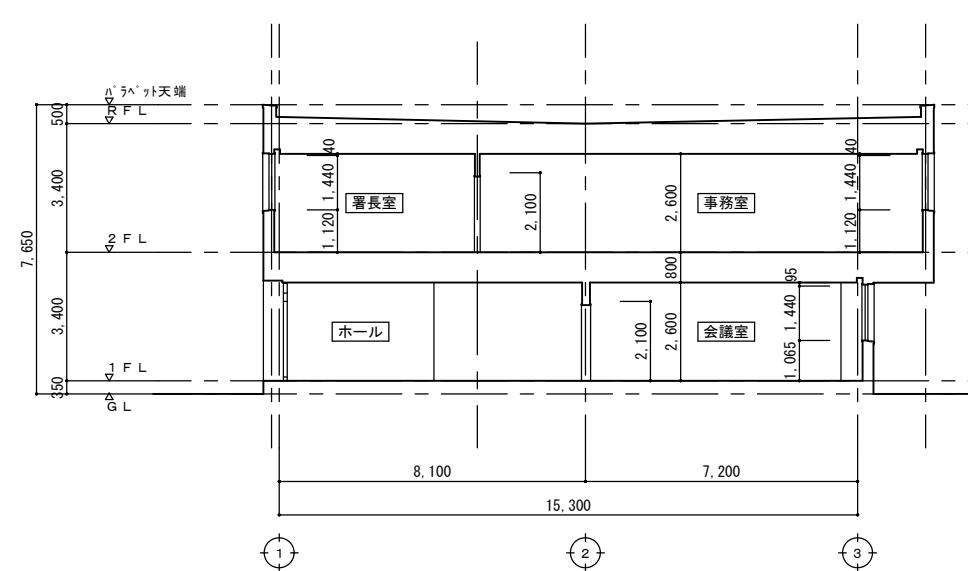
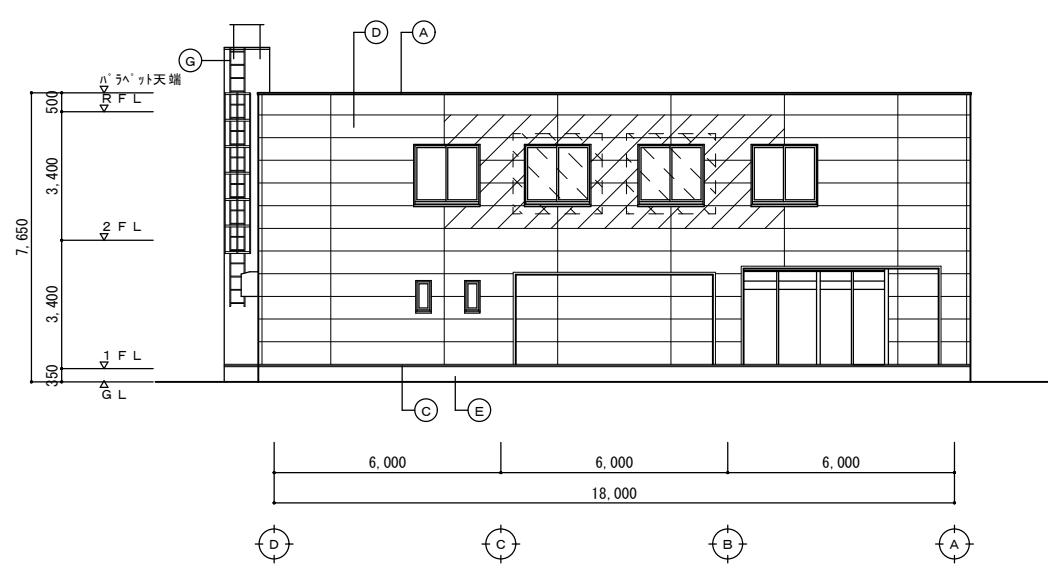
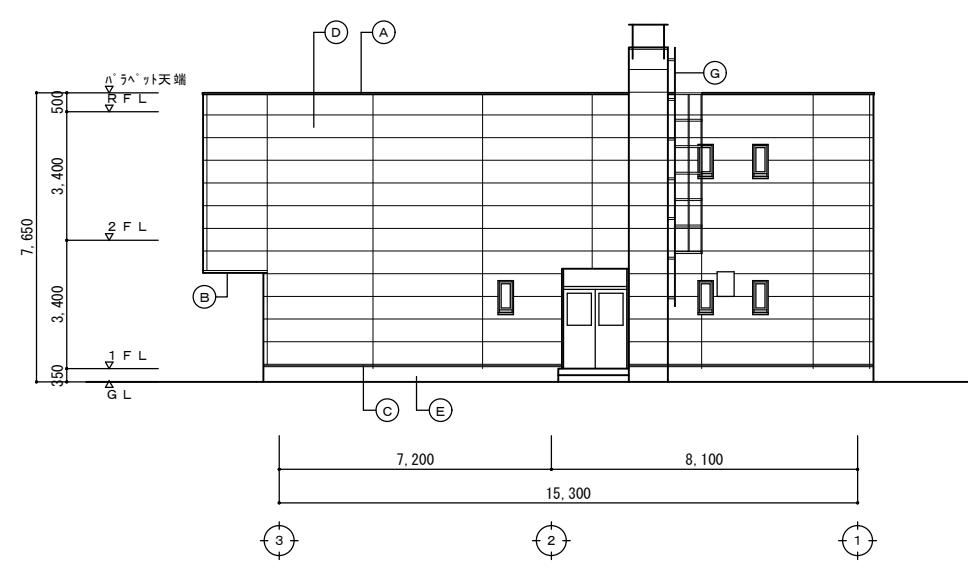
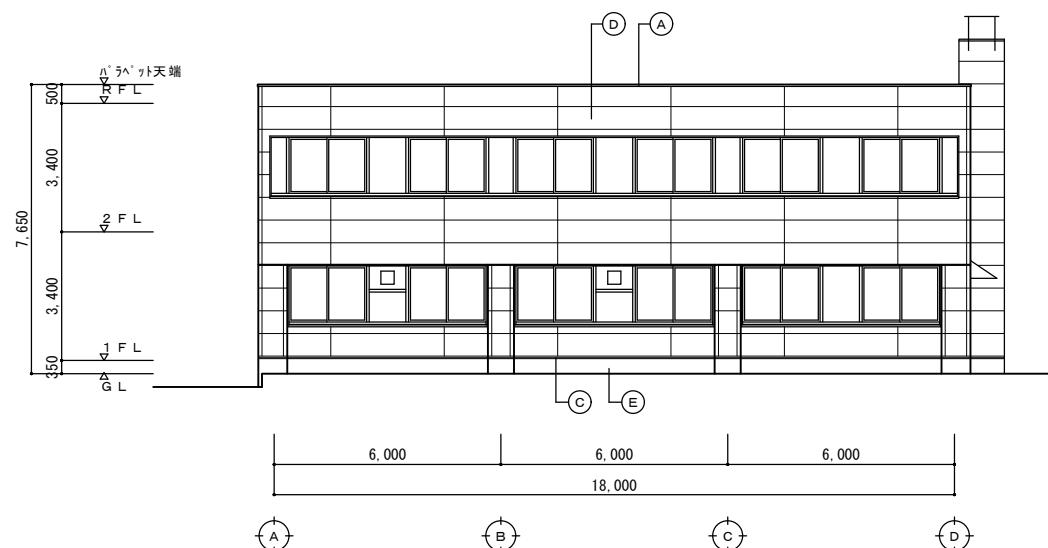
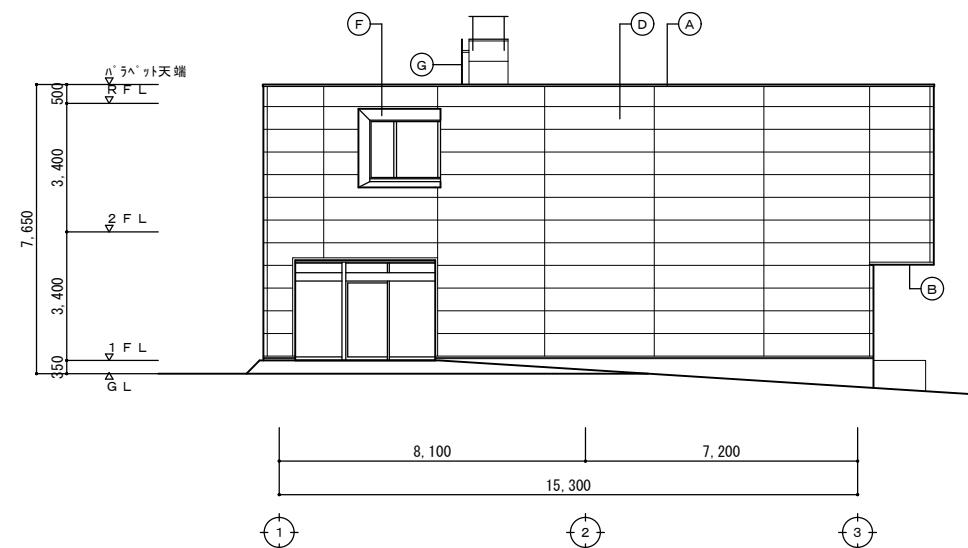
内部仕上															
室名		区分	床		壁取合(巾木)		壁		天井取合		天井		化学物質 濃度測定 箇所数	備考	
新規	既存		仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容			
			共通事項		共通事項		共通事項		共通事項		共通事項				
			A 既存床仕上撤去後新設(仕上のみ)		A 既存巾木撤去後新設(塗装のみ)		A 既存壁仕上撤去後新設(塗装・壁紙等のみ)		A 既存見切縁撤去後新設		A 既存天井仕上撤去後新設(塗装・壁紙等のみ)				
			B 既存床仕上撤去後新設(下地共)		B 既存巾木撤去後新設		B 既存壁仕上撤去後新設(仕上げのみ)		E 見切縁新設		B 既存天井仕上撤去後新設(仕上のみ)				
			D 床仕上新設(仕上のみ)		E 巾木新設		C 既存壁仕上撤去後新設(下地共)		F 見切縁撤去		C 既存天井仕上撤去後新設(下地共)				
			E 床仕上新設(下地共)		F 巾木撤去		D 壁仕上新設(塗装・壁紙等のみ)				D 天井仕上新設(塗装・壁紙等のみ)				
			F 床仕上取外し・再取付(仕上げのみ)				E 壁仕上新設				E 天井仕上新設				
			G 床仕上取外し・再取付(下地共)				F 壁仕上撤去								
相談室	相談室	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)				
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				
ホール	ホール	既存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)				
		改修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				
階段室	階段室	既存	ビニル床タイルt2.0(蹴上共) (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)				
		改修	既存のまま		既存のまま		一部 GB-R t12 EP (2-03-4)	一部 C	アルミニウム製見切縁 (3-11-9)	一部 A	GB-NC (T) t9.5 (3-01-2)				
														縦型ブラインド、ブラインドボックス撤去(3-32-1) (縦型ブラインド W5,740 H1,800)	



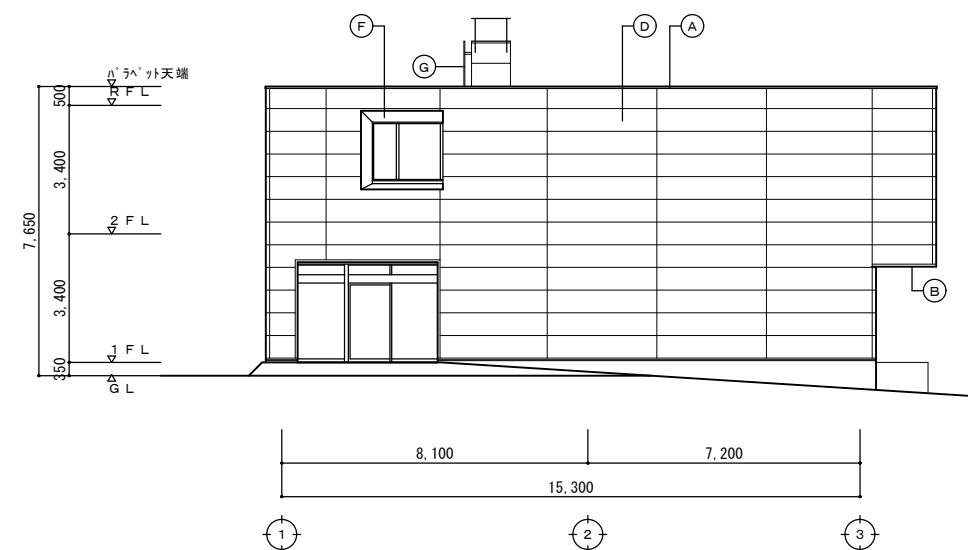
凡例	鉄筋コンクリート造	既存部分を示す	既存建具記号	A-09
	コンクリートブロック造	撤去部分を示す	撤去建具記号	
	軽量鉄骨下地壁 (2-21-1)			
鉄路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事				S : 1/100
1階平面図・2階平面図 (既存)				
北海道労働局総務部				



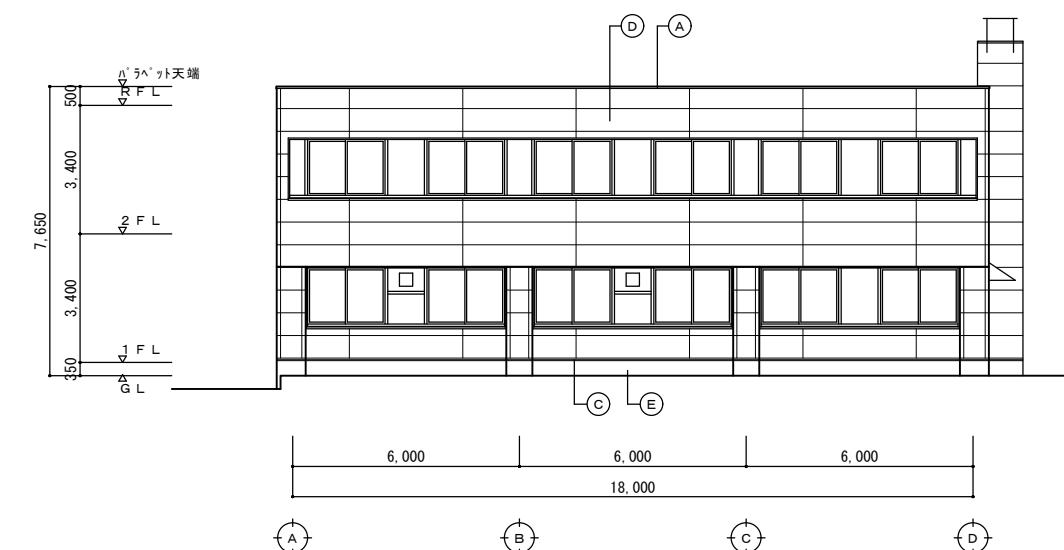
凡例	鉄筋コンクリート造	既存部分を示す	既存建具記号	釧路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事 1階平面図・2階平面図 (改修) S : 1/100 北海道労働局総務部	A-10
	コンクリートブロック造	改修部分を示す			
	軽量鉄骨下地壁 (2-21-1)				



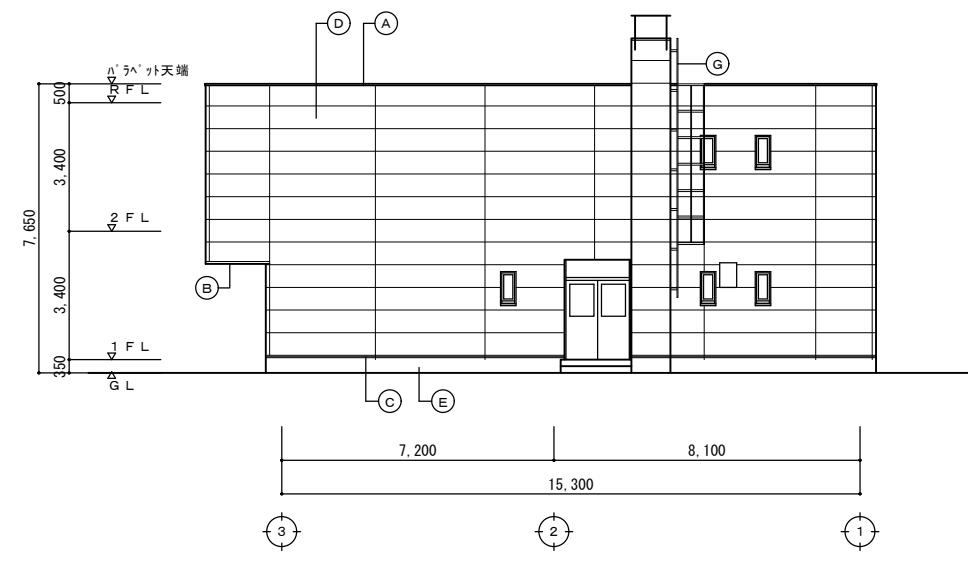
凡例		押出成形セメント板 t 26 (塗装品) 撤去 ケラカーボン板 t 25+ t 50 (32kg/m³) 撤去 AW-3 撃去	(A) アルミ製笠木	(D) 押出成形セメント板 (塗装品)	(G) ステンレスタラップ	鉄路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事			A-11
		R C 壁撤去	(B) アルミ見切水切	(E) 外断熱パネル後貼の上複層仕上塗材				立面図・断面図 (既存)	
			(C) アルミ腰水切	(F) カラーアルミパネル				S : 1/100	



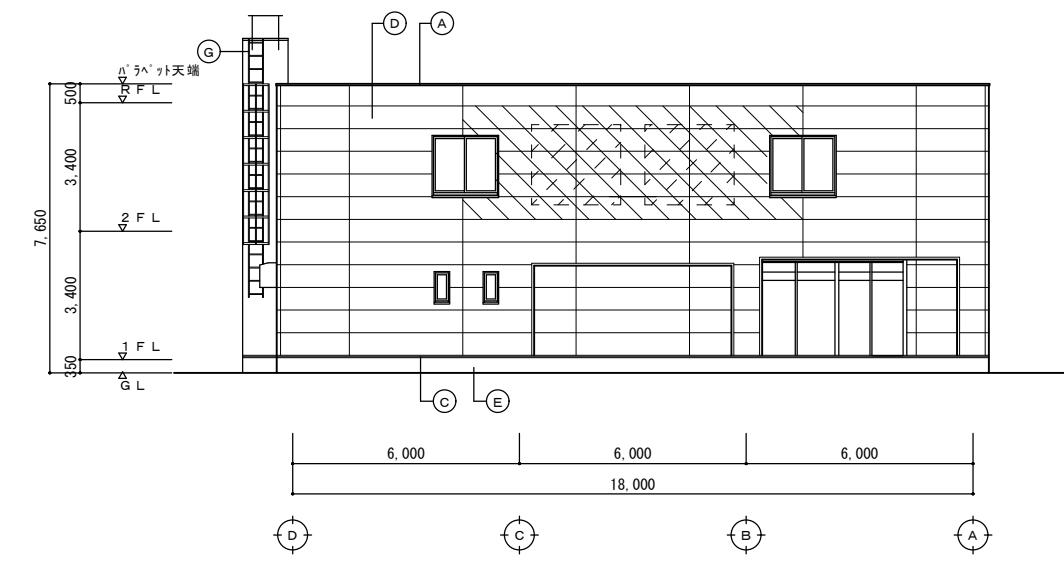
西側立面図 S : 1/100



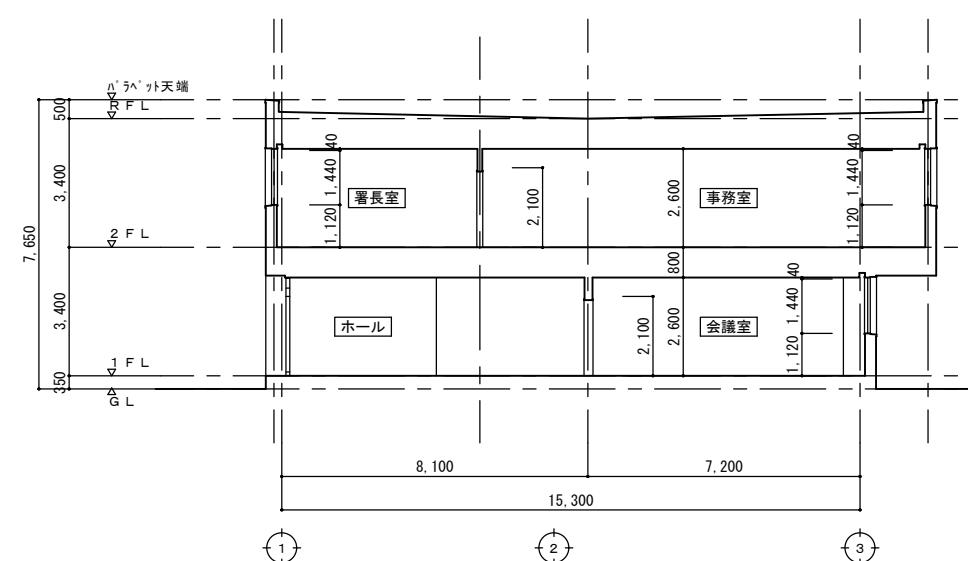
南側立面図 S : 1/100



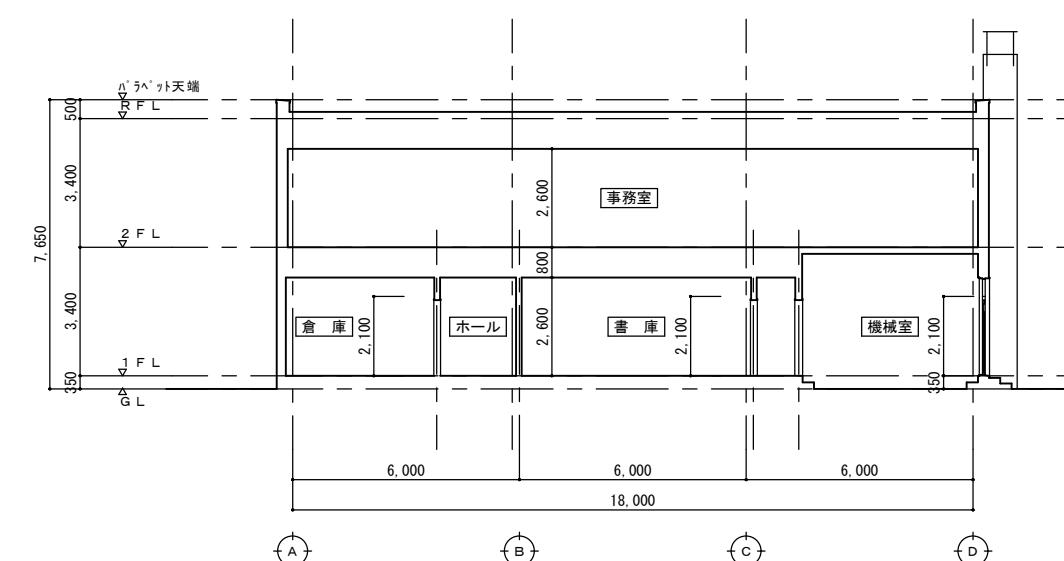
東側立面図 S : 1/100



北側立面図 S : 1/100

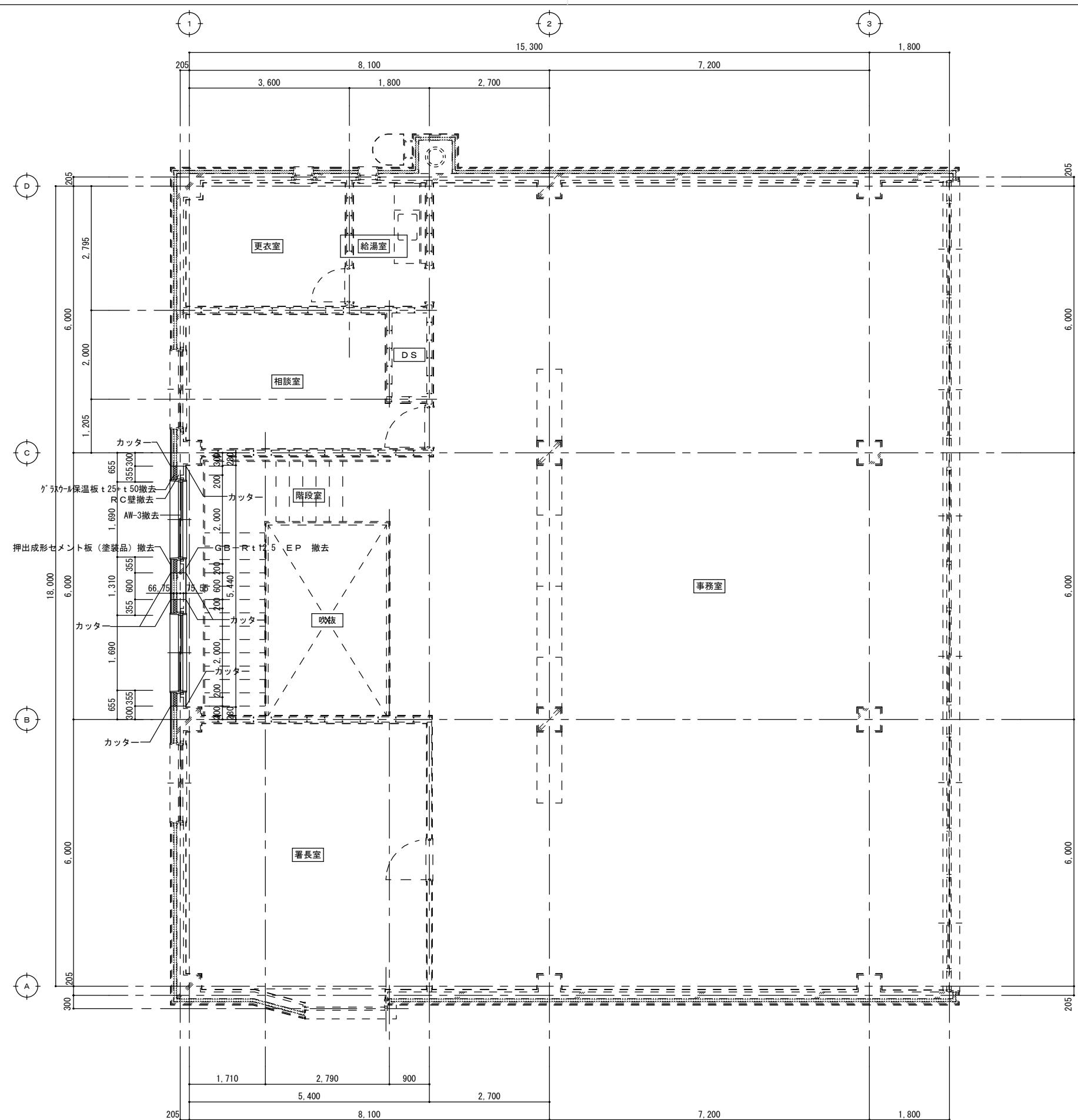


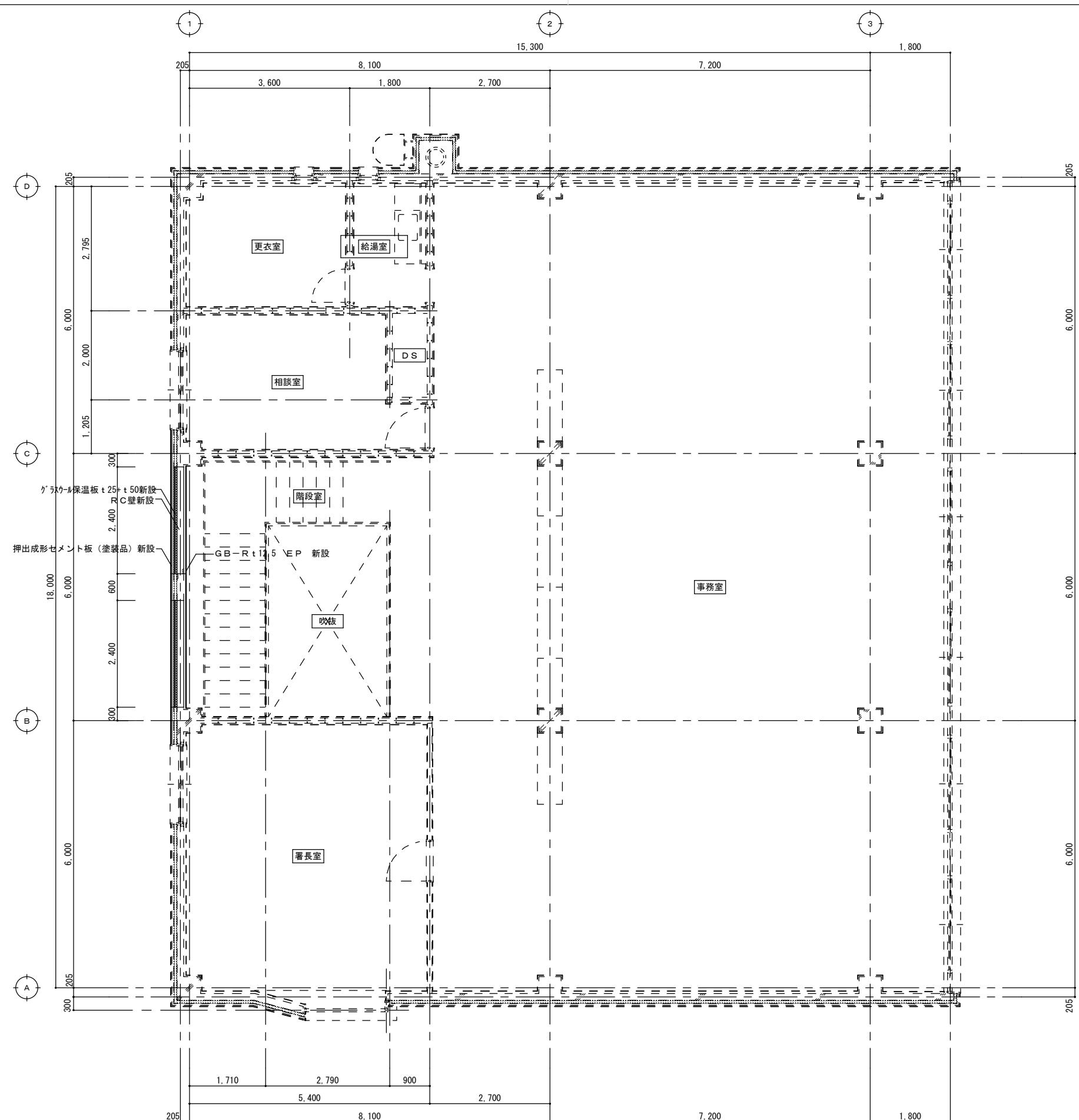
断面図 S : 1/100

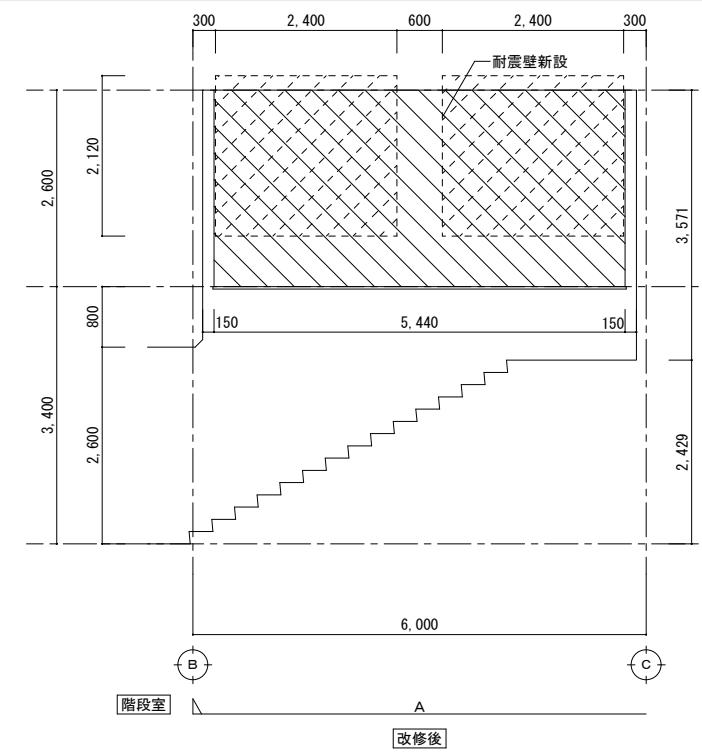
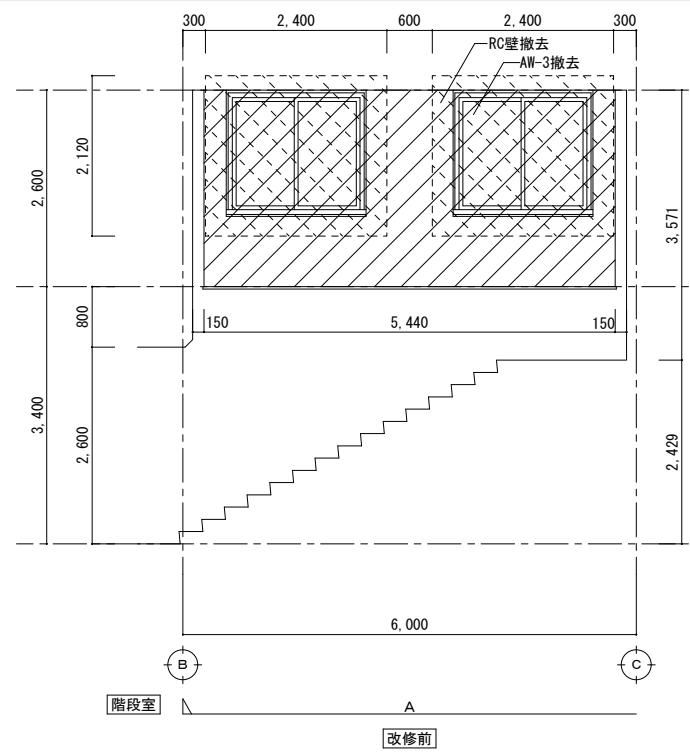


断面図 S : 1/100

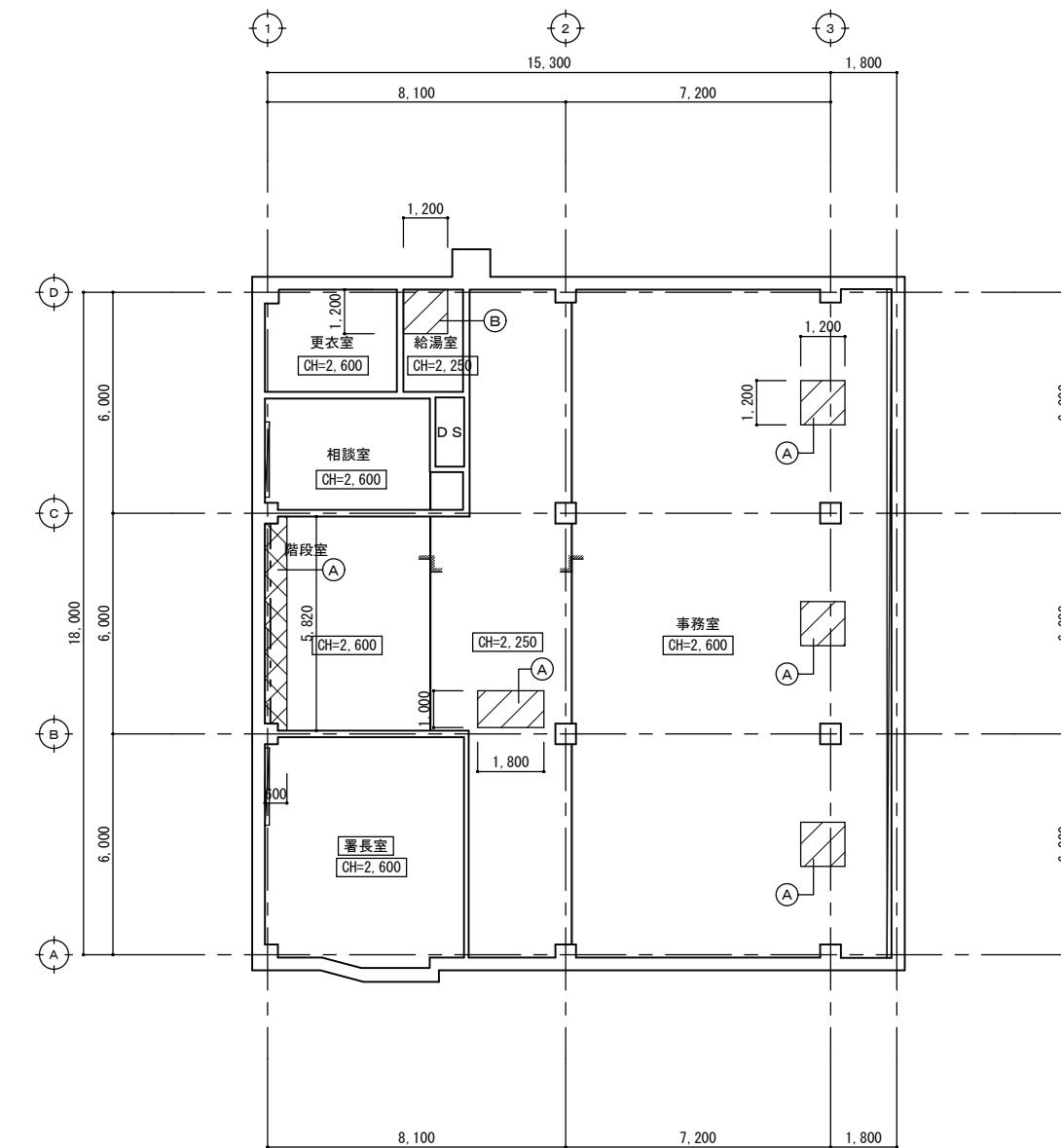
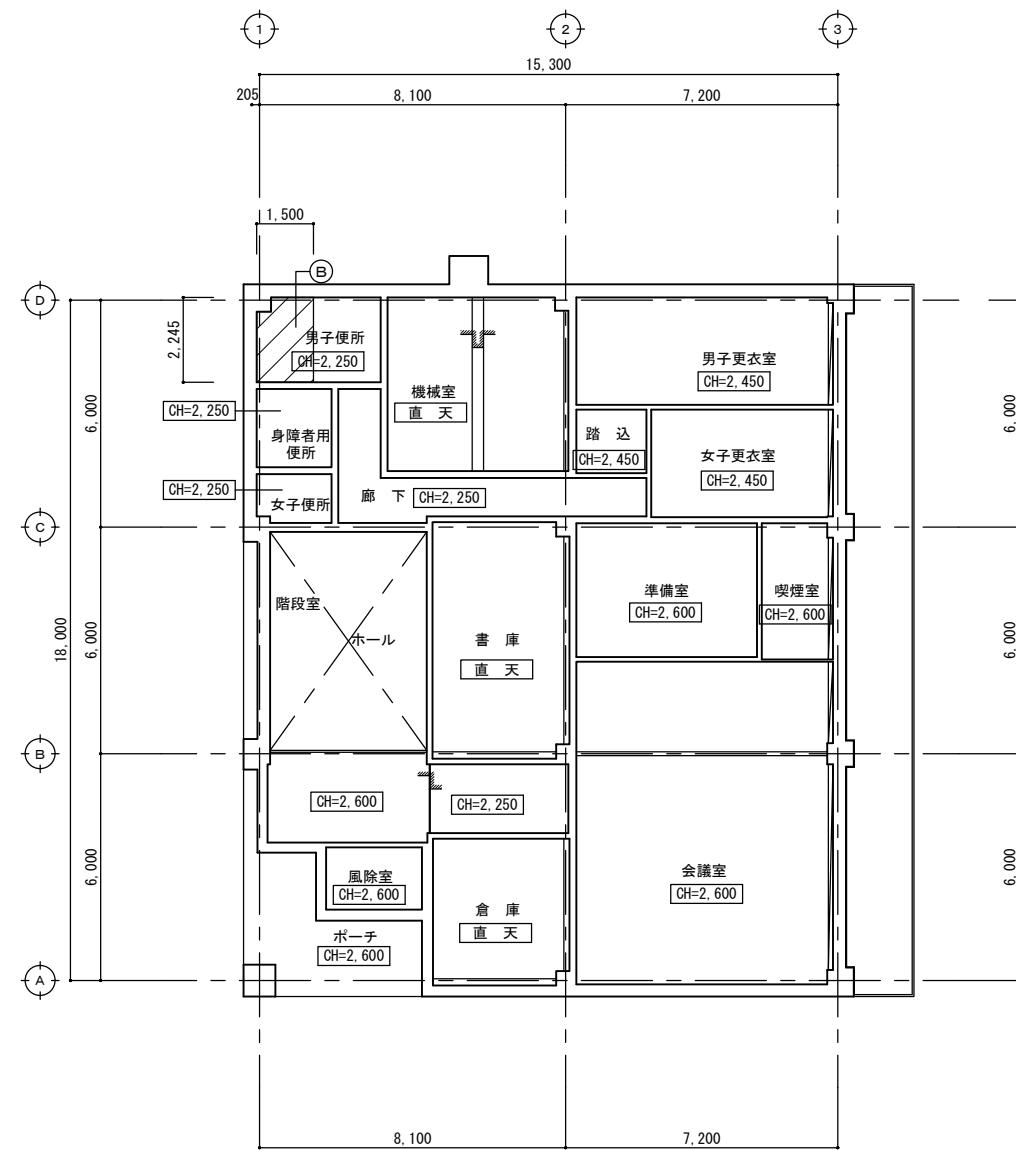
凡例		押出成形セメント板 t 26 (塗装品) 新設 グラスケル保温板 t 25+ t 50 (32Kg/m³) 新設	(A)	アルミ製笠木	(D)	押出成形セメント板 (塗装品)	(G)	ステンレスタラップ					釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事	A-12
		R C 壁新設	(B)	アルミ見切水切	(E)	外断熱パネル後貼の上複層仕上塗材	(H)	ステンレス防雪フード					立面図・断面図 (改修) S : 1/100	
			(C)	アルミ腰水切	(F)	カラーアルミパネル							北海道労働局総務部	







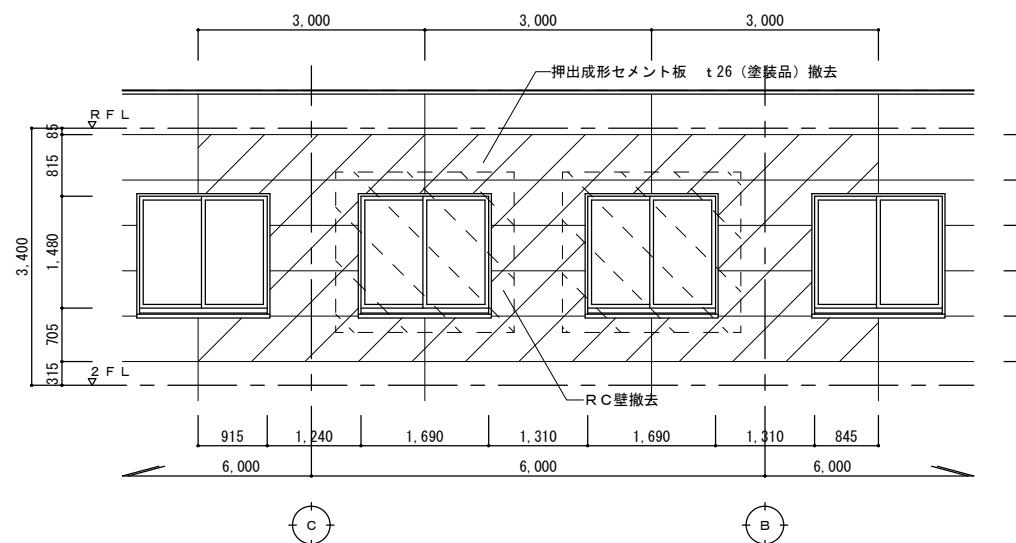
凡例		躯体撤去部分を示す		仕上撤去部分を示す						鉄路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事	A-15
		躯体新設部分を示す		仕上新設部分を示す						展開図(既存・改修)	
										S : 1/50	
										北海道労働局総務部	



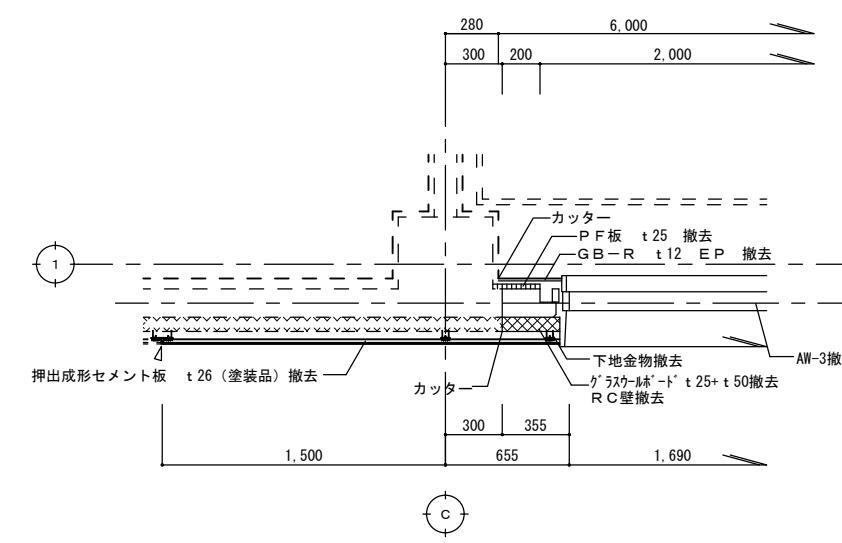
凡例	□/□	仕上のみ撤去・新設	(A)	GB-N C (T) t9.5 (3-01-2)					鉄路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事	A-16
	☒/☒	仕上・下地共撤去・新設	(B)	FK t6.0 EP (3-01-1)					1階天井伏図・2階天井伏図 S : 1/100	
	---	縦型ブラインド・ブラインドボックス (3-32-1)							北海道労働局総務部	

共通事項		棟別区分	建具符号	形状記号	箇所数	建具寸法 (mm)		建具枠		がらり		ガラス		備考	形状記号													
W	() はらんま H					枠見込 (mm)	枠回り記号 枠=くつぎり	記号	h (mm)	記号	厚さ (mm)	1	2	3	4	5	6	7	8	9								
1. 特記なき建具見込み寸法は木製建具、鋼製建具40mm、 鋼製軽量建具36mm、障子、ふすま及び木製窓は30mmとする。 又押入のふすまは合板ふすま（市場品程度）とする。																												
2. 特記なき鋼製建具、鋼製軽量建具の外枠に面する仕上げは ②) FUE、内部の仕上はSOP (F☆☆☆)とする。 また、特記なき木製建具の内部の仕上はSOP (F☆☆☆) とし、特記なき重量シャッターアイ仕上は内部・外部とも SOP (F☆☆☆)とする。	既存 AW-1 E-1 1	既存 AW-1' E-2 2	既存 AW-2 E-4 1	既存 AW-3 D-2 4	既存 AW-4 D-5 1	既存 AW-5 D-6 2	既存 AW-5' D-6 4	既存 AW-5'' D-6 1	既存 AW-6 D-6 1	既存 AW-7 D-6 1	既存 AW-8 D-6 1	既存 AW-9 D-6 1	既存 AW-10 D-6 1	既存 AW-11 D-6 1	既存 AW-12 D-6 1	既存 AW-13 D-6 1	既存 AW-14 D-6 1	既存 AW-15 D-6 1	既存 AW-16 D-6 1	既存 AW-17 D-6 1	既存 AW-18 D-6 1	既存 AW-19 D-6 1	既存 AW-20 D-6 1					
3. 外部に面する金属製フランジ戸（ガス入り戸）は断熱材 (吹付硬質ウレタンフォーム断熱材充填) 入とする。																												
4. 鋼製建具のうち点検扉は片面フランジ戸とする。																												
5. 特記なきガラリの材質は建具と同材とし板厚は鋼製1.2mm (防火戸1.6mm)、アルミニウム製は1.5mm、 ステンレス製は1.0mmとする。																												
6. ドアガラリの仕上は建具と同種とし、ふすまは木製塗装 なしとする。防火戸のガラリはダンパー付きとする。																												
7. 外壁取付け用ガラリには四方枠（4-5-2-7、見込み 150mm）を取付ける。																												
8. 廊下に面する建具の仕上は廊下仕様とする。																												
9. ○-○-○-○は複層ガラス、内側一空気層-外側を表す。																												
10. 衝突安全表示（セーフティーマーク）は、扉及びスクリー ン部分の両面に取付ける。																												
11. D C・F H・A H及び戸当りの取付けは平面図による、 なおD Cの取付けは戸内側を原則とする。																												
12. 壁当りとなる開き戸は壁面より逃げ寸法を100mm 程度 とする。																												
13. 煙感知器連動装置付き及び階段室に面する建具に取付ける D C、F H、A Hはストップなしとする。																												
14. 排煙窓の操作レバーの位置は床面から1.500mm以下の 位置とする。																												
15. 特記無き自動扉の衝突防止装置の適用、センサーの種類は 備考による。																												
16. 自動扉の電源用配管、配線は、スイッチボックス以降自動 扉に含む。																												
スイッチボックスはステンレス製 (SUS304) 鍵付き とし、スイッチは自動扉（内外）及びヒーター用各々に取 付ける。保護装置として漏電遮断機 (ELCB2P20A 30mA遮断時間0.1秒) を取付ける。																												
ガイドレールには外部のみヒーター付きとし、ヒーター線の 容量は1φ100V30W/Mサーモスタット付きレー ル内蔵とし、印付ける。																												
自動扉の制御装置は各自内蔵とし、両引戸は全半開装置付 きとする。																												
安全用光電装置の取付けは、ブース内部側とする。																												
7. 建具寸法は、有効内寸法を示す。ただし、扉のH寸法の 押え位置は、建築工事標準詳細図（平成17年版）を参照 すること。																												
建具符号		建具金物						建具略号				建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
種別	アルミニウム製	鋼製	鋼製軽量	ステンレス製	木製	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
戸	AD	SD	LD	SSD	WD	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
窓	AW	SW		SSW	WW	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
がらり	AG	SG		SSG	WG	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
スクリーン	AF	SF		SSF	WF	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
紙 障子					P	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
ふすま					H	建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
シャッター	AS	SS	LS			建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
オーバーパーツ	AOD	SOD				建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
三方枠	S					建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
自動ドア		TSD	(高耐候性鋼板+テンパライドア)			建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
建具金物						建具金物						建具枠廻り詳細									アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）		がらり記号 (4-01-1)					
ML モノロック	P	フロート板ガラス				建具金物						建具枠廻り詳細</																

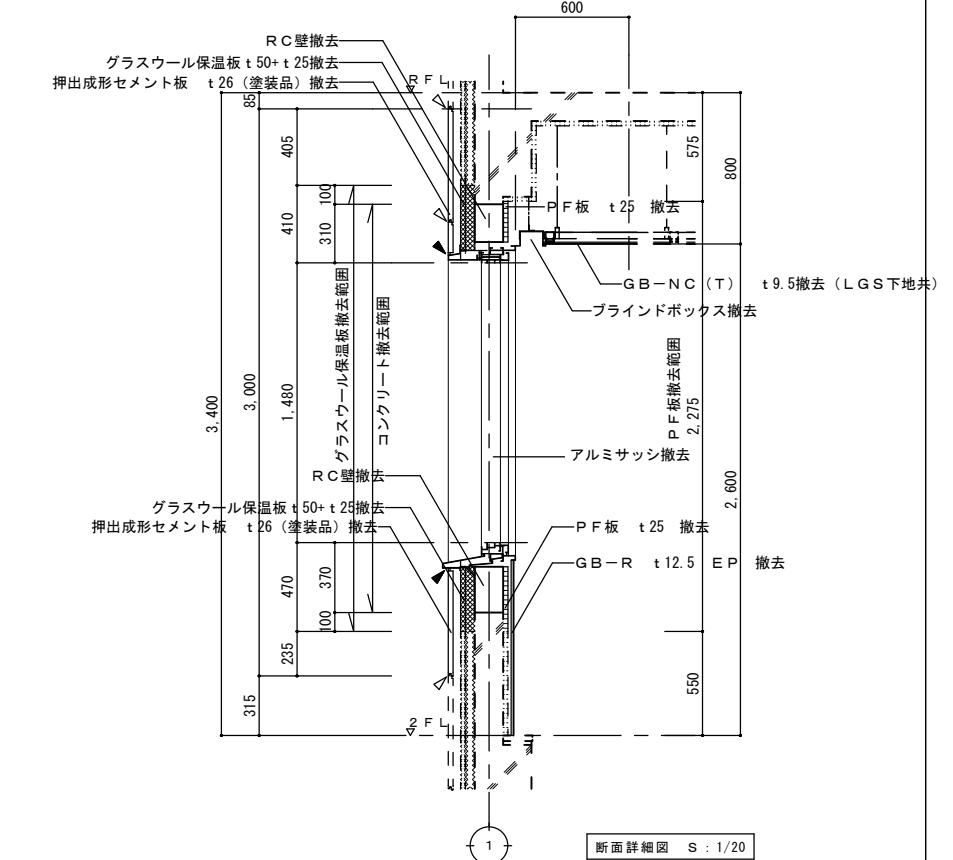
改修前



正面図 S : 1/50

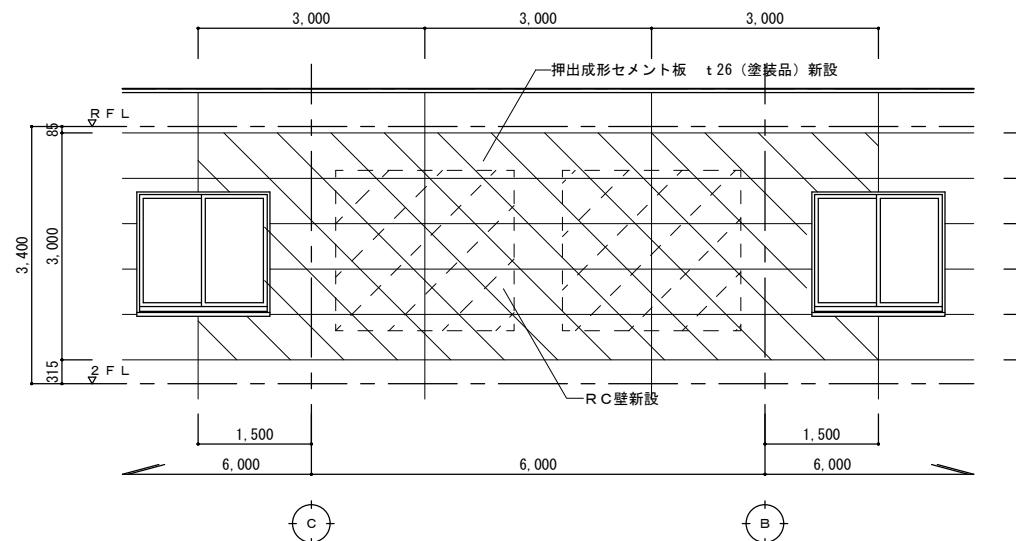


平面詳細図 S : 1/20

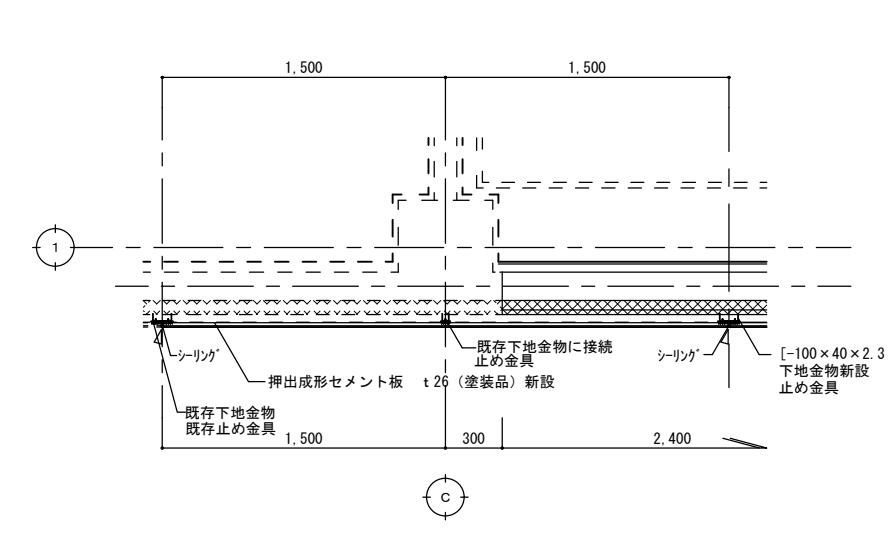


断面詳細図 S : 1/20

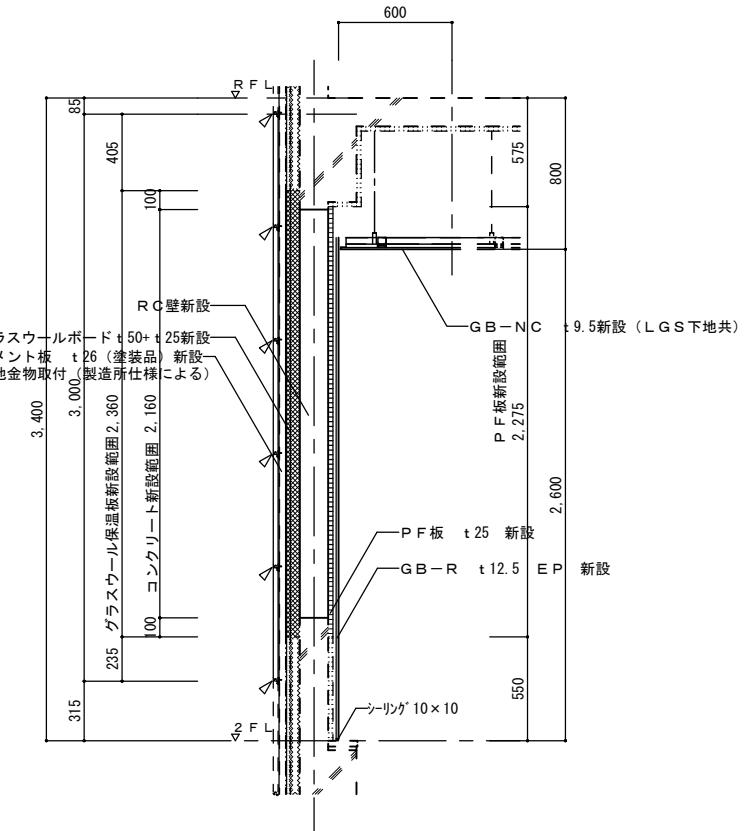
改修後



正面図 S : 1/50

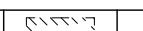


平面詳細図 S : 1/20



断面詳細図 S : 1/20

凡例



躯体撤去部分を示す



仕上撤去部分を示す



仕上撤去部分を示す



シーリング10×10



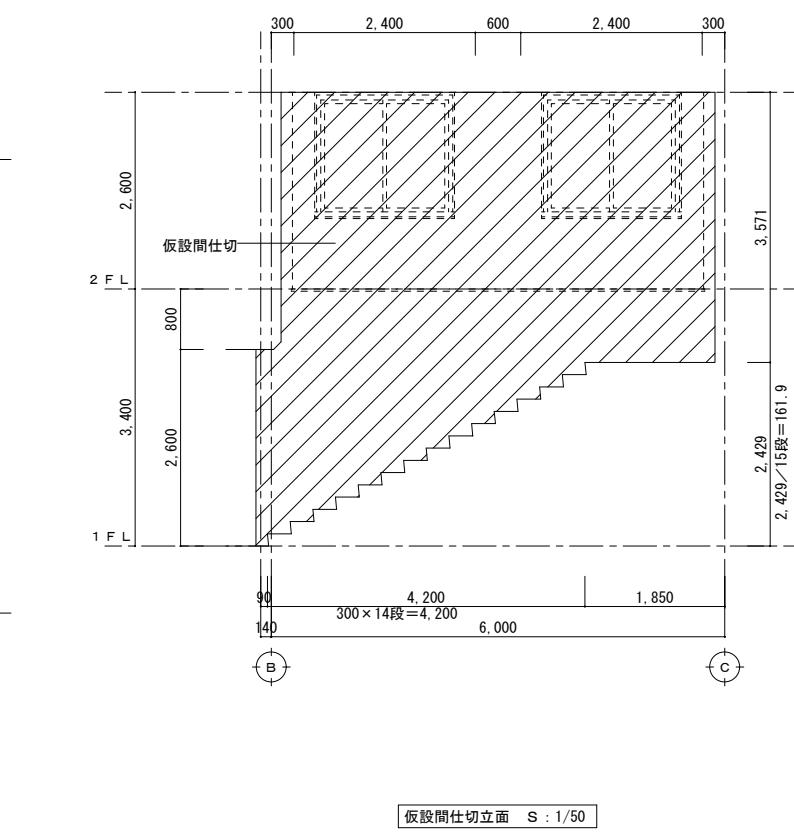
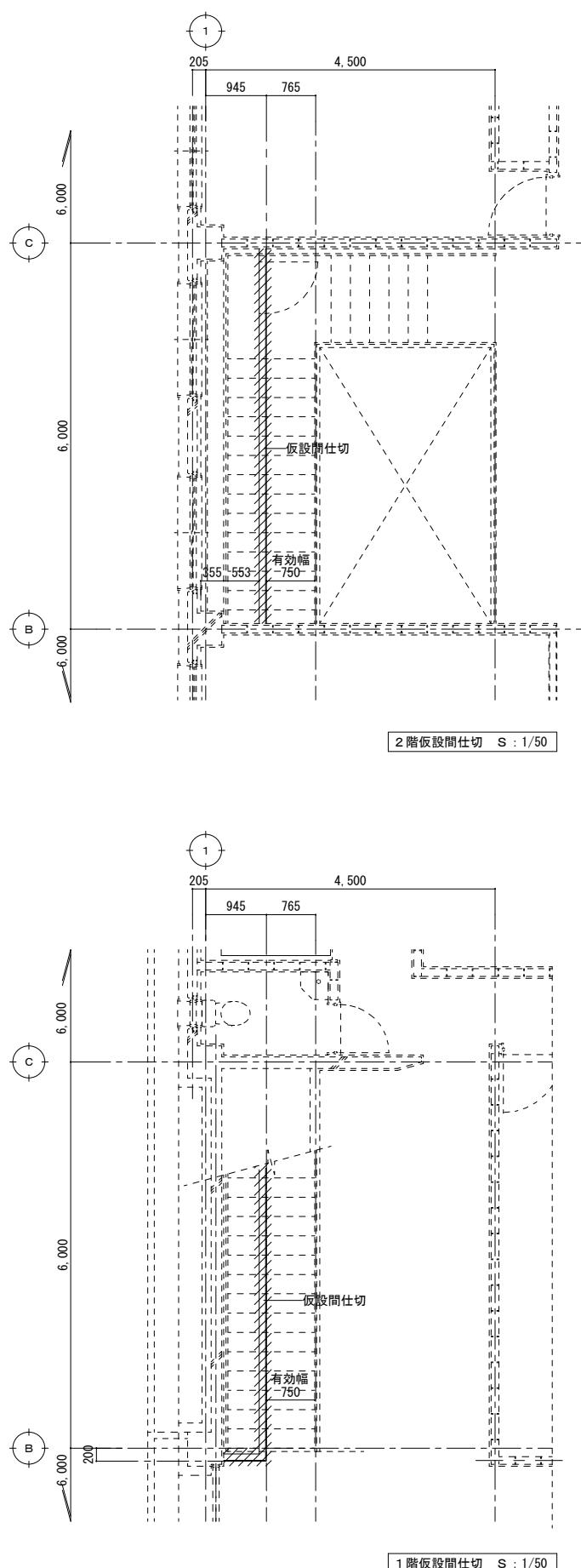
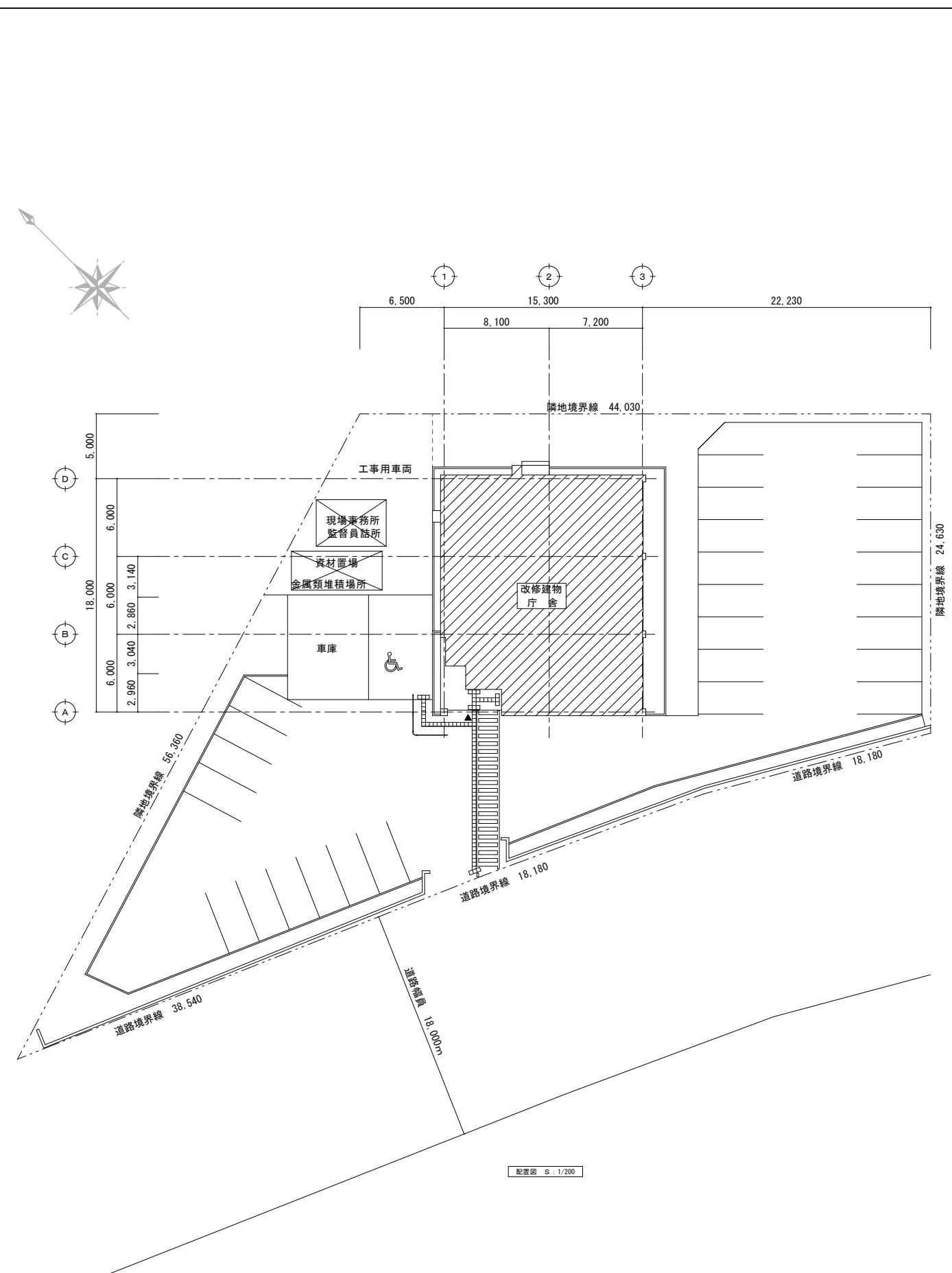
シーリング15×10

鉄道労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事

A-18

部分詳細図 S : 1/20・1/50

北海道労働局総務部



凡例	例	仮設間仕切 B種 設置期間 47日				
		扉 1,800×900				

釘路労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事 仮設計画図 北海道労働局総務部	A-19
	S:1/250・1/50

構造関係共通事項																																											
構-1 総則	1. 適用範囲		<p>(1) 構造関係共通図(配筋標準図)は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。</p> <p>(2) 構造関係共通図(鉄骨標準図)は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。</p> <p>(3) 構造関係共通図(配筋標準図、鉄骨標準図)以外については、図面及び監督職員の指示による。</p>																																								
	1.2 優先順位		<p>(1) 設計図書間に配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特記仕様書 図面 標準仕様書及び改修標準仕様書 																																								
	1.3 特記仕様		<p>項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。</p> <p>○印と※印の付いた場合は共に適用する。</p>																																								
	1.4 用語の定義		<p>(1) 設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。</p> <p>(2) 異形鉄筋の径(本文、図、表において「D、d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。</p> <p>(3) 長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。</p>																																								
	1.5 記号等		<p>図面で使用する記号等は表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。</p>																																								
	表1.1 異形鉄筋の断面表示記号																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>径</th> <th>D10</th> <th>D13</th> <th>D16</th> <th>D19</th> <th>D22</th> <th>D25</th> <th>D29</th> <th>D32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>Ø</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>⊗</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	建築	○	×	Ø	○	○	◎	⊗	◎														
	区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32																																	
	建築	○	×	Ø	○	○	◎	⊗	◎																																		
	表1.2 各階伏図における記号																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>説明</th> <th>記号</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○※</td> <td>スラブの配筋種別</td> <td>+</td> <td>杭の位置</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>スラブ厚さ</td> <td>+</td> <td>試験杭の位置</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>階段の配筋種別</td> <td>▨</td> <td>打増しの範囲</td> </tr> <tr> <td>○D</td> <td>土間コンクリート</td> <td>▣</td> <td>スラブ開口</td> </tr> <tr> <td>□□□</td> <td>コンクリートブロック壁(CB壁)</td> <td>○</td> <td>ボーリング位置</td> </tr> <tr> <td>▨▨▨</td> <td>梁・スラブの上がり下がりの範囲</td> <td>(土)</td> <td>FLからの上がり下がり</td> </tr> <tr> <td>EWOO EKWOO ERWOO</td> <td>耐力壁の種別</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										記号	説明	記号	説明	○※	スラブの配筋種別	+	杭の位置	△	スラブ厚さ	+	試験杭の位置	○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲	○D	土間コンクリート	▣	スラブ開口	□□□	コンクリートブロック壁(CB壁)	○	ボーリング位置	▨▨▨	梁・スラブの上がり下がりの範囲	(土)	FLからの上がり下がり	EWOO EKWOO ERWOO	耐力壁の種別				
記号	説明	記号	説明																																								
○※	スラブの配筋種別	+	杭の位置																																								
△	スラブ厚さ	+	試験杭の位置																																								
○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲																																								
○D	土間コンクリート	▣	スラブ開口																																								
□□□	コンクリートブロック壁(CB壁)	○	ボーリング位置																																								
▨▨▨	梁・スラブの上がり下がりの範囲	(土)	FLからの上がり下がり																																								
EWOO EKWOO ERWOO	耐力壁の種別																																										
表1.3 梁貫通孔記号																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>径</th> <th>50</th> <th>75</th> <th>100</th> <th>125</th> <th>150</th> <th>175</th> <th>200</th> <th>225</th> <th>250</th> <th>275</th> <th>300</th> <th>325</th> <th>350</th> <th>375</th> <th>400</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>+</td> </tr> </tbody> </table>										区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400	建築	○	×	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400																											
建築	○	×	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+																											
表1.4 スリーブ材質の凡例																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管名</th> <th>鋼管</th> <th>溶融亜鉛めっき鋼管</th> <th>硬質塩化ビニル管(薄肉管)</th> <th>つば付き鋼管(黒管)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記号(建築用)</td> <td>SP(白管)</td> <td>GA</td> <td>VU</td> <td>RS</td> </tr> </tbody> </table>										管名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼管	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)	記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS																								
管名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼管	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)																																							
記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS																																							
※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。																																											
表1.5 高力ボルト径の記号																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>径</th> <th>M12</th> <th>M16</th> <th>M20</th> <th>M22</th> <th>M24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高力ボルト(F10、S10T)</td> <td>○</td> <td>Φ</td> <td>◆</td> <td>◆</td> <td>◆</td> <td>◆</td> </tr> <tr> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8相当)</td> <td>／</td> <td>+</td> <td>+</td> <td>+</td> <td>+</td> <td>+</td> </tr> </tbody> </table>										区分	径	M12	M16	M20	M22	M24	高力ボルト(F10、S10T)	○	Φ	◆	◆	◆	◆	溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8相当)	／	+	+	+	+	+													
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24																																					
高力ボルト(F10、S10T)	○	Φ	◆	◆	◆	◆																																					
溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8相当)	／	+	+	+	+	+																																					
表1.6 普通ボルト径の記号																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>径</th> <th>M12</th> <th>M16</th> <th>M20</th> <th>M22</th> <th>M24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通ボルト</td> <td>○</td> <td>Φ</td> <td>◆</td> <td>◆</td> <td>◆</td> <td>◆</td> </tr> </tbody> </table>										区分	径	M12	M16	M20	M22	M24	普通ボルト	○	Φ	◆	◆	◆	◆																				
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24																																					
普通ボルト	○	Φ	◆	◆	◆	◆																																					
表1.7 溶接接手及び溶接面の分類別記号																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溶接接手</td> <td>突合せ接手</td> </tr> <tr> <td>完全溶込み溶接</td> </tr> <tr> <td>T型接手</td> </tr> <tr> <td>かど接手</td> </tr> <tr> <td>溶接面</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>部分溶込み溶接</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>フレア溶接</td> <td>F L</td> </tr> <tr> <td>片面溶接</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>両面溶接</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>										分類	記号	溶接接手	突合せ接手	完全溶込み溶接	T型接手	かど接手	溶接面	F	部分溶込み溶接	P	フレア溶接	F L	片面溶接	1	両面溶接	2																	
分類	記号																																										
溶接接手	突合せ接手																																										
	完全溶込み溶接																																										
	T型接手																																										
	かど接手																																										
溶接面	F																																										
部分溶込み溶接	P																																										
フレア溶接	F L																																										
片面溶接	1																																										
両面溶接	2																																										
表1.8 溶接の補助記号																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場溶接</td> <td>— B —</td> </tr> <tr> <td>全周溶接</td> <td>— T —</td> </tr> <tr> <td>全周現場溶接</td> <td>— L —</td> </tr> <tr> <td>断続溶接の長さ及び間隔</td> <td>L-P</td> </tr> </tbody> </table>										区分	補助記号	現場溶接	— B —	全周溶接	— T —	全周現場溶接	— L —	断続溶接の長さ及び間隔	L-P																								
区分	補助記号																																										
現場溶接	— B —																																										
全周溶接	— T —																																										
全周現場溶接	— L —																																										
断続溶接の長さ及び間隔	L-P																																										
※特記無き限り、完全溶込み溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。																																											
表1.1 溶接記号の記載例																																											
構-2 建物概要等																																											
<p>1. 建物概要等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="2">釧路労働基準監督署耐震改修15建築その他工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="2">北海道釧路市柏木町2番12号</td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td colspan="2">(587.17)m²</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td colspan="2">(295.73)m²</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上(2)階 地下()階 塔屋()階</td> <td>階数に算入しない階 ○無し・有り()</td> </tr> <tr> <td>高さ関係</td> <td colspan="2">高さ(7.65)m</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td colspan="2">新築・増築・改築・移転 ・大規模の修繕・大規模の模様替 ○耐震改修</td> </tr> </tbody> </table>										建物概要		備考	工事名称	釧路労働基準監督署耐震改修15建築その他工事		工事場所	北海道釧路市柏木町2番12号		延べ面積	(587.17)m ²		建築面積	(295.73)m ²		階数	地上(2)階 地下()階 塔屋()階	階数に算入しない階 ○無し・有り()	高さ関係	高さ(7.65)m		工事種別	新築・増築・改築・移転 ・大規模の修繕・大規模の模様替 ○耐震改修											
建物概要		備考																																									
工事名称	釧路労働基準監督署耐震改修15建築その他工事																																										
工事場所	北海道釧路市柏木町2番12号																																										
延べ面積	(587.17)m ²																																										
建築面積	(295.73)m ²																																										
階数	地上(2)階 地下()階 塔屋()階	階数に算入しない階 ○無し・有り()																																									
高さ関係	高さ(7.65)m																																										
工事種別	新築・増築・改築・移転 ・大規模の修繕・大規模の模様替 ○耐震改修																																										
<p>2. 構造設計条件等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構造概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造種別</td> <td colspan="2">地上(1)階～(2)階(RC)造 (1)階～()階()造</td> </tr> <tr> <td>架構形式</td> <td colspan="2">X方向(耐震壁付きラーメン)構造 Y方向(耐震壁付きラーメン)構造</td> </tr> <tr> <td>耐震構造方式</td> <td colspan="2">耐震構造 制振構造 ・免震構造(免震層の位置・基礎下免震・中間階免震()階)</td> </tr> <tr> <td>基礎方式</td> <td colspan="2">基礎()・場所打ちコンクリート杭 ○既製コンクリート杭 耐震構造 鋼管杭 ()</td> </tr> <tr> <td>耐震安全性の分類</td> <td colspan="2">・I類(1.5)・II類(1.25) ○III類(1.0)</td> </tr> </tbody> </table>										構造概要		備考	構造種別	地上(1)階～(2)階(RC)造 (1)階～()階()造		架構形式	X方向(耐震壁付きラーメン)構造 Y方向(耐震壁付きラーメン)構造		耐震構造方式	耐震構造 制振構造 ・免震構造(免震層の位置・基礎下免震・中間階免震()階)		基礎方式	基礎()・場所打ちコンクリート杭 ○既製コンクリート杭 耐震構造 鋼管杭 ()		耐震安全性の分類	・I類(1.5)・II類(1.25) ○III類(1.0)																	
構造概要		備考																																									
構造種別	地上(1)階～(2)階(RC)造 (1)階～()階()造																																										
架構形式	X方向(耐震壁付きラーメン)構造 Y方向(耐震壁付きラーメン)構造																																										
耐震構造方式	耐震構造 制振構造 ・免震構造(免震層の位置・基礎下免震・中間階免震()階)																																										
基礎方式	基礎()・場所打ちコンクリート杭 ○既製コンクリート杭 耐震構造 鋼管杭 ()																																										
耐震安全性の分類	・I類(1.5)・II類(1.25) ○III類(1.0)																																										
<p>3. 地盤調査資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外力等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震力</td> <td colspan="2">設計用一次固有周期(0.143)秒 地震地域係数(2) Z-○ 0.9 0.8 0.7 地盤の種別 第(2)種地盤 Tc=(0.60)秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向</td> </tr> <tr> <td>風圧力</td> <td colspan="2">一次設計 CO=(0.2) CO=(0.2) CO=(1.0) CO=(1.0) 二次設計 CO=(1.0) CO=(1.0)</td> </tr> <tr> <td>積雪荷重</td> <td colspan="2">地表面粗度区分 基準風速(V0) 速度圧(q) 風圧力を考慮しない ・I・II・III・IV ()m/s 地表面粗度区分 基準風速(V0) 平均 速度圧(q) 風圧力を考慮しない ・I・II・III・IV ()m/s 区域 多雪区域 ○多雪区域以外 設計垂直積雪量 (100)cm 単位荷重 (30)N/m²/cm 垂直積雪量の低減 低減する ○低減しない</td> </tr> </tbody> </table>										外力等		備考	地震力	設計用一次固有周期(0.143)秒 地震地域係数(2) Z-○ 0.9 0.8 0.7 地盤の種別 第(2)種地盤 Tc=(0.60)秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向		風圧力	一次設計 CO=(0.2) CO=(0.2) CO=(1.0) CO=(1.0) 二次設計 CO=(1.0) CO=(1.0)		積雪荷重	地表面粗度区分 基準風速(V0) 速度圧(q) 風圧力を考慮しない ・I・II・III・IV ()m/s 地表面粗度区分 基準風速(V0) 平均 速度圧(q) 風圧力を考慮しない ・I・II・III・IV ()m/s 区域 多雪区域 ○多雪区域以外 設計垂直積雪量 (100)cm 単位荷重 (30)N/m ² /cm 垂直積雪量の低減 低減する ○低減しない																							
外力等		備考																																									
地震力	設計用一次固有周期(0.143)秒 地震地域係数(2) Z-○ 0.9 0.8 0.7 地盤の種別 第(2)種地盤 Tc=(0.60)秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向																																										
風圧力	一次設計 CO=(0.2) CO=(0.2) CO=(1.0) CO=(1.0) 二次設計 CO=(1.0) CO=(1.0)																																										
積雪荷重	地表面粗度区分 基準風速(V0) 速度圧(q) 風圧力を考慮しない ・I・II・III・IV ()m/s 地表面粗度区分 基準風速(V0) 平均 速度圧(q) 風圧力を考慮しない ・I・II・III・IV ()m/s 区域 多雪区域 ○多雪区域以外 設計垂直積雪量 (100)cm 単位荷重 (30)N/m ² /cm 垂直積雪量の低減 低減する ○低減しない																																										
<p>4. 液状化対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査報告書</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 当該敷地の既往調査報告書のみによる 当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査報告書による ※工事着手前に当該敷地内()図に示す地盤調査を行う </td> </tr> <tr> <td colspan="3">調査内容(既往調査内容含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・サランディング ※標準貫入試験 ・スウェーデン式サウンディング試験 ・オランダ式二重管コーン貫入試験 ・土質試験 ・物理的性質試験 ・土粒子密度試験 ・含水比試験 ・粒度試験 ・液性限界、塑性限界試験 ・細粒分含有率試験 ・湿潤密度試験 ・力学的性質試験 ・一輪圧縮試験 ・圧密試験 ・直接せん断試験 ・三輪圧縮試験 ・振動三輪試験 ・中空ねじりせん断試験 ・現場透水試験 ・孔内水平載荷試験 ・弾性波速度検査 ・常時微動測定 ・平板載荷試験 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・有り 範囲・工法・仕様・計測・試験等 ※図示による() ・無し </td> </tr> </tbody> </table>										調査報告書		備考	<ul style="list-style-type: none"> 当該敷地の既往調査報告書のみによる 当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査報告書による ※工事着手前に当該敷地内()図に示す地盤調査を行う 			調査内容(既往調査内容含む)			<ul style="list-style-type: none"> ・サランディング ※標準貫入試験 ・スウェーデン式サウンディング試験 ・オランダ式二重管コーン貫入試験 ・土質試験 ・物理的性質試験 ・土粒子密度試験 ・含水比試験 ・粒度試験 ・液性限界、塑性限界試験 ・細粒分含有率試験 ・湿潤密度試験 ・力学的性質試験 ・一輪圧縮試験 ・圧密試験 ・直接せん断試験 ・三輪圧縮試験 ・振動三輪試験 ・中空ねじりせん断試験 ・現場透水試験 ・孔内水平載荷試験 ・弾性波速度検査 ・常時微動測定 ・平板載荷試験 			<ul style="list-style-type: none"> ・有り 範囲・工法・仕様・計測・試験等 ※図示による() ・無し 																					
調査報告書		備考																																									
<ul style="list-style-type: none"> 当該敷地の既往調査報告書のみによる 当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査報告書による ※工事着手前に当該敷地内()図に示す地盤調査を行う 																																											
調査内容(既往調査内容含む)																																											
<ul style="list-style-type: none"> ・サランディング ※標準貫入試験 ・スウェーデン式サウンディング試験 ・オランダ式二重管コーン貫入試験 ・土質試験 ・物理的性質試験 ・土粒子密度試験 ・含水比試験 ・粒度試験 ・液性限界、塑性限界試験 ・細粒分含有率試験 ・湿潤密度試験 ・力学的性質試験 ・一輪圧縮試験 ・圧密試験 ・直接せん断試験 ・三輪圧縮試験 ・振動三輪試験 ・中空ねじりせん断試験 ・現場透水試験 ・孔内水平載荷試験 ・弾性波速度検査 ・常時微動測定 ・平板載荷試験 																																											
<ul style="list-style-type: none"> ・有り 範囲・工法・仕様・計測・試験等 ※図示による() ・無し 																																											
<p>構-3 あらかじめの検討</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1. 軽微な変更への対応(あらかじめの検討)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分(変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・くいの芯れを考慮した検討 許容差() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・小さな位置の変更を見込んだ大ぶり等の検討 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・大きな変更を見込んだスラブ等の検討(屋根床版含む) 許容される大きさ、荷重の条件() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・はり貫孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討 大きさに変動寸法() 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・壁開口の位置の変更を見込んだ検討 開口の移動範囲() ただし構造計算及びモデル化において耐力は剛性・耐力が変わらず、荷重が増加しない移動範囲に限る あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討 開口の移動範囲() ただし構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、開口補強が変わらず、荷重が増加しない範囲に限る あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・間柱の位置の変更を見込んだ検討 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() </td> </tr> </tbody> </table>										1. 軽微な変更への対応(あらかじめの検討)		備考	施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分(変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る)			<ul style="list-style-type: none"> ・くいの芯れを考慮した検討 許容差() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・小さな位置の変更を見込んだ大ぶり等の検討 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・大きな変更を見込んだスラブ等の検討(屋根床版含む) 許容される大きさ、荷重の条件() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・はり貫孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討 大きさに変動寸法() 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・壁開口の位置の変更を見込んだ検討 開口の移動範囲() ただし構造計算及びモデル化において耐力は剛性・耐力が変わらず、荷重が増加しない移動範囲に限る あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討 開口の移動範囲() ただし構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、開口補強が変わらず、荷重が増加しない範囲に限る あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・間柱の位置の変更を見込んだ検討 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() 																											
1. 軽微な変更への対応(あらかじめの検討)		備考																																									
施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分(変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る)																																											
<ul style="list-style-type: none"> ・くいの芯れを考慮した検討 許容差() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・小さな位置の変更を見込んだ大ぶり等の検討 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・大きな変更を見込んだスラブ等の検討(屋根床版含む) 許容される大きさ、荷重の条件() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・はり貫孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討 大きさに変動寸法() 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・壁開口の位置の変更を見込んだ検討 開口の移動範囲() ただし構造計算及びモデル化において耐力は剛性・耐力が変わらず、荷重が増加しない移動範囲に限る あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討 開口の移動範囲() ただし構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、開口補強が変わらず、荷重が増加しない範囲に限る あらかじめの検討範囲 ※図示による() ・間柱の位置の変更を見込んだ検討 位置の変動寸法() あらかじめの検討範囲 ※図示による() 																																											
<p>構-4 施工方法等計画書関連等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1. コンクリートの単位水量測定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2) 単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。 (3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1) 測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま打設する。 2) 測定した単位水量が設計値±15kg/m³を超える場合は、その運搬車の生コン打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 測定した単位水量が設計値±20kg/m³を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らざるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4) 3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4) 単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。 (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。 </td> </tr> </tbody> </table>										1. コンクリートの単位水量測定		備考	<ul style="list-style-type: none"> (1) 単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2) 単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。 (3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1) 測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま打設する。 2) 測定した単位水量が設計値±15kg/m³を超える場合は、その運搬車の生コン打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 測定した単位水量が設計値±20kg/m³を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らざるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4) 3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4) 単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。 (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。 																														
1. コンクリートの単位水量測定		備考																																									
<ul style="list-style-type: none"> (1) 単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2) 単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。 (3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1) 測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま打設する。 2) 測定した単位水量が設計値±15kg/m³を超える場合は、その運搬車の生コン打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 測定した単位水量が設計値±20kg/m³を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らざるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4) 3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4) 単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。 (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。 																																											

構造関係共通図(配筋標準図)			
1. 鉄筋の加工			
鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、表1.1を標準とする。			
表1.1 鉄筋の折曲げ内法直径			
折曲げ角度	折曲げ図(余長)	折曲げ内法直径(D)	
		SD 295 A SD 295 B, SD 345	SD 390
		D 16 以下	D 19 ~ D 38
180°			
135°			
90°		3d 以上	4d 以上
135°及び90°(幅止め筋)			
1. 片持ちスラブ先端、壁の自由端側の先端で90° フックまたは135° フックを用いる場合は、余長は4d 以上とする。 2. 90° 未満の折曲げの内法直径は特記による。			
2. 異形鉄筋の末端部			
次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。 (1) 柱及び梁(基礎梁を除く)の出隅部			
ただし、最上階の柱頭の四隅部はフックを付ける。			
図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋(●印)			
(2) 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む) (3) 抗基盤のベース筋 (4) 带筋、あら筋及び幅止め筋			
3.1 継手及び定着			
(a) 鉄筋の重ね継手			
(1) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。 (2) 鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。			
表3.1 鉄筋の重ね継手の長さ			
鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_1 (フックなし)	L_{1h} (フックあり)
SD295A	18	45d	35d
SD295B	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	35d
	24, 27	40d	35d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	40d
	30, 33, 36	40d	30d
(注) 1. L_1 , L_{1h} : フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。 2. フックありの場合の L_{1h} は、図3.1に示すようにフック部分 Ω を含まない。 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。			
図3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ			

(3) 鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず4d 以上(軽量骨材を使用する場合は50d 以上)と表3.1の重ね継手の長さのうち大きい値とする。			
(4) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。 ただし、壁の場合及びスラブ筋でD 16 以下の場合は除く。			
表3.2 隣り合う継手の位置			
(b) 鉄筋の定着			
(1) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。			
表3.3 鉄筋の定着の長さ			
鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	直線定着の長さ	フックあり定着の長さ
SD295A	18	L_1 45d, L_2 40d	L_{1h} 35d, L_{2h} 30d
SD295B	21	40d, 35d	30d, 25d
	24, 27	35d, 30d	25d, 20d
	30, 33, 36	35d, 30d	30d, 25d
SD345	18	50d, 40d	35d, 30d
	21	45d, 35d	30d, 25d
	24, 27	40d, 35d	25d, 20d
	30, 33, 36	35d, 30d	35d, 30d
SD390	21	50d, 40d	35d, 30d
	24, 27	45d, 40d	30d, 25d
	30, 33, 36	40d	30d
(注) 1. L_1 , L_{1h} : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。 2. L_2 , L_{2h} : 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。 3. L_3 : 小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。 4. L_{3h} : 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。 5. フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Ω を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。 6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。			

表3.4 鉄筋の投影定着の長さ			
鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_a	L_b
SD295A	18	20d	15d
	21	15d	15d
SD295B	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
SD390	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
(基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。)

2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
(片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)

3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。

なお、 L_2 及び L_3 は表3.3の(注)による。

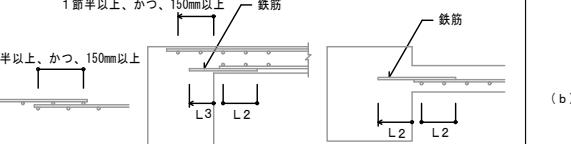


図3.4 溶接金網の継手及び定着

(4) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

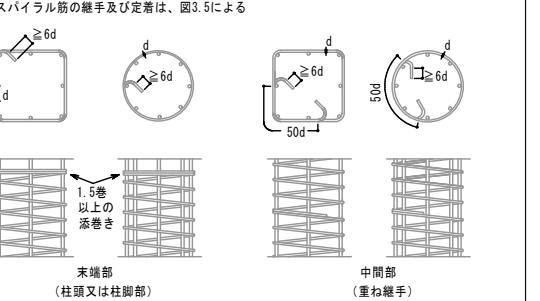


図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

4.1 最小かぶり厚さ

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
ただし、柱及び梁の主筋にD 2.9以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ(単位: mm)

構造部分の種別		最小かぶり厚さ
スラブ	仕上げあり	20
耐力壁以外の壁	仕上げなし	30
柱、梁、耐力壁	仕上げあり	30
屋外	仕上げあり	30
屋内	仕上げなし	40
擁壁、耐圧スラブ		40
柱、梁、スラブ、壁	*40	
基礎、擁壁、耐圧スラブ	*60	
煙突等高熱を受ける部分	60	

(注) 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は特記による。

2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ(仕上塗装、塗装等)のものを除く。

3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。

4. 拠点の場合は、柱頭からとする。

5. 塗装を受けるおそれのある部分等、耐久性上不適な箇所は、特記による。

(b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍

(2) 2.5 mm

(3) 隣り合う鉄筋の平均径(呼び名の数値)の1.5倍

(d) 鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。

(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍

(2) 2.5 mm

(3) 隣り合う鉄筋の平均径(呼び名の数値)の1.5倍

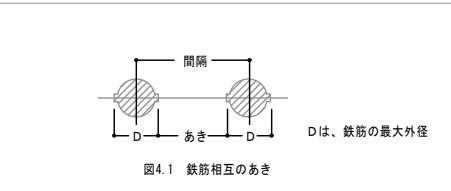


図4.1 鉄筋相互のあき

(e) 鉄骨筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄筋とのあきは、(d)による。

(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c)による。

5.1 基礎梁

(a) 一般事項

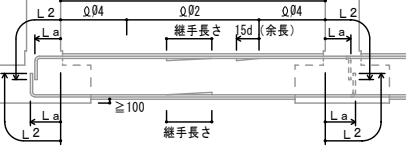
(1) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように対反側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

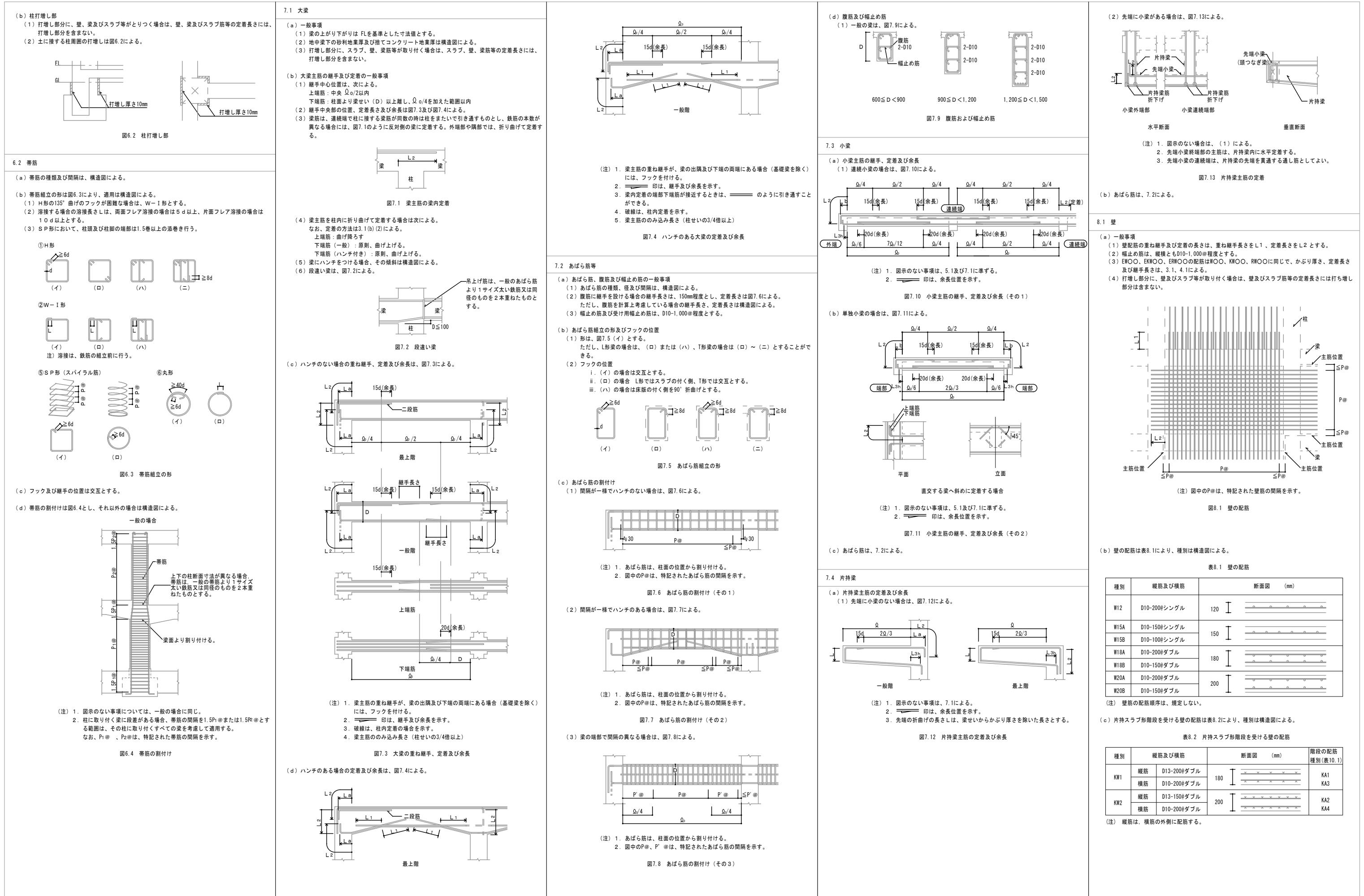
(2) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(b)による。



図5.1 梁筋の基礎梁内への定着

(b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。





(d) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

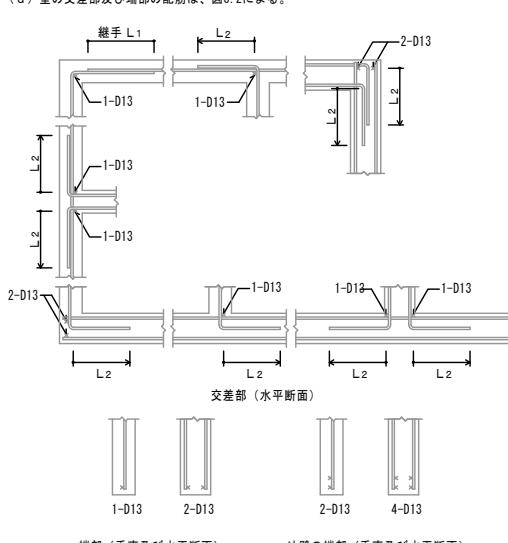


図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 壁の補強

(a) 壁開口部の補強

(1) 耐震壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、通用は構造図による。なお、耐震壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋（A形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋（B形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(2) 壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

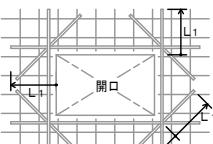


図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(b) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、構造図による。

9.1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下りがりは、FLを基準とした寸法値とする。

(2) 土間スラブ下の砂利地盤厚及び捨てコンクリート厚は構造図による。

(3) 土間コンクリート補強筋(D10)の配筋及びコンクリート厚さは構造図による。

(4) スラブの配筋(S形配筋)は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向（主筋）		長辺方向（配筋）	
	全域	全域	全域	全域
S 1	D13-100φ	D13-100φ	D10, D13-150φ	D10-150φ
S 2	同 上	D13-150φ	D10, D13-200φ	D10-200φ
S 3	同 上	D10, D13-150φ	D10, D13-200φ	D10-200φ
S 4	D13-150φ	D13-150φ	D10, D13-200φ	D10-200φ
S 5	同 上	D10, D13-150φ	D10-200φ	D10-250φ
S 6	同 上	D10-150φ	D10-200φ	D10-250φ
S 7	D10, D13-150φ	D10, D13-150φ	D10-200φ	D10-250φ

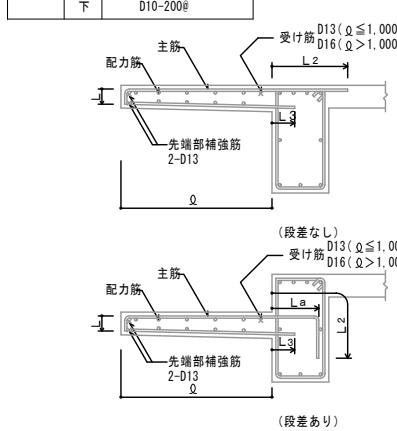
(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

9.2 片持スラブ

(1) 片持スラブの配筋（CS形配筋）は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9.2 CS形配筋

配筋種別	主筋		配筋種別	主筋	
	上	下		上	下
CS1	D13-100φ		CS5	D10-200φ	
				D10-400φ	
CS2		D13-300φ	CS6	D10, D13-200φ	
				—	
CS3		D10, D13-150φ	CS7	D10-200φ	
				—	
CS4		D10, D13-300φ			
		D10, D13-200φ			
		D10-200φ			

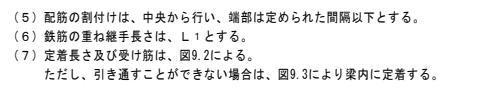


(注) 1. 先端の折り曲げ長さは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4 片持スラブの配筋（CS 1からCS 5）

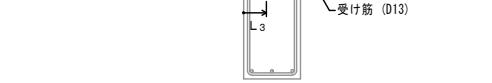
(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
(6) 鉄筋の重ね組手長さは、L1とする。
(7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

図9.1 スラブの配筋



(注) 1. 先端の折り曲げ長さは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その1）



(注) 1. 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

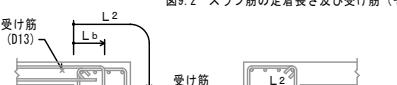
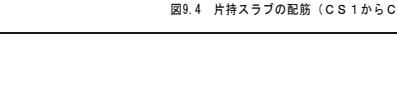
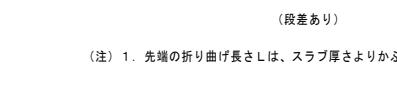
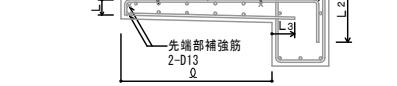
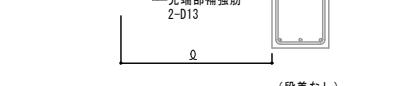
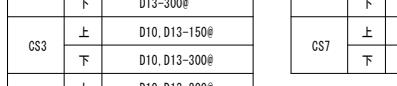
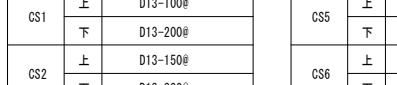
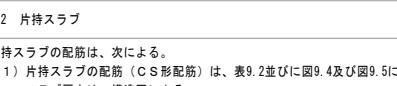
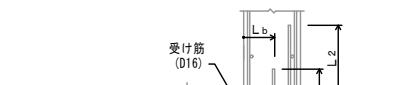
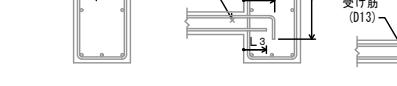


図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その2）



耐震改修共通事項（案）

「特記仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」及び図面に特記のない事項は下記による。

1. 鉄筋の断面表示は、下記による。

記号	■	×	Ø	□	○	◎	⊗	◎
異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32

2. 各階伏図における記号は下表による。

記号	説明	記号	説明
○	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置
◇	スラブ厚さ	○	試験杭の位置
○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲
○	土間コンクリート	▨	スラブ開口
▨	CB壁（コンクリートブロック壁）	⊕	ボーリング位置
▨	梁・スラブの上がり下がりの範囲	(±)	Fからの上がり下がり

コンクリート及びグラウト材圧入要領図

開口閉塞用

(1) 普通コンクリート打設要領

(2) グラウト材圧入要領

(1) 普通コンクリート打設要領

(2) グラウト材圧入要領

共通事項

(1) による普通コンクリート施工後、(2) によりグラウト材を圧入する

あと施工アンカー（接着系）

径	$L_e \geq 12da$	$L_n \geq 20da$	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	200以上	
・ D16	192以上	320以上	
・ D19	228以上	380以上	
・ D22	264以上	440以上	
・ D25	300以上	500以上	

径	$L_e \geq 12da$	$L_n \geq 40da$	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	520以上	
・ D16	192以上	640以上	
・ D19	228以上	760以上	
・ D22	264以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	

径	$L_e \geq 7da$	$L_n \geq 8da$	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	200以上	
・ D16	112以上	320以上	
・ D19	133以上	380以上	
・ D22	154以上	440以上	
・ D25	175以上	500以上	

フレア溶接を行う場合の溶接長さ

鉄筋又は軽量形鋼にフレア溶接を行う場合は下記による。
有効溶接長さ (L) は、ビードの始点 (L_a) 及びクレーター (L_b) を除いた部分の長さとする。
L : 片面フレア溶接の場合 10d
両面フレア溶接の場合 5d
L_a及びL_b=1S (鉄筋については1d) 以上
d : 異形鉄筋の呼び名に用いた数値
S : 溶接のサイズ

土間コンクリート、土間スラブ下地業

床下防湿層は厚さ0.15mmとし、重ねは250mm以上とする。
スラブ下の床下防湿は、支障がなければ捨コンクリート上端としてもよい。

打ち増し壁

壁既存開口閉塞部

①は図示による。

径	$L_e \geq 7da$	$L_n \geq 20da$	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	200以上	
・ D16	112以上	320以上	
・ D19	133以上	380以上	
・ D22	154以上	440以上	
・ D25	175以上	500以上	

打ち増し壁 開口補強筋用

①は図示による。

径	$L_e \geq 10da$	$L_n \geq 40da$	確認強度 (KN)
・ D13	130以上	520以上	
・ D16	160以上	640以上	
・ D19	190以上	760以上	
・ D22	220以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	

Le : コンクリート穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ (mm)
L_e : アンカーの有効埋込み長さ (mm)
L_d : アンカーラ筋の全長 (mm)
L_n : 増設部への有効定着長さ (mm)
d_a : アンカーラ筋の直径、接着系アンカーではアンカーラ筋の呼び名 (mm)
D_s : 既存コンクリート軸体への穿孔径 (mm)

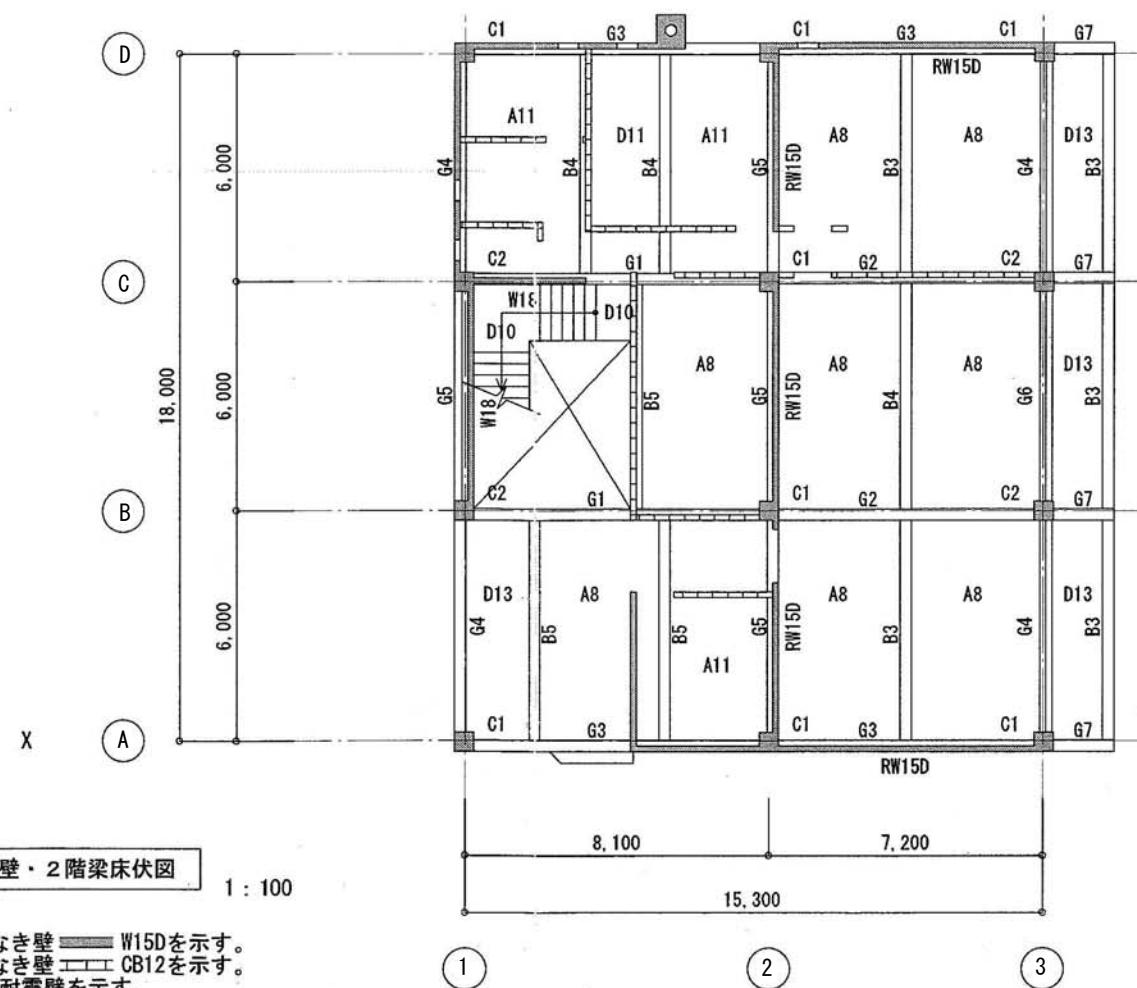
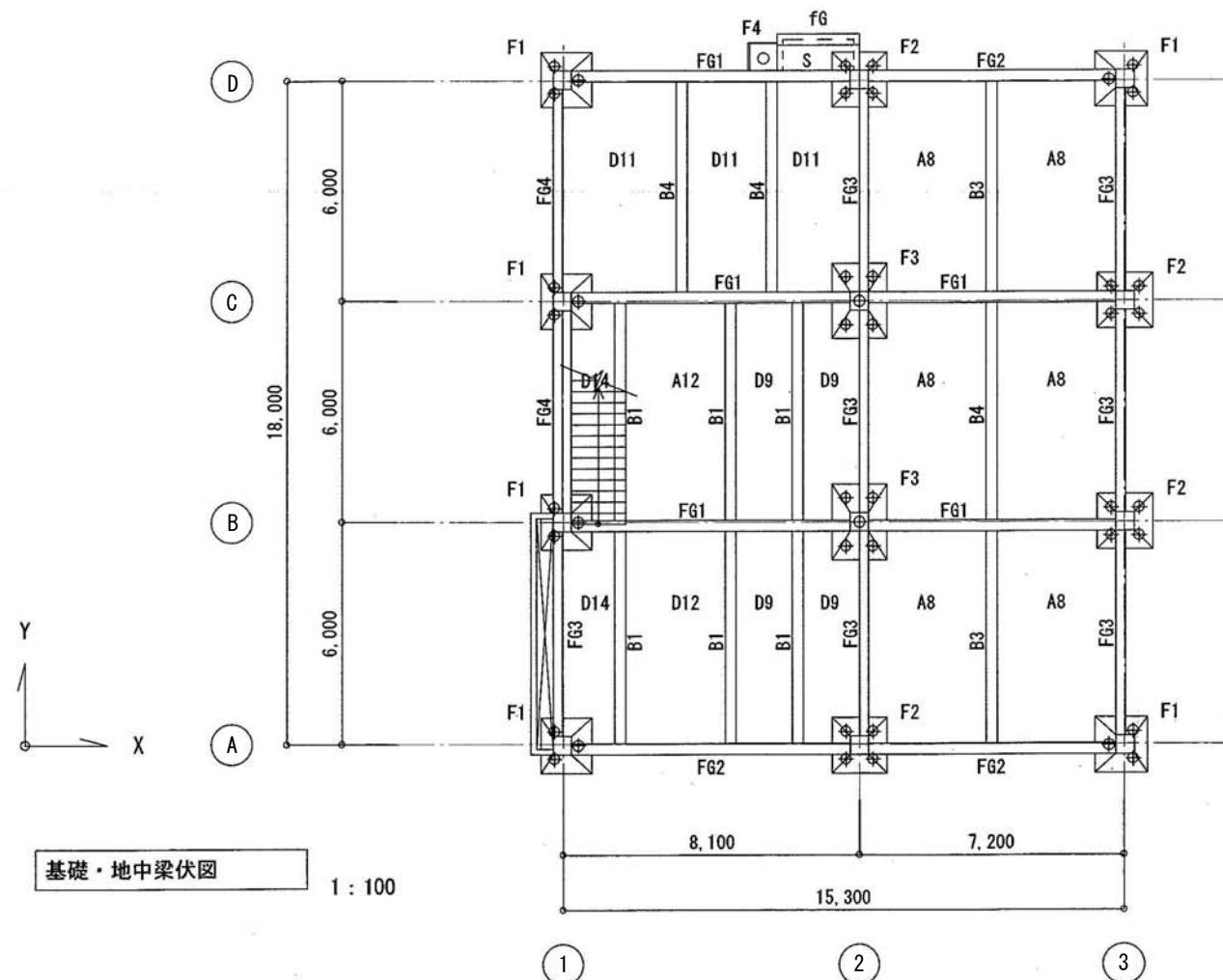
(工事名) 鉄道労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事

耐震改修共通事項（1）

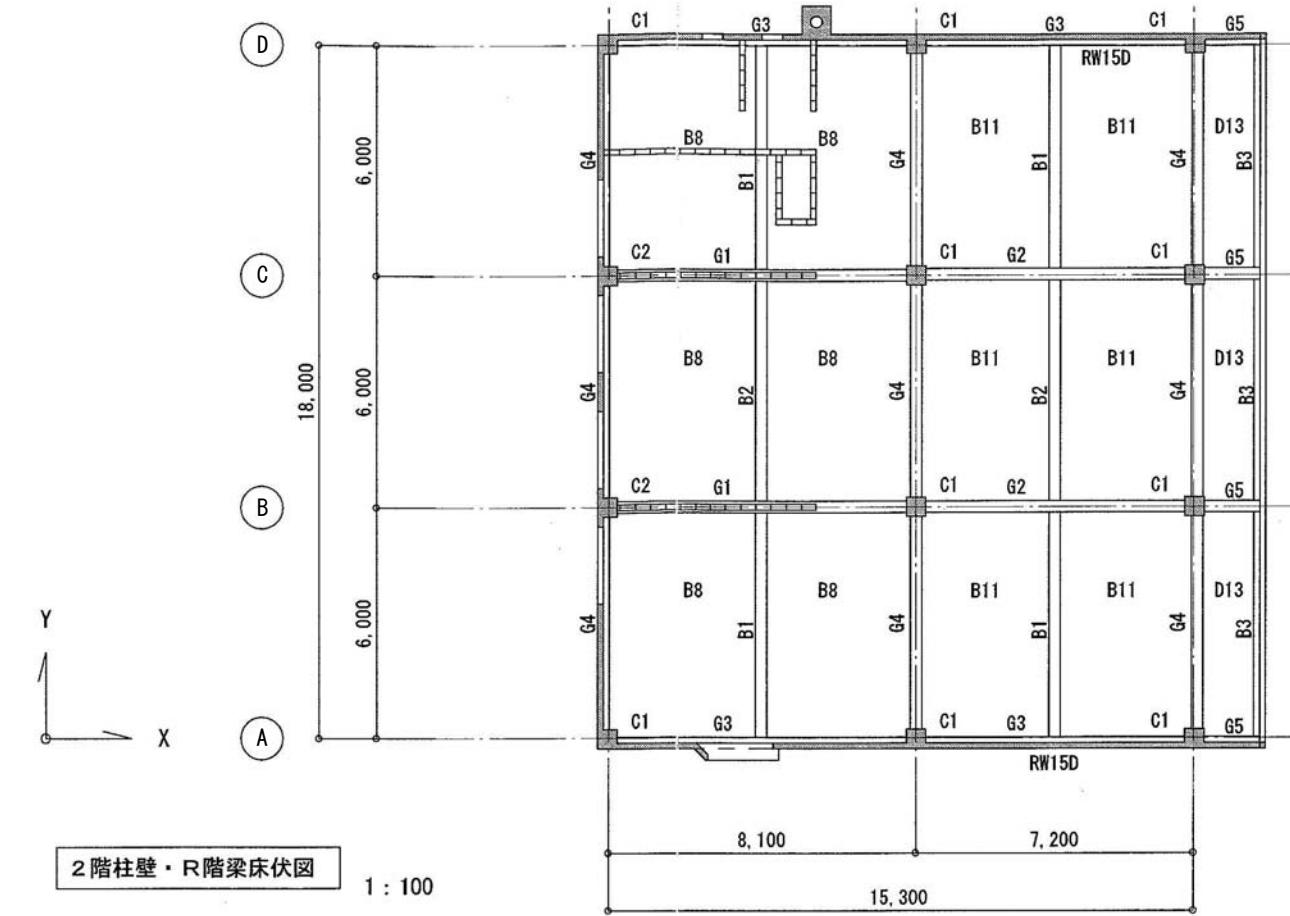
北海道労働局総務部

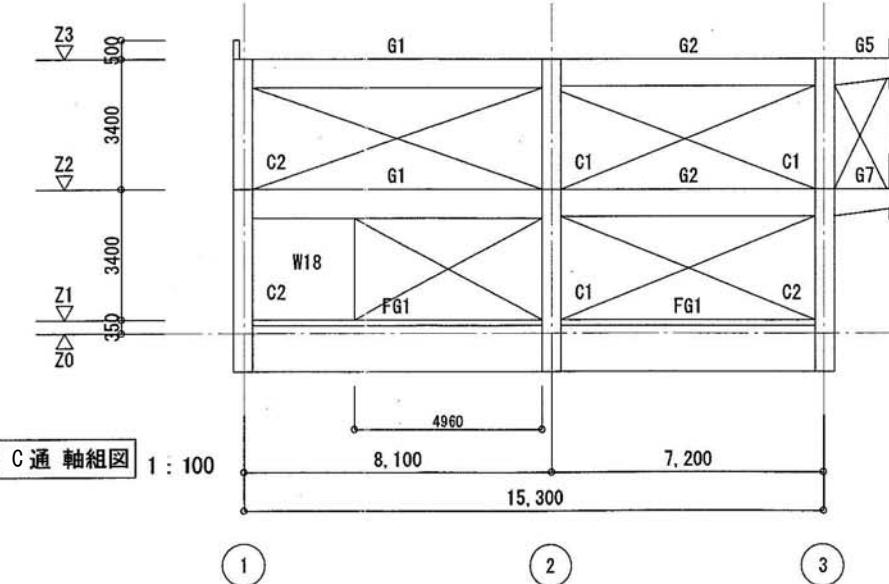
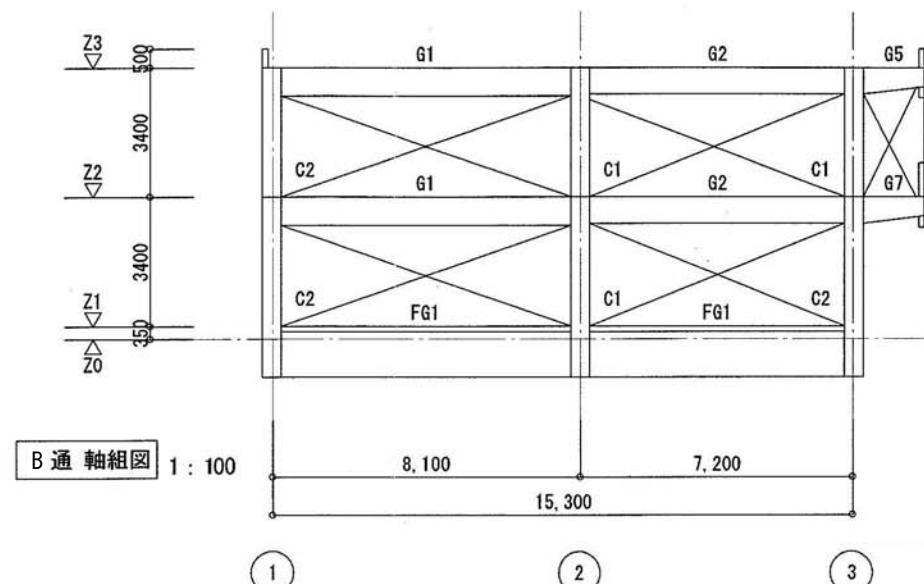
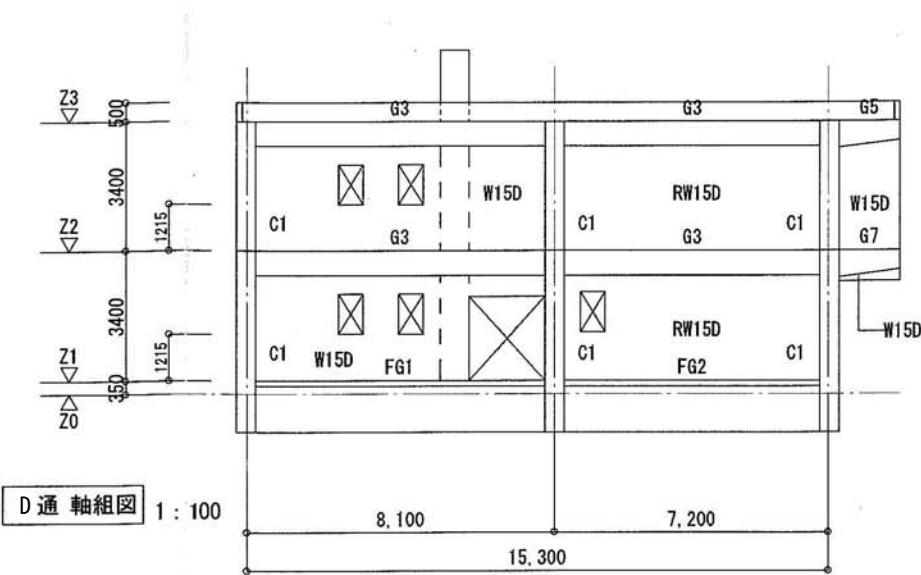
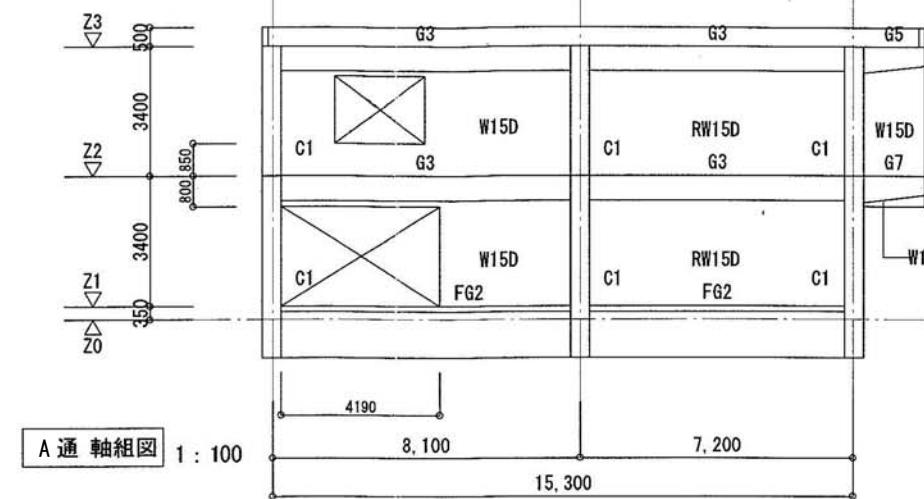
S-05

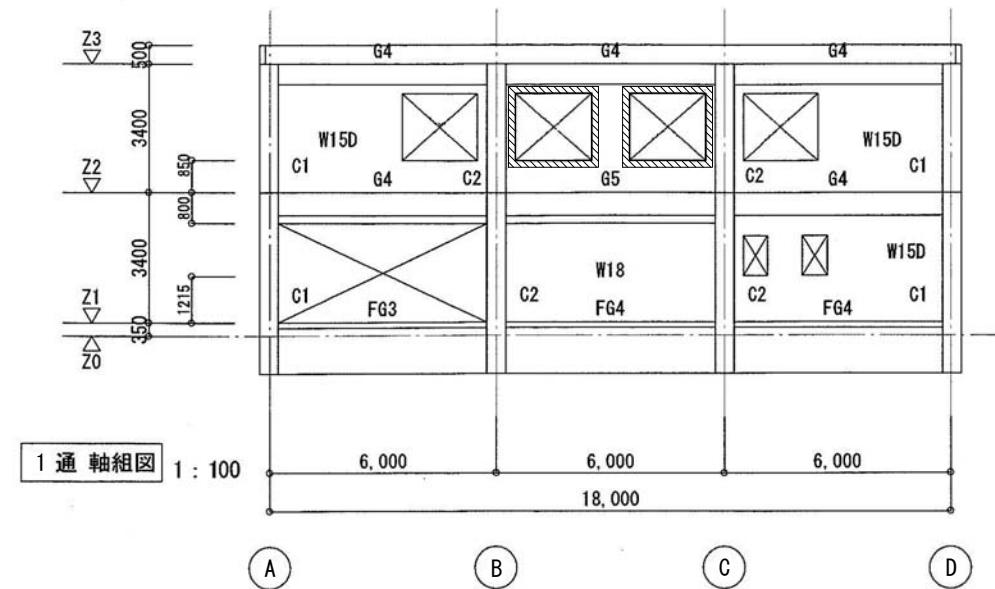
H29版



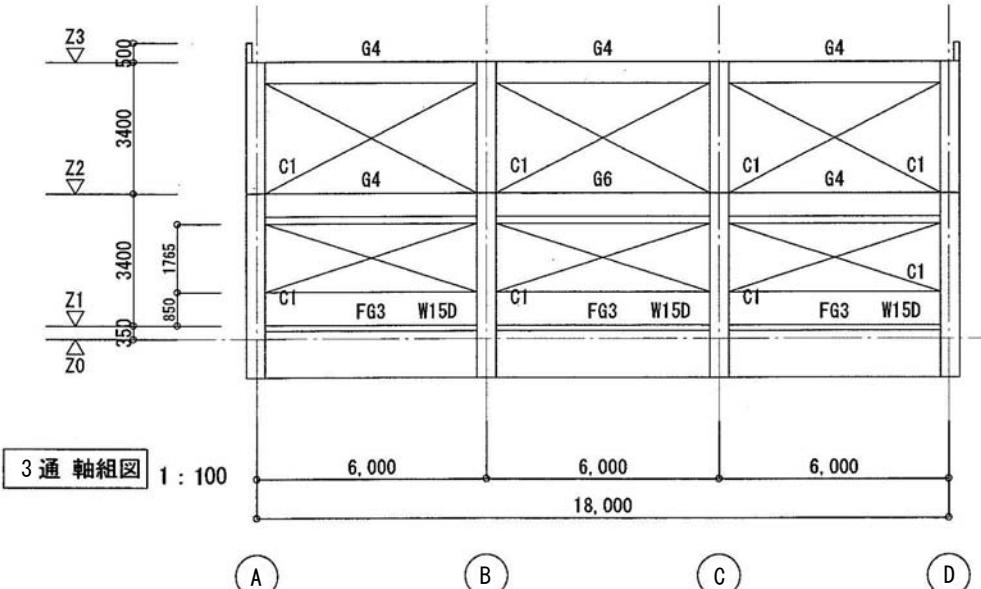
※特記なき壁 W15Dを示す。
※特記なき壁 CB12を示す。
※RWは耐震壁を示す。



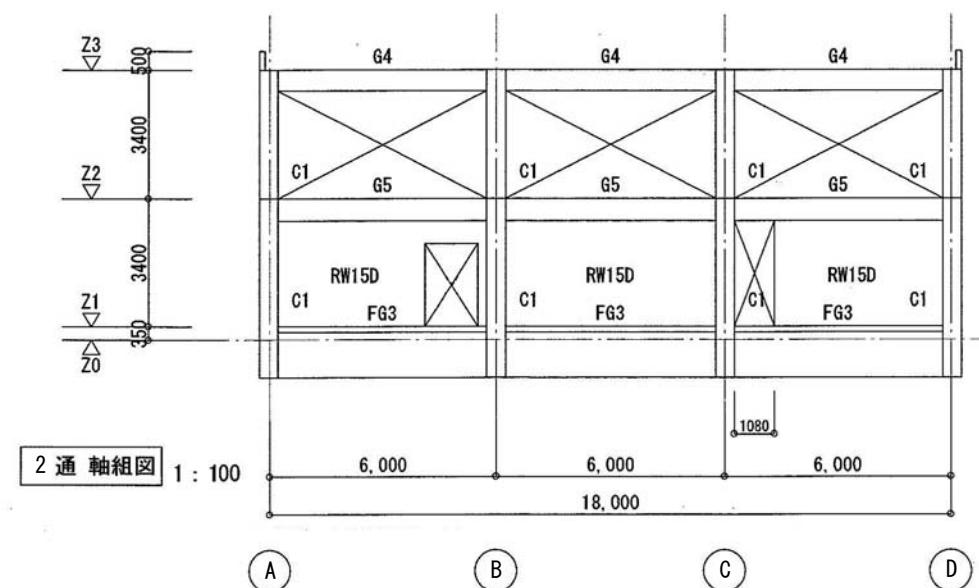




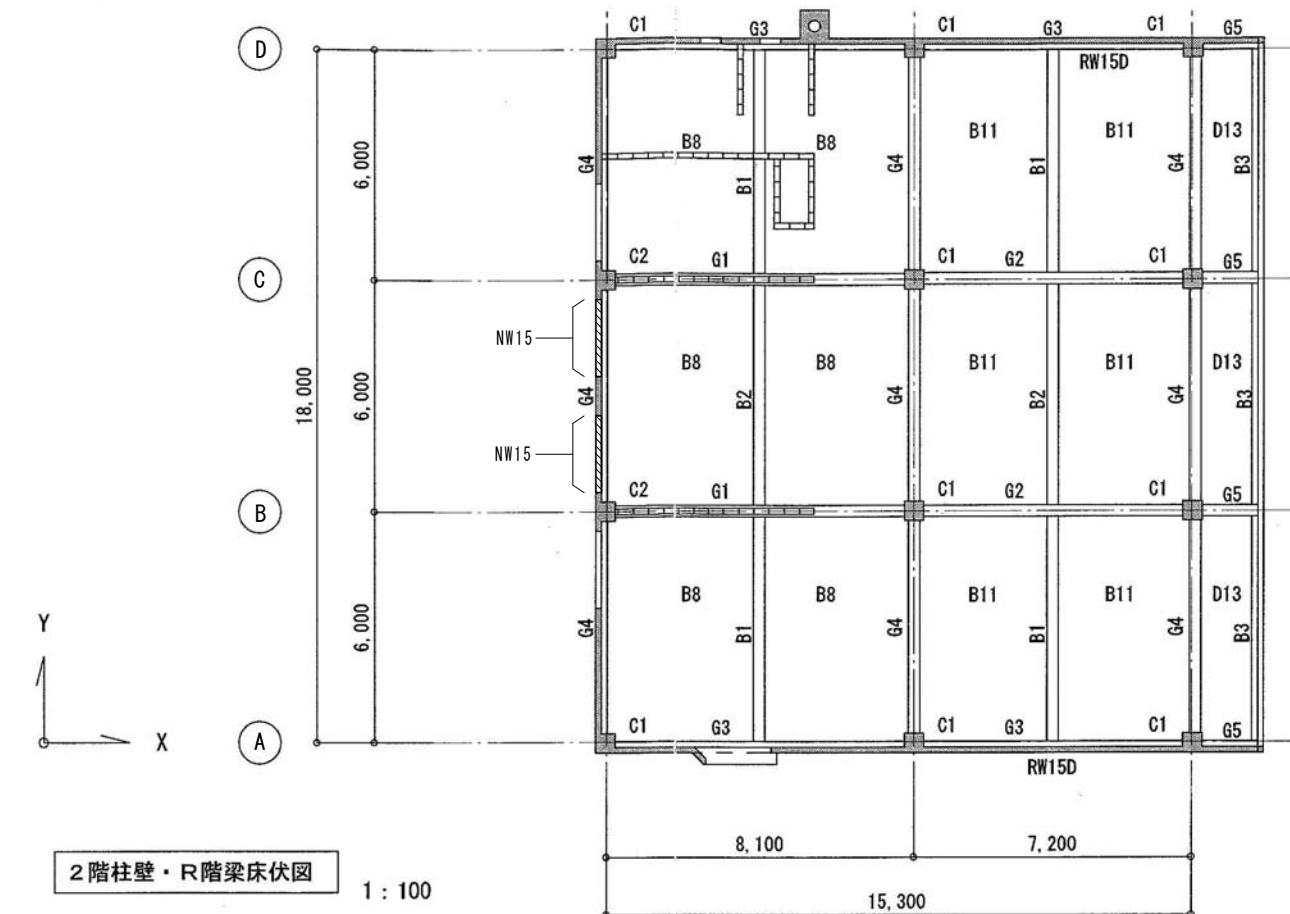
(A) (B) (C) (D)



(A) (B) (C) (D)

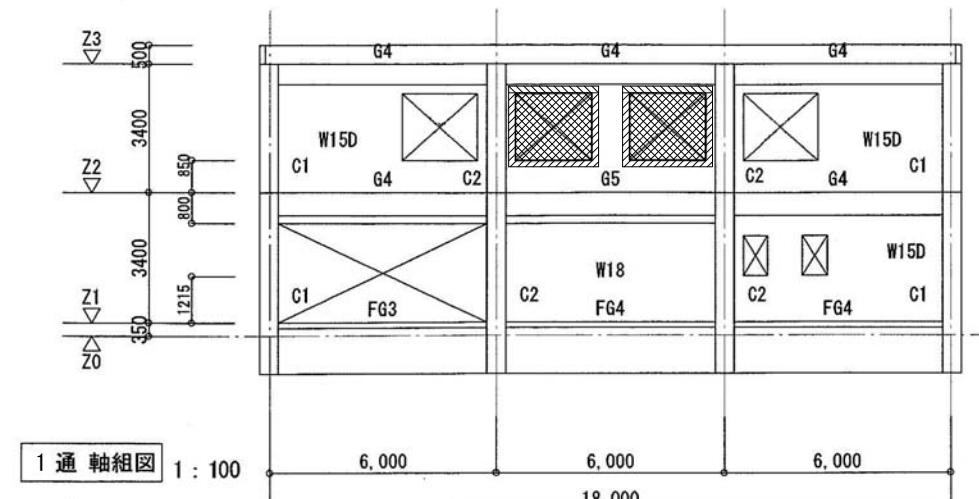


(A) (B) (C) (D)

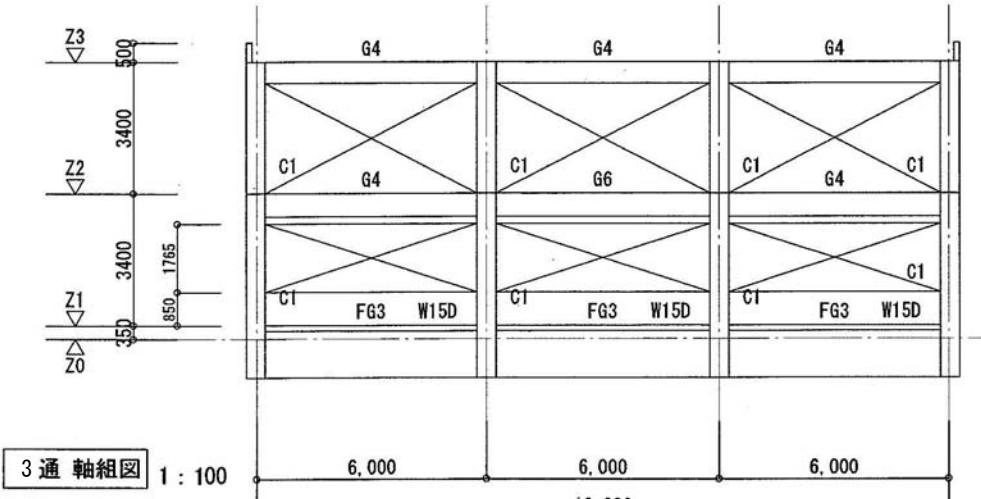


凡例 1. は、開口塞ぎ壁を示す。

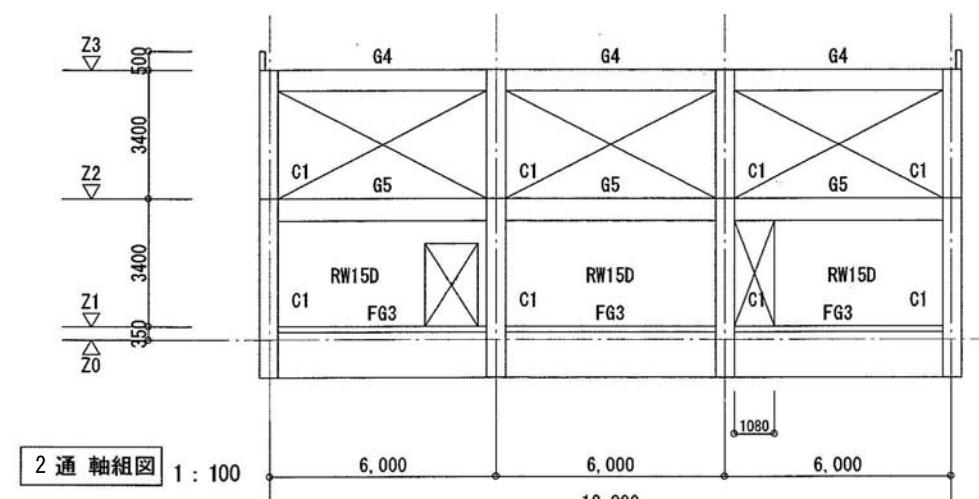
(工事名) 釧路労働基準監督署耐震改修工事	S-10
2階柱壁・R階梁床伏図 (改修後)	S:1/100
北海道労働局総務部	



(A) (B) (C) (D)



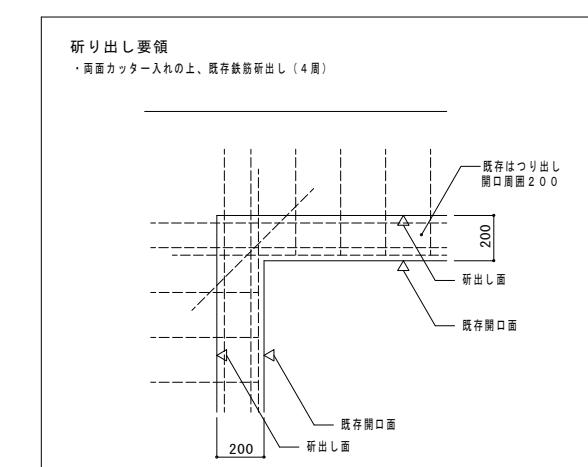
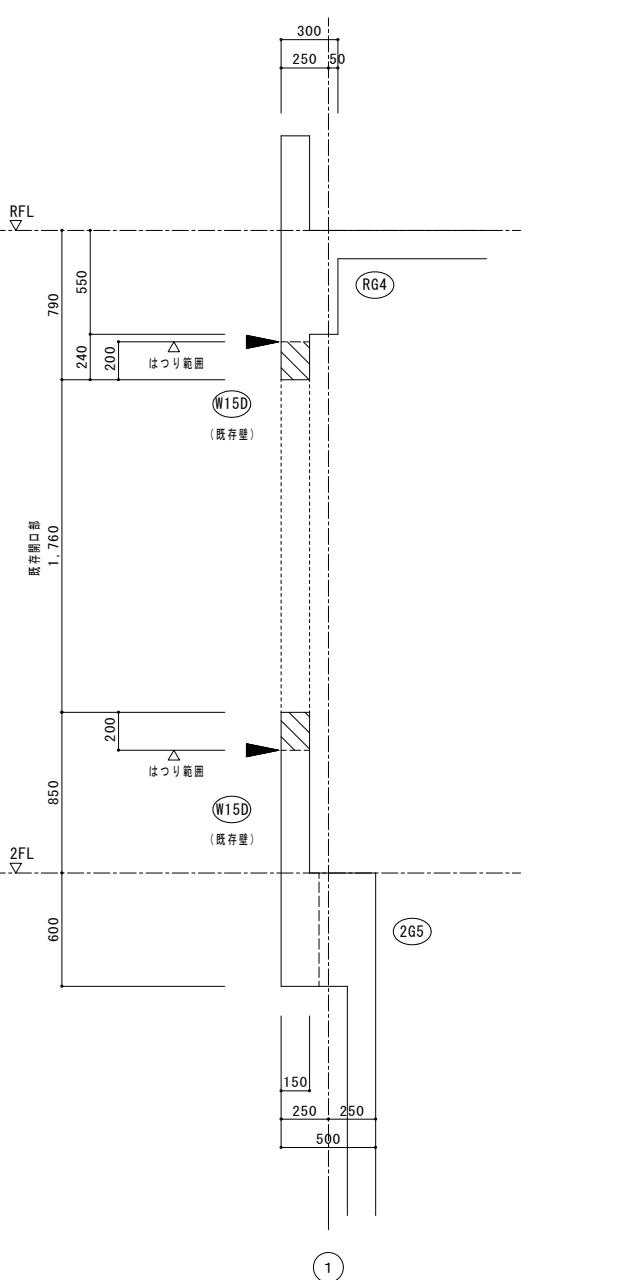
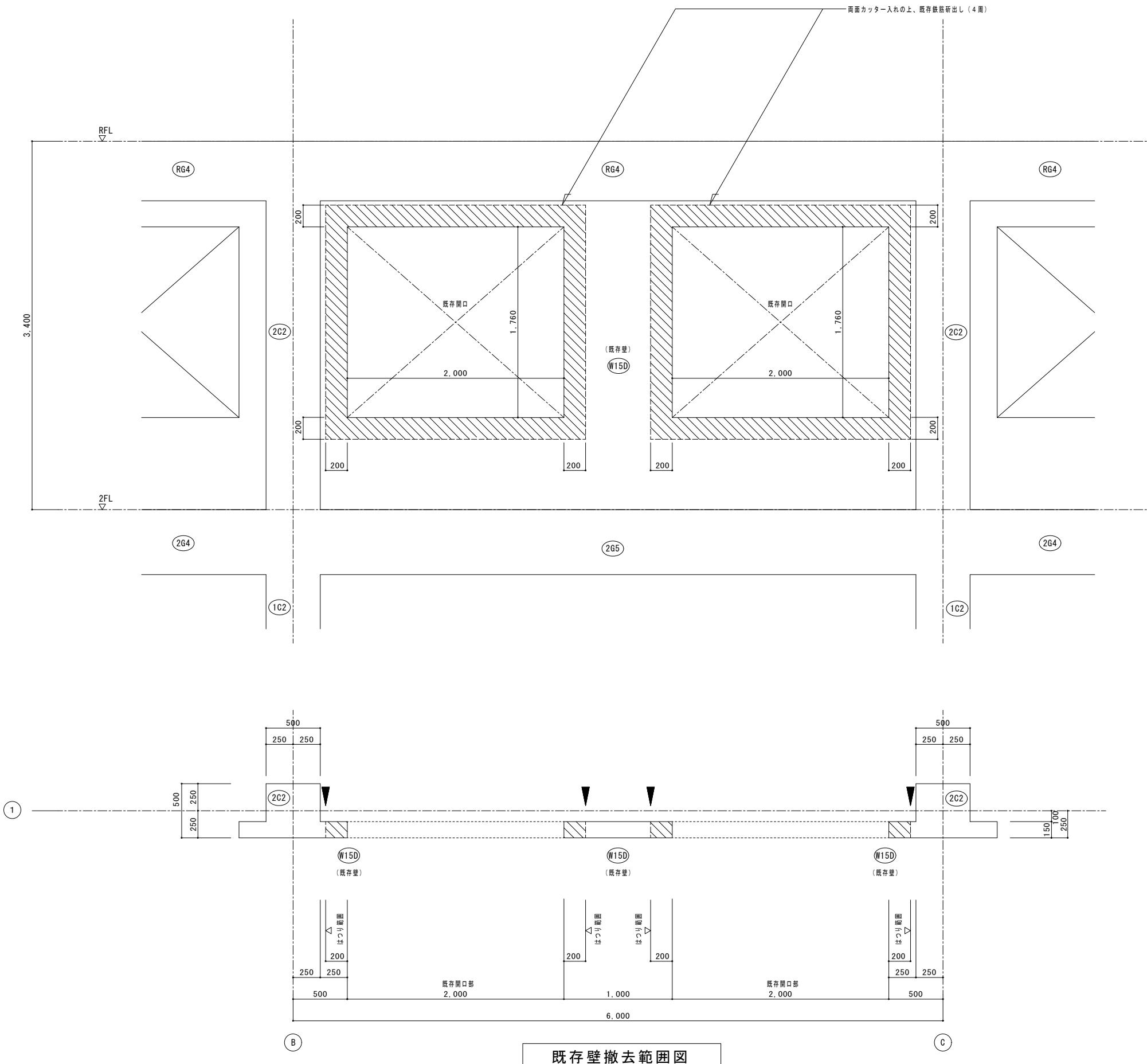
(A) (B) (C) (D)



(A) (B) (C) (D)

凡
例
1. は、開口閉塞範囲 (グラウト圧入)
2. は、開口周囲補強範囲 (コンクリート打設)
3. は、開口閉塞範囲 (コンクリート打設)

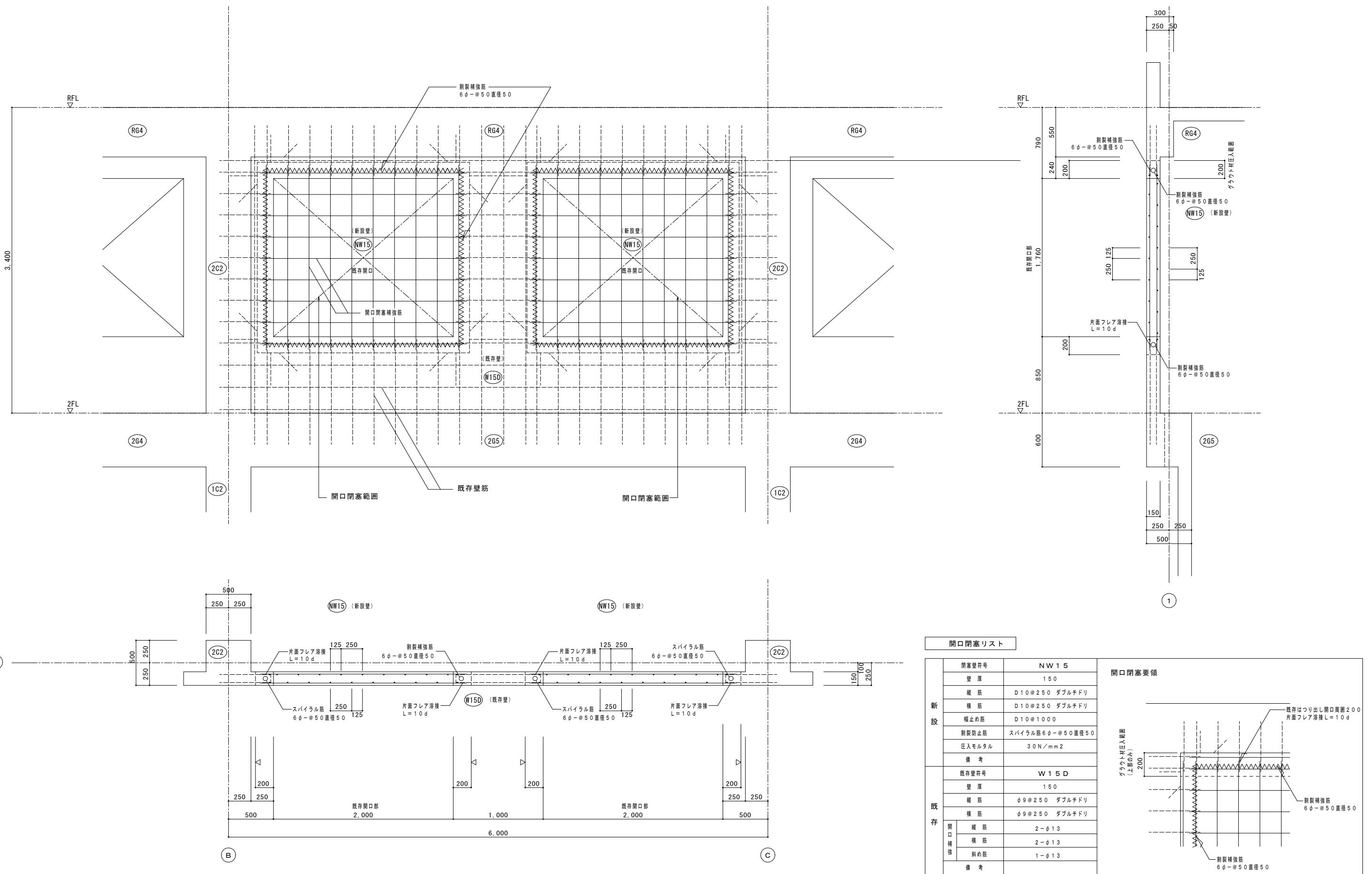
(工事名) 釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事
X通り軸組図 (改修後) S:1/100
S-11
北海道労働局総務部



凡
例

- 1 は既存鉄筋を残し、研り出しへとする。
- 2 両面カッター入れ位置。
- 3 既存開口補強は撤去（縦・横・斜め筋）。

(工事名) 鋼路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事
既存壁撤去範囲図 S : 1/20
北海道労働局総務部 S-12



<p>釧路労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事仕様書</p> <p>(電気設備)</p> <p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 釧路市柏木町2-12</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積(m²)</th> <th>消防法施行令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>RC造</td> <td>2階建</td> <td>587.13</td> <td>15項</td> <td>改修</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> </tr> </table> <p>3. 工事種目(印の付いたものを対象工事種目とする。)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">建物別及び屋外</th> <th colspan="5">工事種別</th> </tr> <tr> <th>庁舎</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <td>① 電気設備</td> <td>改設一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 動力設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 電熱設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 雷保護設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 受電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 静止形電源設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内情報通信網設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内交換設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 情報表示設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 映像・音響設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 拡声設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 誤導支援設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ テレビ共同受信設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ テレビ電波障害防除設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 駐車場管制設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 防犯・入退室管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 火災報知設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内配電線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	備考	庁舎	RC造	2階建	587.13	15項	改修																									建物別及び屋外	工事種別					庁舎				屋外	① 電気設備	改設一式					・ 動力設備						・ 電熱設備						・ 雷保護設備						・ 受電設備						・ 静止形電源設備						・ 発電設備						・ 構内情報通信網設備						・ 構内交換設備						・ 情報表示設備						・ 映像・音響設備						・ 拡声設備						・ 誤導支援設備						・ テレビ共同受信設備						・ テレビ電波障害防除設備						・ 監視カメラ設備						・ 駐車場管制設備						・ 防犯・入退室管理設備						・ 火災報知設備						・ 中央監視制御設備						・ 構内配電線路						・ 構内通信線路						<p>3) 化学物質を放散させる機材等</p> <p>本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ヨリップ板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤はタルクジーハーブチル及びタルクジーハーブチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>なお、ホルムアルデヒドを放散させないものと/orは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散量が極めて少ないものと/orは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用する。</p> <p>「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th> <th>該当する機材等</th> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> <td> ① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 </td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td> ① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品 </td> </tr> </table> <p>2. 室内空気中の化学生物質の濃度測定</p> <p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。</p> <p>測定はバッジ型採取機器により行う。</p> <p>測定時期: 工事着工前 施工終了時</p> <p>測定対象室: 図示</p> <p>測定箇所数: 図示</p> <p>③ 電気保安技術者</p> <p>電気保安技術者を適用する。</p> <p>最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>構内につくることができる。(・ 図示) できない。)</p> <p>※ 設けない。</p> <p>・ 設ける。(規模及び仕上げの程度、並びに設置する機器等の種類及び数量は現場説明書による) (・ 構内に新設する。・ 既存建物の一部を使用する。)</p> <p>④ 電気工事士</p> <p>最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>⑤ 工事用電力、水、その他</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>⑥ 工事用仮設物</p> <p>構内につくることができる。(・ 図示) できない。)</p> <p>⑦ 監督職員事務所等</p> <p>※ 設けない。</p> <p>・ 設ける。(規模及び仕上げの程度、並びに設置する機器等の種類及び数量は現場説明書による) (・ 構内に新設する。・ 既存建物の一部を使用する。)</p> <p>⑧ 足場及びさん橋類</p> <p>・ 関係請負者は定置したものは、無償で使用できる。 ・ 設置する場合は改修標準仕様書によるほか、次による。</p> <p>内部足場類(・木脚・足場板等) ローリングタワー</p> <p>外部足場類(・A種・B種 ※C種・D種)</p> <p>特組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する材がありはじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。</p> <p>特組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する材がありはじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。</p> <p>⑨ 仮設間仕切等</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>・ 次の事前調査を行う。</p> <p>調査項目(・ 図示) 調査範囲(・ 図示による。・ 図示) 調査方法(・ 図示による。)</p> <p>⑩ 施工調査</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>・ 次の事前調査を行う。</p> <p>調査項目(・ 図示) 調査範囲(・ 図示による。・ 図示) 調査方法(・ 図示による。)</p> <p>⑪ 美生</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>固定された備品、机及びロッカ等の移動(・ 行う。(図示による。) 行わない。)</p> <p>⑫ 発生材の処理</p> <p>・ 引渡しを要するもの (・ 金属類)</p> <p>・ 再生資源化を図るもの (・ 荧光管・木銀灯・白熱灯)</p> <p>受入れ施設名: (株)鈴木商会</p> <p>所在地: 釧路市里が浦南3丁目2-9</p> <p>(・ アスファルト混合物・プラスチック類)</p> <p>受入れ施設名: (株)鈴木商会</p> <p>所在地: 釧路市里が浦南3丁目2-9</p> <p>距離: 8.6km</p> <p>3) 化学物質を放散させる機材等</p> <p>本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ヨリップ板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤はタルクジーハーブチル及びタルクジーハーブチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>なお、ホルムアルデヒドを放散させないものと/orは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散量が極めて少ないものと/orは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用する。</p> <p>「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th> <th>該当する機材等</th> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> <td> ① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 </td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td> ① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品 </td> </tr> </table> <p>2. 室内空気中の化学生物質の濃度測定</p> <p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。</p> <p>測定はバッジ型採取機器により行う。</p> <p>測定時期: 工事着工前 施工終了時</p> <p>測定対象室: 図示</p> <p>測定箇所数: 図示</p> <p>③ 電気保安技術者</p> <p>電気保安技術者を適用する。</p> <p>最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>⑤ 工事用電力、水、その他</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>⑥ 工事用仮設物</p> <p>構内につくることができる。(・ 図示) できない。)</p> <p>⑦ 監督職員事務所等</p> <p>※ 設けない。</p> <p>・ 設ける。(規模及び仕上げの程度、並びに設置する機器等の種類及び数量は現場説明書による) (・ 構内に新設する。・ 既存建物の一部を使用する。)</p> <p>⑧ 足場及びさん橋類</p> <p>・ 関係請負者は定置したものは、無償で使用できる。 ・ 設置する場合は改修標準仕様書によるほか、次による。</p> <p>内部足場類(・木脚・足場板等) ローリングタワー</p> <p>外部足場類(・A種・B種 ※C種・D種)</p> <p>特組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する材がありはじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。</p> <p>特組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する材がありはじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。</p> <p>⑨ 仮設間仕切等</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>・ 次の事前調査を行う。</p> <p>調査項目(・ 図示) 調査範囲(・ 図示による。・ 図示) 調査方法(・ 図示による。)</p> <p>⑩ 施工調査</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>・ 次の事前調査を行う。</p> <p>調査項目(・ 図示) 調査範囲(・ 図示による。・ 図示) 調査方法(・ 図示による。)</p> <p>⑪ 美生</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>固定された備品、机及びロッカ等の移動(・ 行う。(図示による。) 行わない。)</p> <p>⑫ 発生材の処理</p> <p>・ 引渡しを要するもの (・ 金属類)</p> <p>・ 再生資源化を図るもの (・ 荧光管・木銀灯・白熱灯)</p> <p>受入れ施設名: (株)鈴木商会</p> <p>所在地: 釧路市里が浦南3丁目2-9</p> <p>(・ アスファルト混合物・プラスチック類)</p> <p>受入れ施設名: (株)鈴木商会</p> <p>所在地: 釧路市里が浦南3丁目2-9</p> <p>距離: 8.6km</p> <p>3) 化学物質を放散させる機材等</p> <p>本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ヨリップ板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤はタルクジーハーブチル及びタルクジーハーブチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>なお、ホルムアルデヒドを放散させないものと/orは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散量が極めて少ないものと/orは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用する。</p> <p>「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th> <th>該当する機材等</th> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> <td> ① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 </td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td> ① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品 </td> </tr> </table> <p>2. 室内空気中の化学生物質の濃度測定</p> <p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。</p> <p>測定はバッジ型採取機器により行う。</p> <p>測定時期: 工事着工前 施工終了時</p> <p>測定対象室: 図示</p> <p>測定箇所数: 図示</p> <p>③ 電気保安技術者</p> <p>電気保安技術者を適用する。</p> <p>最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>⑤ 工事用電力、水、その他</p> <p>工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>⑥ 工事用仮設物</p> <p>構内につくることができる。(・ 図示) できない。)</p> <p>⑦ 監督職員事務所等</p> <p>※ 設けない。</p> <p>・ 設ける。(規模及び仕上げの程度、並びに設置する機器等の種類及び数量は現場説明書による) (・ 構内に新設する。・ 既存建物の一部を使用する。)</p> <p>⑧ 足場及びさん橋類</p> <p>・ 関係請負者は定置したものは、無償で使用できる。 ・ 設置する場合は改修標準仕様書によるほか、次による。</p> <p>内部足場類(・木脚・足場板等) ローリングタワー</p> <p>外部足場類(・A種・B種 ※C種・D種)</p> <p>特組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する材がありはじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。</p> <p>特組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する材がありはじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。</p> <p>⑨ 仮設間仕切等</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>・ 次の事前調査を行う。</p> <p>調査項目(・ 図示) 調査範囲(・ 図示による。・ 図示) 調査方法(・ 図示による。)</p> <p>⑩ 施工調査</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>・ 次の事前調査を行う。</p> <p>調査項目(・ 図示) 調査範囲(・ 図示による。・ 図示) 調査方法(・ 図示による。)</p> <p>⑪ 美生</p> <p>※改修標準仕様書による。</p> <p>固定された備品、机及びロッカ等の移動(・ 行う。(図示による。) 行わない。)</p> <p>⑫ 発生材の処理</p> <p>・ 引渡しを要するもの (・ 金属類)</p> <p>・ 再生資源化を図るもの (・ 荧光管・木銀灯・白熱灯)</p> <p>受入れ施設名: (株)鈴木商会</p> <p>所在地: 釧路市里が浦南3丁目2-9</p> <p>(・ アスファルト混合物・プラスチック類)</p> <p>受入れ施設名: (株)鈴木商会</p> <p>所在地: 釧路市里が浦南3丁目2-9</p> <p>距離: 8.6km</p> <p>3) 化学物質を放散させる機材等</p> <p>本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ヨリップ板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤はタルクジーハーブチル及びタルクジーハーブチ</p>							ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等	規制対象外	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品	ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等	規制対象外	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品	ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等	規制対象外	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																																																																																																																																													
庁舎	RC造	2階建	587.13	15項	改修																																																																																																																																																																																																													
建物別及び屋外	工事種別																																																																																																																																																																																																																	
	庁舎				屋外																																																																																																																																																																																																													
① 電気設備	改設一式																																																																																																																																																																																																																	
・ 動力設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 電熱設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 雷保護設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 受電設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 静止形電源設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 発電設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 構内情報通信網設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 構内交換設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 情報表示設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 拡声設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 誤導支援設備																																																																																																																																																																																																																		
・ テレビ共同受信設備																																																																																																																																																																																																																		
・ テレビ電波障害防除設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 監視カメラ設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 駐車場管制設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 火災報知設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																		
・ 構内配電線路																																																																																																																																																																																																																		
・ 構内通信線路																																																																																																																																																																																																																		
ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等																																																																																																																																																																																																																	
規制対象外	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																																																																																																																																																																																	
第三種	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品																																																																																																																																																																																																																	
ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等																																																																																																																																																																																																																	
規制対象外	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																																																																																																																																																																																	
第三種	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品																																																																																																																																																																																																																	
ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等																																																																																																																																																																																																																	
規制対象外	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																																																																																																																																																																																	
第三種	① JIS及びJASのF★★★★規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのO規格品 ④ 旧JASのFco規格品																																																																																																																																																																																																																	

電気設備工事共通図

I. 図示記号 (1)

次の図示記号は、標準図の図示記号を読み替えるものとする。

記号	名称	記号	名称
—	1. 6×2 (16)	<u>F₄</u>	EEF1. 6-2C×2
—	1. 6×3 (16)	<u>F₅</u>	EEF1. 6-2C+2. 0-3C
—	1. 6×4 (16)	⋮	⋮
⋮	⋮	<u>2F₄</u>	EEF2. 0-2C×2
E	1. 6×2+(接地) 1. 6×1 (16)	<u>2F₅</u>	EEF2. 0-2C+2. 0-3C
E	1. 6×3+(接地) 1. 6×1 (16)	⋮	⋮
E	1. 6×4+(接地) 1. 6×1 (16)	<u>F₂E</u>	EEF1. 6-3C [うち1心は接地線]
⋮	⋮	<u>F₃E</u>	EEF1. 6-2C×2 [うち1心は接地線]
C	2. 0×2+(接地) 1. 6×1 (16)	⋮	⋮
C	2. 0×4+(接地) 1. 6×1 (22)	<u>2F₂E</u>	EEF2. 0-3C [うち1心は接地線]
C	2. 0×6+(接地) 1. 6×1 (22)	<u>2F₃E</u>	EEF2. 0-2C×2 [うち1心は接地線]
⋮	⋮	⋮	⋮
—	空 (16)		

1) ケーブル配線でEを付したものは、接地線としてケーブル心線を1心追加する。

EM (環境配慮型) 電線類の図示について

- EM—I E電線は、「EM—I E」を省略する。
- EMケーブルは、「EM-」を省略する。

電線管の図示について

- 図示記号の(16)、(22)及び(28)は、PF管とし、(19)、(25)、(31)…及び(75)は、ねじ無し電線管とする。
- 図示記号の(G16HDZ)、(G22HDZ)、(G28HDZ)…及び(G54HDZ)は、厚鋼電線管に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
なお、溶融亜鉛めっき付看量は、300g/m以上とする。

記号	名称	記号	名称
●(2,2E…)	床付コンセント(上下動形) (2P15A×2、2P15A接地極付×2) プロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。	●(J, 2J)	床付電話用アウトレット(上下動形) (モジュラ6極4心×1、同左×2) プロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。
●(2,2E…)	床付コンセント(内部固定形) (2P15A×2、2P15A接地極付×2) プロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。	●J	壁付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1)
●(2,2E…)	床付コンセント(外部固定形) (2P15A×2、2P15A接地極付×2) プロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。		

II. 図示記号 (2)

次の図示記号を定める。

記号	名称	記号	ケーブル種別・サイズ等
—	空 (MM2A)	0.9AE	A E 0. 9-2C
E	1. 6×2+(接地) 1. 6×1 (MM2A)	AE	A E 1. 2-2C
E	1. 6×3+(接地) 1. 6×1 (MM2A)	AE3	A E 1. 2-3C
E	1. 6×4+(接地) 1. 6×1 (MM2A)	AE (16)	A E 1. 2-2C (16)
⋮	⋮		
◆	既設壁 はり補修	HP	H P 1. 2-2C
◆	はり貫通用リープ サイズは傍記による。	HP3P	H P 1. 2-3P
(19)	突き出し (19)	HP (16)	H P 1. 2-2C (16)
—	二重床内配線	TV	S-5C-FB
●WP (A)	防滴プレート付スイッチ	TV7	S-7C-FB
●WP (B)	軟質シリコン樹脂カバー付スイッチ		
●WP (C)	硬質単体プレート付スイッチ		
●SL	熱継式自動スイッチ 15A (切・自動・連続)		
●S	扉付コンセント (2P15A×1, E T付)		
●OA	OA用テーブルタップ (マグネット付) (2P15A-E付×4、ケーブル長3m、 ケーブル引出しキャップを含む。 ※抜止め形又はその他の口数は傍記による。)		
●OA	OA用モジュラコンセント (マグネット付) (6極4心×1、樹脂製ケーブル引出しキャップを含む。) ※その他の口数は傍記による。		
●DS	DSスイッチ (別途)		
●M	モータダンバ (別途)		
●M	機器類結線 (配線等と機器類との結線を本工事で行う。)		
(図中の実際を示す。)			

III. 接地極

接地極の規格及び数量は次による。

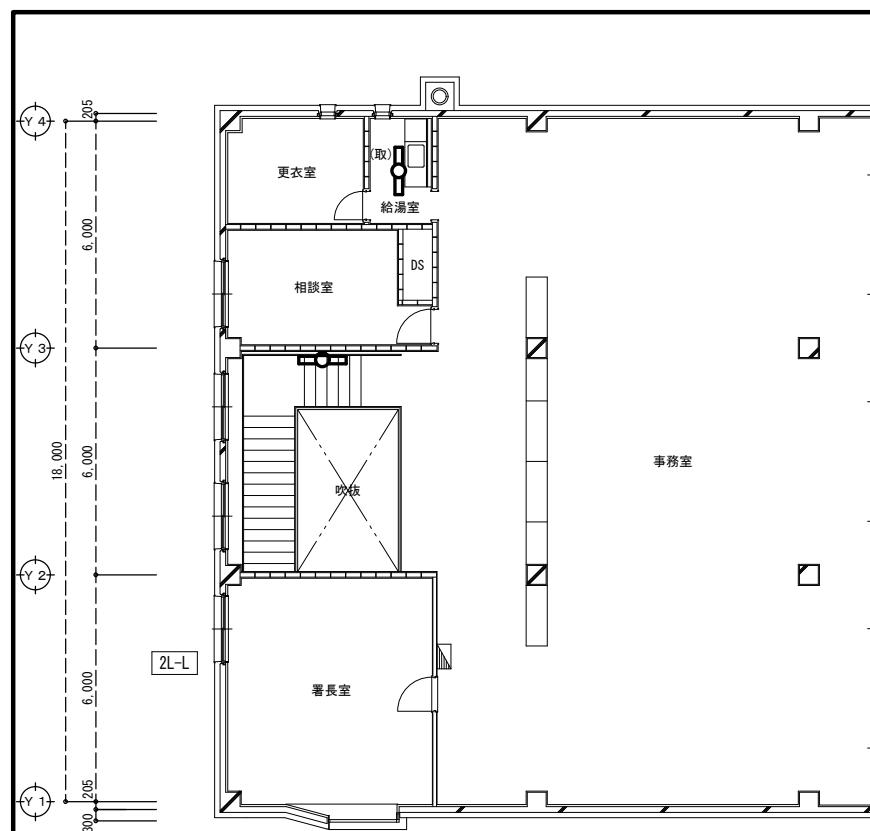
記号	接地の種類	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
E _{A-B-C-D}	共同接地	Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _{A-C-D}	共同接地	10Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _A	A種	10Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _B	B種	Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _C	C種	10Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _D	D種	100Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1
E _—	種	Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _{LH}	高圧避雷用	10Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _t	交換機用	10Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _{At}	通信用	10Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連～1組
E _{Dt}	通信用	100Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1
E _{Lt}	電話引込口の保安器	100Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1
E _o	測定用	Ω以下	EB (D=10, L=1, 500又はW=30, L=1, 200) ×3連～1組

接地極上端の埋設深さは、0. 9m以上とする。

IV. 機器標準取付高さ

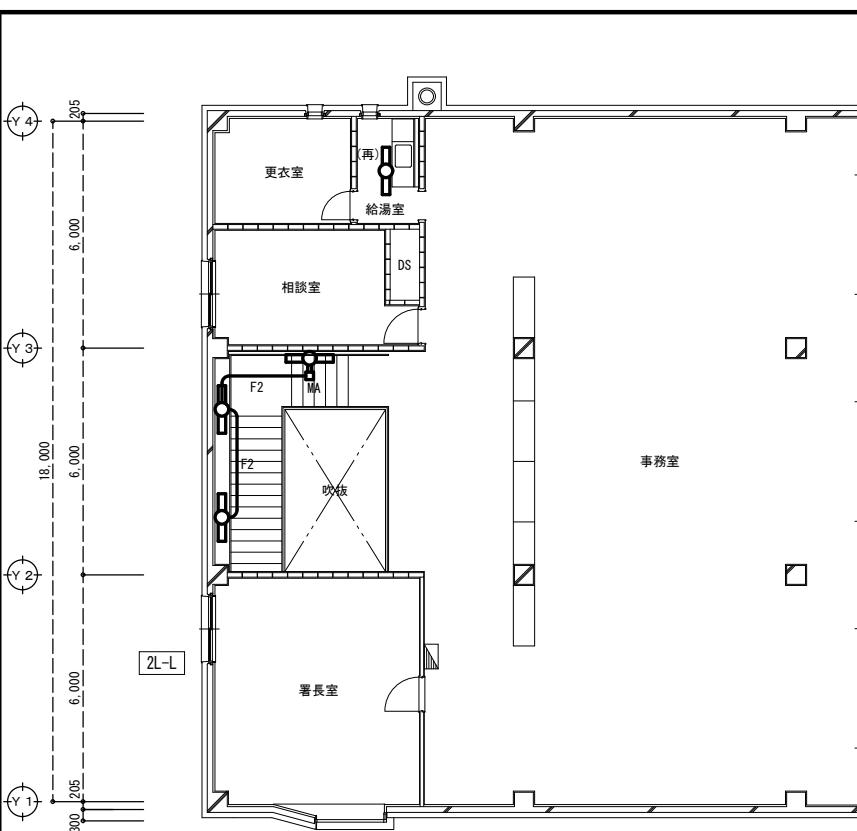
機器等の取付高さは、各図に特記なき場合、次による。

名 称	測 点	取付け高さ [mm]
電力共通	積算計器	地 上 ~ 窓中心 1,800 ~ 2,000
	引込開閉器	床 上 ~ 中 心 1,800 ~ 2,200
電 灯	分電盤	床 上 ~ 中 心 1,500 (上端1,900以下)
	スイッチ (一般)	床 上 ~ 中 心 1,300
	" (多機能トイレ)	床 上 ~ 中 心 1,100
	コンセント (一般)	床 上 ~ 中 心 300
	" (和室)	床 上 ~ 中 心 150
	" (台上)	台 上 ~ 中 心 150 ~ 200
	" (土間)	床 上 ~ 中 心 800 ~ 1,300
	" (車椅子用)	床 上 ~ 中 心 500 ~ 900
	プラケット (一般)	床 上 ~ 中 心 2,100 ~ 2,300
	" (踊場)	床 上 ~ 中 心 2,000 ~ 2,500
	" (鏡上)	鏡上端 ~ 中 心 150
動 力	制御盤 (壁掛形)	床 上 ~ 中 心 1,500 (上端1,900以下)
	開閉器箱	床 上 ~ 中 心 1,500
	制御用スイッチ	床 上 ~ 中 心 1,300
通信共通	壁付アウトレット (一般)	床 上 ~ 中 心 300
	" (和室)	床 上 ~ 中 心 150
構内交換	端子盤 (室内)	床 上 ~ 下 端 300
	集合保安器箱	天井下 ~ 上 端 200
時計	親時計 (壁掛形)	床 上 ~ 中 心 1,500 (上端1,900以下)
	子時計	床 上 ~ 中 心 2,300
拡 声	スピーカ	床 上 ~ 中 心 2,300
	アッテネータ	床 上 ~ 中 心 1,300
表示	情報表示盤	床 上 ~ 中 心 2,300
	壁付発信機及び壁付押ボタン	床 上 ~ 中 心 1,300
	ベル、ブザー及びチャイム	床 上 ~ 中 心 2,300
誘導支援	外部受付用インターホン	標 準 図 に よ る。
	壁付インターホン	床 上 ~ 中 心 1,300
	壁付呼出ボタン	床 上 ~ 中 心 400 ~ 800
	同上 ブルスイッチ	床 上 ~ 紐下端 100
テ レ ビ	機器収納箱	天井下 ~ 上 端 200
	直列ユニット及びテレビ端子	壁付アウトレットと同じとする。
共同受信	受信機及び副受信機	床 上 ~ 操作部 800 ~ 1,500
火災報知	機器収納箱及び発信機	床 上 ~ 中 心 800 ~ 1,500
	警報ベル	床 上 ~ 中 心 2,300
	表示灯	床 上 ~ 中 心 2,100
	液化石油ガス用検知器	床 上 ~ 上 端 300



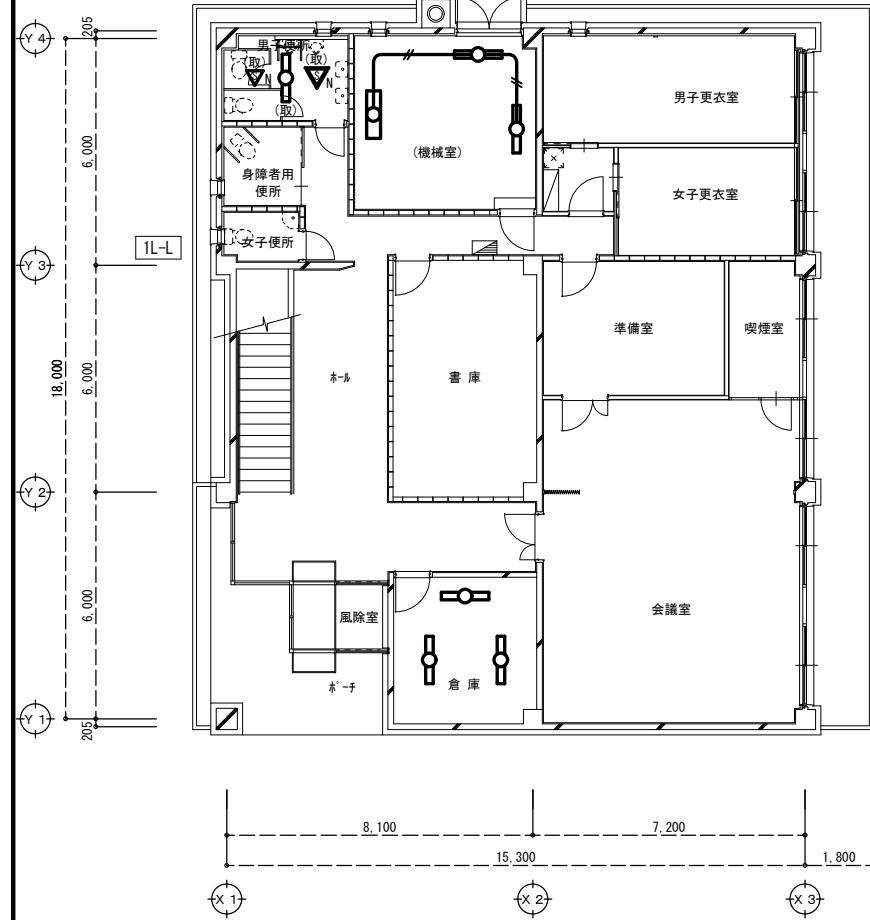
電灯分岐設備 2階配線図(撤去) S=1/100

給湯室	HF32W×1 埋込型(取外し) ~ 1台
階段	HF32W×1 反射笠付(撤去) ~ 1台



電灯分岐設備 2階配線図(改設) S=1/100

給湯室	HF32W×1 埋込型(再取付) ~ 1台
階段	LSS1-3150LM ~ 3台

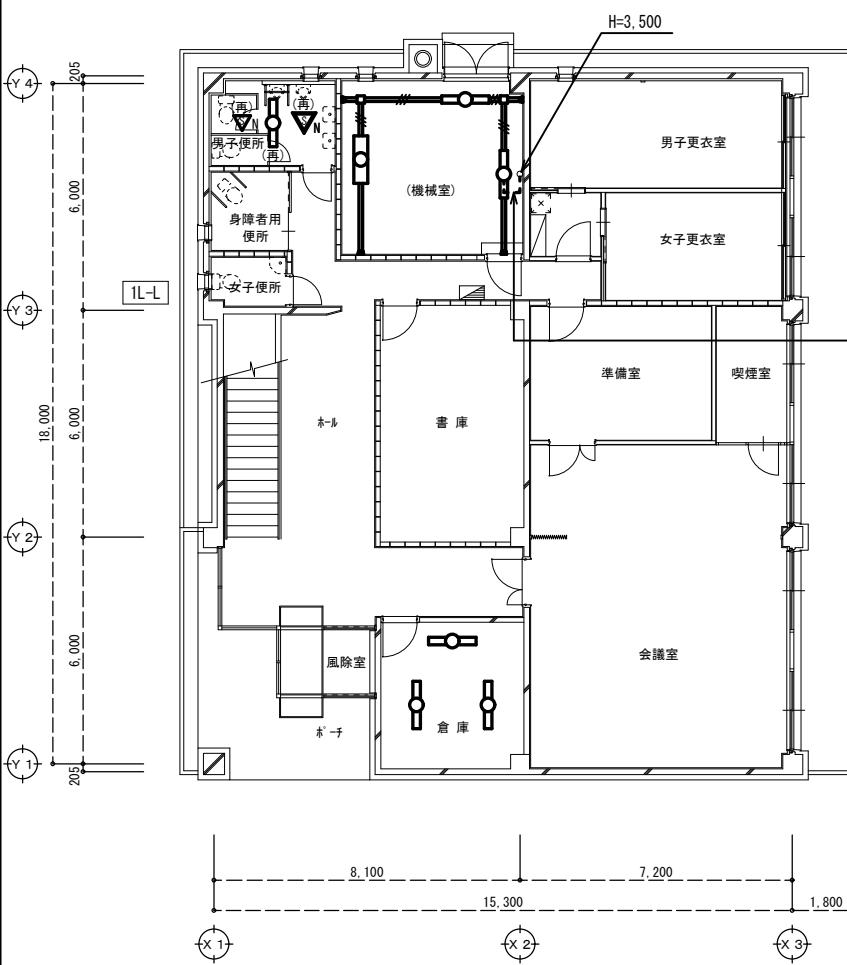


電灯分岐設備 1階配線図(撤去) S=1/100

男子便所	HF32W×1 埋込型(取外し) ~ 1台
機械室	FL40W×1 反射笠付(△7吊)(撤去) ~ 2台
	FL40W×2 反射笠付(△7吊)(撤去) ~ 1台
倉庫	FL40W×1 反射笠付(△7吊)(撤去) ~ 3台

(凡例) 標準図以外は下記による		
記 号	名 称	備 考
---	IV1.6×2 (E19)	
▽N	照明制御装置 (DS1-N)	
▽N	照明制御装置 子機	

注記) 1. (取)印は、一時取外しを示す。
2. 薄線は、既設のまととする。
3. 天井隠べい配管は電線のみ撤去とする。



電灯分岐設備 1階配線図(改設) S=1/100

男子便所	HF32W×1 埋込型(再取付) ~ 1台
機械室	FSR2-321 PN (線び取付)(新設) ~ 2台
	FSR2-322 PN (線び取付)(新設) ~ 1台
倉庫	FSR2-321 PN (新設) ~ 3台

既設露出ボックスより IE1.6×2 (E19)

(凡例) 標準図以外は下記による		
記 号	名 称	備 考
---	IE1.6×3 (MM2-A)	
---	MM2-A	H=3,000
▽N	照明制御装置 (DS1-N)	
▽N	照明制御装置 子機	
MA	MM1-A用コーナーボックス+立上MM1-A保護	

注記) 1. (再)印は、再取付を示す。
2. 薄線は、既設のまととする。

釧路労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事仕様書
(機械設備の部)

I 工事概要

1 工事場所 釧路市柏木町2-12

2 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎	R.C造	2階建	587.17	15項	既存

3 工事種目(○印の付いたものを適用する。)

工事種目	工事種別			
	庁舎			屋外
○ 空気調和設備	改設	一式	一式	一式
○ 暖房設備	改設	一式	一式	一式
○ 換気設備	改設	一式	一式	一式
・排煙設備	一式	一式	一式	一式
・自動制御設備	一式	一式	一式	一式
・衛生器具設備	一式	一式	一式	
・給水設備	一式	一式	一式	一式
・排水設備	一式	一式	一式	一式
・給湯設備	一式	一式	一式	
・消火設備	一式	一式	一式	一式
・厨房設備	一式	一式	一式	
・ガス設備	一式	一式	一式	一式
・浄化槽設備	一式	一式	一式	一式
・エレベーター設備	一式	一式	一式	一式
・	一式	一式	一式	一式

4 指定部分 ○ 無

・有(対象部分:)

工期: 平成 年 月 日)

5 建築概要(○印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・空気調和 <input checked="" type="checkbox"/> ダクト方式(<input checked="" type="checkbox"/> 中央 <input checked="" type="checkbox"/> 名階ユニット) ・ファンコイルユニット <input checked="" type="checkbox"/> ダクト併用方式 ○温風暖房 <input checked="" type="checkbox"/> パッケージ方式 ・直接暖房 <input checked="" type="checkbox"/> 蒸気暖房 <input checked="" type="checkbox"/> 温水暖房 ・誘湿製ボイラー <input checked="" type="checkbox"/> 調製ボイラー(<input checked="" type="checkbox"/> 立形 <input checked="" type="checkbox"/> 炉筒埋管形) ・真空式温水発生機 <input checked="" type="checkbox"/> 温風暖房機 <input checked="" type="checkbox"/> チーリングユニット <input checked="" type="checkbox"/> 吸収冷凍機 ・直だき吸収冷温水機 <input checked="" type="checkbox"/> 小形吸収冷温水機ユニット ・パッケージ形空気調和機
主要熱源機器	・建業基準法 <input checked="" type="checkbox"/> 消防法
排煙設備	・電気式 <input checked="" type="checkbox"/> 電子式 <input checked="" type="checkbox"/> デジタル式
自動制御方式	・上水 <input checked="" type="checkbox"/> 井水 ・水道直結方式 ・高層タンク方式 <input checked="" type="checkbox"/> 受水タンク+ポンプ直送方式
給水方式	・建業内の汚水と雑排水(<input checked="" type="checkbox"/> 分流式 <input checked="" type="checkbox"/> 合流式) ・ポンプ排水 <input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 汚物 <input checked="" type="checkbox"/> 雜排水 <input checked="" type="checkbox"/> 溝水) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・建業外放流先 (1) 汚水 <input checked="" type="checkbox"/> 直放流下水管 <input checked="" type="checkbox"/> 淀化槽 (2) 雜排水 <input checked="" type="checkbox"/> 直放流下水管 <input checked="" type="checkbox"/> 淀化槽 <input checked="" type="checkbox"/> 倒溝
排水方式	・室内消火設備(<input checked="" type="checkbox"/> 1号 <input checked="" type="checkbox"/> 2号) <input checked="" type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input checked="" type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備 ・泡消火設備 <input checked="" type="checkbox"/> 粉末消火設備 <input checked="" type="checkbox"/> 連結送水管設備 <input checked="" type="checkbox"/> 連結放水管設備
消防設備の種類	・都市ガス(種別: <input checked="" type="checkbox"/> 発熱量: <input checked="" type="checkbox"/> MJ/ <input checked="" type="checkbox"/> Nm) <input checked="" type="checkbox"/> 供給事業者名 ・液化石油ガス

II 工事仕様

1 共通仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。

(改修工事は※印による。)

国土交通省大臣官房官房総務部監修の

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下、「標準仕様書」という。)

※公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下、「改修標準仕様書」という。)

国土交通省大臣官房官房総務部設備・環境課監修の

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下、「標準図」という。)

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事

仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は()図、建築工事の工事仕様書

は()図による。

2 特記仕様
1) 番号の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の場合は※印を適用する。

章 項 目 特 記 事 項

① 機材等 (1) 本工事に使用する機材等のうち表一に示す設備機材等の製造業者等は、次の1)から7)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承認を受けるものとする。
1)品質及び性能に関する試験データが準備されていること。
2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3)安定的な供給が可能であること。
4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。
7)システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

(2) 化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建築内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から7)を満たすものとする。
1)合板、木質系コアリング、構造用合板、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗装及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
3)接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
5)上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用者とする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用者とする。
「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

3 施工調査

※改修標準仕様書による

・次の事前調査を行う

調査項目(石綿含有品)

調査範囲(図示による 挿去範囲)

調査方法(図示による 目視による)

4 工事用電線管

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。

5 建設発生土の処理

・構内指定場所に敷き均し

・構内指定場所にたい積

・構外指定場所に処分(搬出調査等を提出する)

受入施設名()

受入場所及び距離()km()km

受入時間帯(時 分 ~ 時 分)

仮置場所()

6 管周囲の保護及び埋戻し・盛土

管周囲の保護 山砂の類(ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土)

埋戻し・盛土 ※掘削土の良質土 山砂の類

7 砂利地業

※再生クラッシャラン 切込み砂利及び切込み碎石

・引渡を要するもの(金屬類 ただし、保温材は取外す)

・再生資源化を図るもの(A~Z図による)

種類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離() / 有料・無料

・アスファルト・コンクリート塊

・コンクリート塊

・金屬類

・埴ビ管

8 産業廃棄物

種類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離() / 有料・無料

・保温材(英和サービス 釧路市高山2 (8.5km)

・プラスチック類

・陶器類

・特別管理産業廃棄物

種類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離() / 有料・無料

9 地中埋設機及び埋設表示用テープ

・引渡しを要するもの以外は、場外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を(含む 別途とする 建築工事とする)

※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行なう。

10 機材の承諾

原則として、「機械設備工事機材承諾図様式集」による。

11 完成図

原図、製本及びデータ等の提出部数は表-2「完成図等一覧表」による。

・既存完成図(CADデータ)の修正を行う。

12 足場・さん橋類

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく動きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場と同等の機能を確保する。

○関係業者の定める足場、さん橋の類は、無償で使用できる。

・本工事で設置する。

内部足場種別(A, B, C, D E F)

外部足場種別(C, D A B E)

13 仮設脚手切り等

既存部分の養生 ビニルシートクッション材、合板

固定された備品・机・ロッカ等の移動 行う(図示 ○行わない

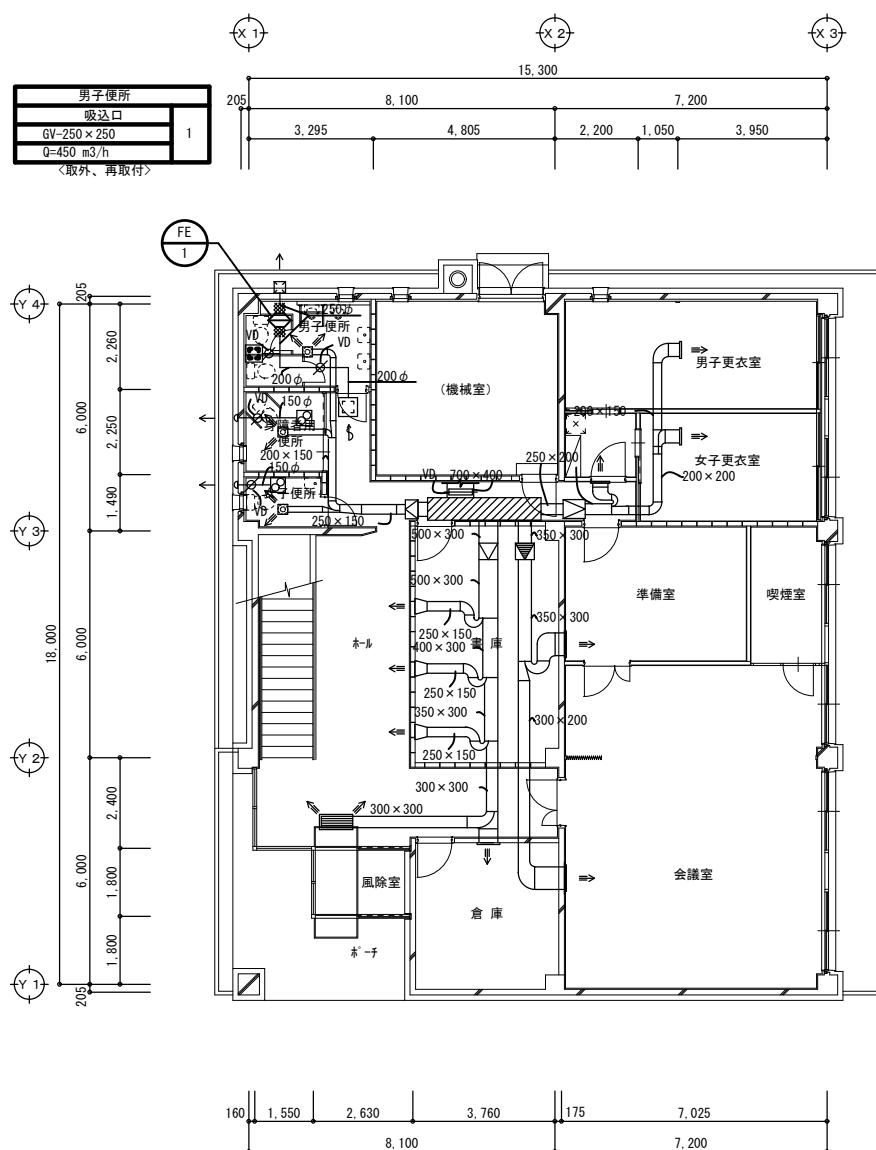
・見掛けたり部分はモルタル埋め込み修理を行う

・隠れ部分の補修はしない

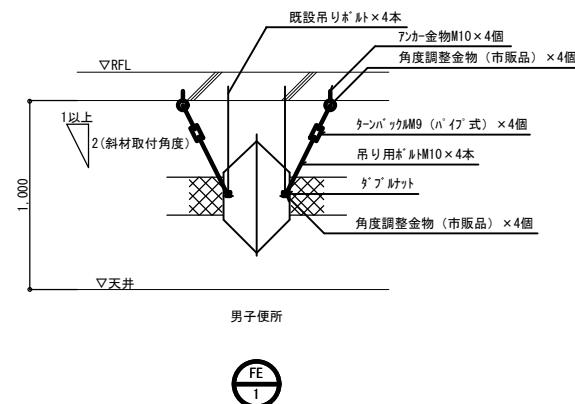
項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																										
③他工種との取合い	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th><th>機械工事建築工事電気工事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内設置</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>機器の基礎</td><td>屋上設置(案台、アンカーボルトを除く) ・ ○ ● 屋外設置(案台、アンカーボルトを除く) ・ ○ ● 案台、アンカーボルト 〇 ● ●</td></tr> <tr> <td>特記した基礎</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>補強をするもの</td><td>〇 ● ●</td></tr> <tr> <td>はり貫通スリーブ(RC、SRC)</td><td>補強鉄筋 ・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>床、壁間通スリーブ</td><td>補強を要しないもの(はりせいの1/10以下かつ150cm未満) 〇 ● ● 補強をするもの 〇 ● ● 補強鉄筋 〇 ● ● 補強を要しないもの 〇 ● ●</td></tr> <tr> <td>床、壁貫通の型枠</td><td>盤類、ダクト、消火栓箱、吸込口、吹出口、換気扇、大便器等 相当直径300未満 〇 ● ●</td></tr> <tr> <td>天井、壁の切り込み及び下地補強</td><td>天井解体 〇 ● ●</td></tr> <tr> <td>外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>床用マット類</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>流し台(排水トラップ共)</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>湯船の排気フード</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>床、天井点検口</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>防油場</td><td>・ ○ ●</td></tr> <tr> <td>電気配管配線</td><td>機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共) 〇 ● ● 機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共) 〇 ● ● 自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共) 〇 ● ● 自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共) 〇 ● ● 天井取付けのFCU、FOV、ルームエア配管、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの連絡配管配線 〇 ● ● 小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線 〇 ● ● 電極棒(保持器共)及びレベルスイッチ 〇 ● ● 地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各2次側配管配線 〇 ● ●</td></tr> <tr> <td>※ 円形ダクトを除く</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤案内板等</td><td>機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。</td></tr> <tr> <td>36総合調整</td><td>総合調整の項目 ・風量調整・水量調整・室内外空気の温度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定・騒音の測定 ・飲料水の水質の測定 総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。</td></tr> <tr> <td>⑦施工条件</td><td>※山留め(※無有) () 施工時間等</td></tr> <tr> <td></td><td>指定工種 施工可能時間帯 備考 騒音・振動を伴う工種 閉所時 8:30 ~ 18:00 天井全面改修を行う室 平日 17:30 ~ 20:00 上記以外 平日 8:30 ~ 17:00</td></tr> <tr> <td></td><td>執務者 〇 有 ● 無 既設エレベーターの利用 搬入・搬出に既設エレベーターは(● 使用できる ● 使用できない) 工事用車両の駐車場所 ● 図示 資材置き場 ● 図示</td></tr> <tr> <td>空気調和・暖房設備</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外気条件</th> <th colspan="12">室 内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">便所・書庫系統</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 20.1°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% 21°C</td> </tr> <tr> <td>冬季 -11.0°C</td> <td>% 19°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% 19°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便所・書庫系統は1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。</p> <p>2 ばい煙濃度計 ・設けない ● 設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す) 3 ばいじん量測定口 ・設けない ● 設ける(直径80cm以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。) 4 ダクトの種別 ・低圧ダクト ● 高圧ダクト 5 ダクトの工法 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法) 6 風量測定口 ・図示する箇所に設ける。</p> </td></tr> <tr> <td>17圧力計</td><td>(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取付けのサブラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (4) シーリングディフェューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。</td></tr> <tr> <td>18瞬間流量計及び測定用タッピング</td><td>ネック径が200mm以下のもの 400×400×250H ネック径が200mmをこえるもの 500×500×300H GW25⁵の消音内貼を行う。 (5) 線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。</td></tr> <tr> <td>19油面制御装置</td><td>油面制御装置の機能は、右記による。 ・給油ポンプの起動及び停止 ・返油ポンプの起動及び停止 ・満油警報 ● 減油警報 ● 連絡警報</td></tr> <tr> <td>20地下オイルタンク</td><td>タンク室を(・設けない ● 設ける)コンクリート体 ● 別途工事 ● 本工事 杭は、 ● 無 ● 有(ただし、杭は別途工事) 遠隔式油量指示計 ※設ける ● 設けない</td></tr> <tr> <td>21消音内貼り</td><td>施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。</td></tr> <tr> <td>22保温</td><td>・外気取入れ用ダクト、外気取入れ用チャンバー、排気チャンバー及び排気ダクトの外壁より2mは保温する。 ・膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の(・冷温水管 ● 温水管)の項による。 ・建物内の空気抜管(空気抜井まで)の保温は、標準仕様書第2編3.1.4(・冷温水管 ● 温水管)の項による。 ・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ・蒸気通り管の保温は行わない。ただし屋内露出(居室、廊下)の立管は除く。</td></tr> <tr> <td>23冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)</td><td>使用範囲 ● 屋外(般屋外) ● 機器・書類・金庫 ● 屋外露出(外壁) ● 屋外露出(屋上) 材質 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 注) 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛-6%アルミニウム-3%マグネシウムめっき鋼板を示す。</td></tr> <tr> <td>24他の設備項目の適用</td><td>給油設備の当該項目を適用する。</td></tr> <tr> <td>25改工事の試験</td><td>・試験範囲(※新設配管 ● 既存配管() ● システム全体)</td></tr> <tr> <td>26既設ダクトの再利用</td><td>運転再開前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策 ※吹出口通りの居室内壁面及び家具等の防塵対策 ・ダクト内清掃</td></tr> <tr> <td>27冷媒の回収</td><td>冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行なった場合は以下の書類を監督職員に提出する。 (1) 「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従った場合 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書 (2) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に従った場合 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理条例(家電リサイクル券)の写し 図示の箇所に取り付ける。</td></tr> <tr> <td>28絶縁手</td><td>形式 ※フロート式</td></tr> <tr> <td>29空調機用トラップ</td><td></td></tr> <tr> <td>1ダクトの種別</td><td>※低圧ダクト ● 高圧ダクト 1</td></tr> <tr> <td>2ダクトの工法</td><td>・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法)</td></tr> <tr> <td>3排気フード</td><td>排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。 一般湯沸器排気フード ※別途工事 ● 本工事 厨房用排気フード ※本工事 ● 別途工事</td></tr> <tr> <td>4厨窓用ダクトの板厚</td><td>厨窓設備の排気ダクト(亜鉛板)はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。 円形ダクト ダクトの長辺(mm) 板厚(mm) 450以下 0.6以上 450を超えて1200以下 0.8以上 1200を超えて1800以下 1.0以上 1800を超えるもの 1.2以上</td></tr> <tr> <td>5ダクトの断熱</td><td>厨窓・湯沸室の排気ダクトで天井内に廳へする箇所は、標準仕様書第2編3.1.5の「排気箇」の項により断熱する。</td></tr> <tr> <td>6他の設備項目の適用</td><td>下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。 風量測定口、チャンバー等、ダクト、定風量ユニット、消音内貼り、保温。</td></tr> <tr> <td>7既設ダクトの再利用</td><td>運転再開前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策 ※吹出口通りの居室内壁面及び家具等の防塵対策 ・ダクト内清掃 ・厨窓系統 ● 浴室(シャワーホール、脱衣室を含む)系統</td></tr> <tr> <td>8シールする排気ダクトの系統</td><td></td></tr> <tr> <td>1設計温湿度条件</td><td></td></tr> <tr> <td>空気調和・暖房設備</td><td> <p>2 ばい煙濃度計 ・設けない ● 設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す) 3 ばいじん量測定口 ・設けない ● 設ける(直径80cm以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。) 4 ダクトの種別 ・低圧ダクト ● 高圧ダクト 5 ダクトの工法 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法) 6 風量測定口 ・図示する箇所に設ける。</p> </td></tr> <tr> <td>17圧力計</td><td></td></tr> <tr> <td>18瞬間流量計及び測定用タッピング</td><td></td></tr> <tr> <td>19油面制御装置</td><td></td></tr> <tr> <td>20地下オイルタンク</td><td></td></tr> <tr> <td>21消音内貼り</td><td></td></tr> <tr> <td>22保温</td><td></td></tr> <tr> <td>23冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)</td><td></td></tr> <tr> <td>24他の設備項目の適用</td><td></td></tr> <tr> <td>25改工事の試験</td><td></td></tr> <tr> <td>26既設ダクトの再利用</td><td></td></tr> <tr> <td>27冷媒の回収</td><td></td></tr> <tr> <td>28絶縁手</td><td></td></tr> <tr> <td>29空調機用トラップ</td><td></td></tr> <tr> <td>1ダクトの種別</td><td></td></tr> <tr> <td>2ダクトの工法</td><td></td></tr> <tr> <td>3排気フード</td><td></td></tr> <tr> <td>4厨窓用ダクトの板厚</td><td></td></tr> <tr> <td>5ダクトの断熱</td><td></td></tr> <tr> <td>6他の設備項目の適用</td><td></td></tr> <tr> <td>7既設ダクトの再利用</td><td></td></tr> <tr> <td>8シールする排気ダクトの系統</td><td></td></tr> <tr> <td>表-1 「設備機材等」</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄製ボイラ</th> <th>マンホールふた・弁ふた</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密閉形隔膜式膨張タンク(空調)</td> <td></td></tr> <tr> <td>消音ボックス付送風機</td> <td></td></tr> <tr> <td>吹出口・吸込口</td> <td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>表-2 「完成図等一覧表」</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名 称</th> <th>提 出 形 式</th> <th>部 数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>施設管理者 監督職員 計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原図(A1)</td> <td>ホルダー収納</td> <td>1部 1部</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①の複数図</td> <td>2つ折背張り製本【注】(1)</td> <td>2部 2部</td> </tr> <tr> <td>完成図</td> <td>③の縮小原図(A3)</td> <td>バラ【注】(2)</td> <td>1部 1部</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>③の複数図</td> <td>2つ折背張り製本【注】(1)</td> <td>2部 1部 3部</td> </tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>[注](1) : 表紙に年度・工事名・工期・請負者名・背張り面に年度・工事名を記載する。 (2) 縮小原図はマイクロ複写原図(材料: フィルム)とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>鉄筋労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事</td><td></td></tr> <tr> <td>仕様書(その2)</td><td></td></tr> <tr> <td>北海道労働局総務部</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工事内容	機械工事建築工事電気工事	屋内設置	・ ○ ●	機器の基礎	屋上設置(案台、アンカーボルトを除く) ・ ○ ● 屋外設置(案台、アンカーボルトを除く) ・ ○ ● 案台、アンカーボルト 〇 ● ●	特記した基礎	・ ○ ●	補強をするもの	〇 ● ●	はり貫通スリーブ(RC、SRC)	補強鉄筋 ・ ○ ●	床、壁間通スリーブ	補強を要しないもの(はりせいの1/10以下かつ150cm未満) 〇 ● ● 補強をするもの 〇 ● ● 補強鉄筋 〇 ● ● 補強を要しないもの 〇 ● ●	床、壁貫通の型枠	盤類、ダクト、消火栓箱、吸込口、吹出口、換気扇、大便器等 相当直径300未満 〇 ● ●	天井、壁の切り込み及び下地補強	天井解体 〇 ● ●	外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)	・ ○ ●	換気扇の取付枠	・ ○ ●	床用マット類	・ ○ ●	流し台(排水トラップ共)	・ ○ ●	湯船の排気フード	・ ○ ●	床、天井点検口	・ ○ ●	防油場	・ ○ ●	電気配管配線	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共) 〇 ● ● 機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共) 〇 ● ● 自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共) 〇 ● ● 自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共) 〇 ● ● 天井取付けのFCU、FOV、ルームエア配管、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの連絡配管配線 〇 ● ● 小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線 〇 ● ● 電極棒(保持器共)及びレベルスイッチ 〇 ● ● 地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各2次側配管配線 〇 ● ●	※ 円形ダクトを除く		⑤案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。	36総合調整	総合調整の項目 ・風量調整・水量調整・室内外空気の温度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定・騒音の測定 ・飲料水の水質の測定 総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。	⑦施工条件	※山留め(※無有) () 施工時間等		指定工種 施工可能時間帯 備考 騒音・振動を伴う工種 閉所時 8:30 ~ 18:00 天井全面改修を行う室 平日 17:30 ~ 20:00 上記以外 平日 8:30 ~ 17:00		執務者 〇 有 ● 無 既設エレベーターの利用 搬入・搬出に既設エレベーターは(● 使用できる ● 使用できない) 工事用車両の駐車場所 ● 図示 資材置き場 ● 図示	空気調和・暖房設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外気条件</th> <th colspan="12">室 内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">便所・書庫系統</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 20.1°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% 21°C</td> </tr> <tr> <td>冬季 -11.0°C</td> <td>% 19°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% 19°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便所・書庫系統は1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。</p> <p>2 ばい煙濃度計 ・設けない ● 設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す) 3 ばいじん量測定口 ・設けない ● 設ける(直径80cm以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。) 4 ダクトの種別 ・低圧ダクト ● 高圧ダクト 5 ダクトの工法 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法) 6 風量測定口 ・図示する箇所に設ける。</p>	外気条件		室 内 (調整目標値)												一般系統		便所・書庫系統		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		温度(DB)	湿度(RH)	夏季 20.1°C	% -1°C	% -1°C	% 21°C	冬季 -11.0°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	17圧力計	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取付けのサブラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (4) シーリングディフェューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。	18瞬間流量計及び測定用タッピング	ネック径が200mm以下のもの 400×400×250H ネック径が200mmをこえるもの 500×500×300H GW25 ⁵ の消音内貼を行う。 (5) 線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。	19油面制御装置	油面制御装置の機能は、右記による。 ・給油ポンプの起動及び停止 ・返油ポンプの起動及び停止 ・満油警報 ● 減油警報 ● 連絡警報	20地下オイルタンク	タンク室を(・設けない ● 設ける)コンクリート体 ● 別途工事 ● 本工事 杭は、 ● 無 ● 有(ただし、杭は別途工事) 遠隔式油量指示計 ※設ける ● 設けない	21消音内貼り	施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。	22保温	・外気取入れ用ダクト、外気取入れ用チャンバー、排気チャンバー及び排気ダクトの外壁より2mは保温する。 ・膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の(・冷温水管 ● 温水管)の項による。 ・建物内の空気抜管(空気抜井まで)の保温は、標準仕様書第2編3.1.4(・冷温水管 ● 温水管)の項による。 ・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ・蒸気通り管の保温は行わない。ただし屋内露出(居室、廊下)の立管は除く。	23冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)	使用範囲 ● 屋外(般屋外) ● 機器・書類・金庫 ● 屋外露出(外壁) ● 屋外露出(屋上) 材質 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 注) 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛-6%アルミニウム-3%マグネシウムめっき鋼板を示す。	24他の設備項目の適用	給油設備の当該項目を適用する。	25改工事の試験	・試験範囲(※新設配管 ● 既存配管() ● システム全体)	26既設ダクトの再利用	運転再開前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策 ※吹出口通りの居室内壁面及び家具等の防塵対策 ・ダクト内清掃	27冷媒の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行なった場合は以下の書類を監督職員に提出する。 (1) 「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従った場合 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書 (2) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に従った場合 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理条例(家電リサイクル券)の写し 図示の箇所に取り付ける。	28絶縁手	形式 ※フロート式	29空調機用トラップ		1ダクトの種別	※低圧ダクト ● 高圧ダクト 1	2ダクトの工法	・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法)	3排気フード	排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。 一般湯沸器排気フード ※別途工事 ● 本工事 厨房用排気フード ※本工事 ● 別途工事	4厨窓用ダクトの板厚	厨窓設備の排気ダクト(亜鉛板)はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。 円形ダクト ダクトの長辺(mm) 板厚(mm) 450以下 0.6以上 450を超えて1200以下 0.8以上 1200を超えて1800以下 1.0以上 1800を超えるもの 1.2以上	5ダクトの断熱	厨窓・湯沸室の排気ダクトで天井内に廳へする箇所は、標準仕様書第2編3.1.5の「排気箇」の項により断熱する。	6他の設備項目の適用	下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。 風量測定口、チャンバー等、ダクト、定風量ユニット、消音内貼り、保温。	7既設ダクトの再利用	運転再開前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策 ※吹出口通りの居室内壁面及び家具等の防塵対策 ・ダクト内清掃 ・厨窓系統 ● 浴室(シャワーホール、脱衣室を含む)系統	8シールする排気ダクトの系統		1設計温湿度条件		空気調和・暖房設備	<p>2 ばい煙濃度計 ・設けない ● 設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す) 3 ばいじん量測定口 ・設けない ● 設ける(直径80cm以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。) 4 ダクトの種別 ・低圧ダクト ● 高圧ダクト 5 ダクトの工法 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法) 6 風量測定口 ・図示する箇所に設ける。</p>	17圧力計		18瞬間流量計及び測定用タッピング		19油面制御装置		20地下オイルタンク		21消音内貼り		22保温		23冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)		24他の設備項目の適用		25改工事の試験		26既設ダクトの再利用		27冷媒の回収		28絶縁手		29空調機用トラップ		1ダクトの種別		2ダクトの工法		3排気フード		4厨窓用ダクトの板厚		5ダクトの断熱		6他の設備項目の適用		7既設ダクトの再利用		8シールする排気ダクトの系統		表-1 「設備機材等」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄製ボイラ</th> <th>マンホールふた・弁ふた</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密閉形隔膜式膨張タンク(空調)</td> <td></td></tr> <tr> <td>消音ボックス付送風機</td> <td></td></tr> <tr> <td>吹出口・吸込口</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	鉄製ボイラ	マンホールふた・弁ふた	密閉形隔膜式膨張タンク(空調)		消音ボックス付送風機		吹出口・吸込口		表-2 「完成図等一覧表」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名 称</th> <th>提 出 形 式</th> <th>部 数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>施設管理者 監督職員 計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原図(A1)</td> <td>ホルダー収納</td> <td>1部 1部</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①の複数図</td> <td>2つ折背張り製本【注】(1)</td> <td>2部 2部</td> </tr> <tr> <td>完成図</td> <td>③の縮小原図(A3)</td> <td>バラ【注】(2)</td> <td>1部 1部</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>③の複数図</td> <td>2つ折背張り製本【注】(1)</td> <td>2部 1部 3部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	名 称	提 出 形 式	部 数			施設管理者 監督職員 計		①	原図(A1)	ホルダー収納	1部 1部	②	①の複数図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部 2部	完成図	③の縮小原図(A3)	バラ【注】(2)	1部 1部	④	③の複数図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部 1部 3部	[注](1) : 表紙に年度・工事名・工期・請負者名・背張り面に年度・工事名を記載する。 (2) 縮小原図はマイクロ複写原図(材料: フィルム)とする。		鉄筋労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事		仕様書(その2)		北海道労働局総務部																																	
工事内容	機械工事建築工事電気工事																																																																																																																																																																																																																																																										
屋内設置	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
機器の基礎	屋上設置(案台、アンカーボルトを除く) ・ ○ ● 屋外設置(案台、アンカーボルトを除く) ・ ○ ● 案台、アンカーボルト 〇 ● ●																																																																																																																																																																																																																																																										
特記した基礎	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
補強をするもの	〇 ● ●																																																																																																																																																																																																																																																										
はり貫通スリーブ(RC、SRC)	補強鉄筋 ・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
床、壁間通スリーブ	補強を要しないもの(はりせいの1/10以下かつ150cm未満) 〇 ● ● 補強をするもの 〇 ● ● 補強鉄筋 〇 ● ● 補強を要しないもの 〇 ● ●																																																																																																																																																																																																																																																										
床、壁貫通の型枠	盤類、ダクト、消火栓箱、吸込口、吹出口、換気扇、大便器等 相当直径300未満 〇 ● ●																																																																																																																																																																																																																																																										
天井、壁の切り込み及び下地補強	天井解体 〇 ● ●																																																																																																																																																																																																																																																										
外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
換気扇の取付枠	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
床用マット類	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
流し台(排水トラップ共)	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
湯船の排気フード	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
床、天井点検口	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
防油場	・ ○ ●																																																																																																																																																																																																																																																										
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共) 〇 ● ● 機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共) 〇 ● ● 自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共) 〇 ● ● 自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共) 〇 ● ● 天井取付けのFCU、FOV、ルームエア配管、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの連絡配管配線 〇 ● ● 小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線 〇 ● ● 電極棒(保持器共)及びレベルスイッチ 〇 ● ● 地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各2次側配管配線 〇 ● ●																																																																																																																																																																																																																																																										
※ 円形ダクトを除く																																																																																																																																																																																																																																																											
⑤案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
36総合調整	総合調整の項目 ・風量調整・水量調整・室内外空気の温度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定・騒音の測定 ・飲料水の水質の測定 総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。																																																																																																																																																																																																																																																										
⑦施工条件	※山留め(※無有) () 施工時間等																																																																																																																																																																																																																																																										
	指定工種 施工可能時間帯 備考 騒音・振動を伴う工種 閉所時 8:30 ~ 18:00 天井全面改修を行う室 平日 17:30 ~ 20:00 上記以外 平日 8:30 ~ 17:00																																																																																																																																																																																																																																																										
	執務者 〇 有 ● 無 既設エレベーターの利用 搬入・搬出に既設エレベーターは(● 使用できる ● 使用できない) 工事用車両の駐車場所 ● 図示 資材置き場 ● 図示																																																																																																																																																																																																																																																										
空気調和・暖房設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外気条件</th> <th colspan="12">室 内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">便所・書庫系統</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> <th colspan="2">KSK機械室</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 20.1°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% 21°C</td> </tr> <tr> <td>冬季 -11.0°C</td> <td>% 19°C</td> <td>% -1°C</td> <td>% 19°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便所・書庫系統は1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。</p> <p>2 ばい煙濃度計 ・設けない ● 設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す) 3 ばいじん量測定口 ・設けない ● 設ける(直径80cm以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。) 4 ダクトの種別 ・低圧ダクト ● 高圧ダクト 5 ダクトの工法 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法) 6 風量測定口 ・図示する箇所に設ける。</p>	外気条件		室 内 (調整目標値)												一般系統		便所・書庫系統		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏季 20.1°C	% -1°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	冬季 -11.0°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C																																																																																																																																																																																										
外気条件		室 内 (調整目標値)																																																																																																																																																																																																																																																									
一般系統		便所・書庫系統		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室		KSK機械室																																																																																																																																																																																																																																															
温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																																																																																																																																																																																																																														
夏季 20.1°C	% -1°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C	% -1°C	% 21°C																																																																																																																																																																																																																																														
冬季 -11.0°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C	% -1°C	% 19°C																																																																																																																																																																																																																																														
17圧力計	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取付けのサブラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (4) シーリングディフェューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。																																																																																																																																																																																																																																																										
18瞬間流量計及び測定用タッピング	ネック径が200mm以下のもの 400×400×250H ネック径が200mmをこえるもの 500×500×300H GW25 ⁵ の消音内貼を行う。 (5) 線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。																																																																																																																																																																																																																																																										
19油面制御装置	油面制御装置の機能は、右記による。 ・給油ポンプの起動及び停止 ・返油ポンプの起動及び停止 ・満油警報 ● 減油警報 ● 連絡警報																																																																																																																																																																																																																																																										
20地下オイルタンク	タンク室を(・設けない ● 設ける)コンクリート体 ● 別途工事 ● 本工事 杭は、 ● 無 ● 有(ただし、杭は別途工事) 遠隔式油量指示計 ※設ける ● 設けない																																																																																																																																																																																																																																																										
21消音内貼り	施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。																																																																																																																																																																																																																																																										
22保温	・外気取入れ用ダクト、外気取入れ用チャンバー、排気チャンバー及び排気ダクトの外壁より2mは保温する。 ・膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の(・冷温水管 ● 温水管)の項による。 ・建物内の空気抜管(空気抜井まで)の保温は、標準仕様書第2編3.1.4(・冷温水管 ● 温水管)の項による。 ・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ・蒸気通り管の保温は行わない。ただし屋内露出(居室、廊下)の立管は除く。																																																																																																																																																																																																																																																										
23冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)	使用範囲 ● 屋外(般屋外) ● 機器・書類・金庫 ● 屋外露出(外壁) ● 屋外露出(屋上) 材質 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ● 耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 ● 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製 注) 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛-6%アルミニウム-3%マグネシウムめっき鋼板を示す。																																																																																																																																																																																																																																																										
24他の設備項目の適用	給油設備の当該項目を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																										
25改工事の試験	・試験範囲(※新設配管 ● 既存配管() ● システム全体)																																																																																																																																																																																																																																																										
26既設ダクトの再利用	運転再開前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策 ※吹出口通りの居室内壁面及び家具等の防塵対策 ・ダクト内清掃																																																																																																																																																																																																																																																										
27冷媒の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行なった場合は以下の書類を監督職員に提出する。 (1) 「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従った場合 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書 (2) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に従った場合 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理条例(家電リサイクル券)の写し 図示の箇所に取り付ける。																																																																																																																																																																																																																																																										
28絶縁手	形式 ※フロート式																																																																																																																																																																																																																																																										
29空調機用トラップ																																																																																																																																																																																																																																																											
1ダクトの種別	※低圧ダクト ● 高圧ダクト 1																																																																																																																																																																																																																																																										
2ダクトの工法	・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法)																																																																																																																																																																																																																																																										
3排気フード	排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。 一般湯沸器排気フード ※別途工事 ● 本工事 厨房用排気フード ※本工事 ● 別途工事																																																																																																																																																																																																																																																										
4厨窓用ダクトの板厚	厨窓設備の排気ダクト(亜鉛板)はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。 円形ダクト ダクトの長辺(mm) 板厚(mm) 450以下 0.6以上 450を超えて1200以下 0.8以上 1200を超えて1800以下 1.0以上 1800を超えるもの 1.2以上																																																																																																																																																																																																																																																										
5ダクトの断熱	厨窓・湯沸室の排気ダクトで天井内に廳へする箇所は、標準仕様書第2編3.1.5の「排気箇」の項により断熱する。																																																																																																																																																																																																																																																										
6他の設備項目の適用	下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。 風量測定口、チャンバー等、ダクト、定風量ユニット、消音内貼り、保温。																																																																																																																																																																																																																																																										
7既設ダクトの再利用	運転再開前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策 ※吹出口通りの居室内壁面及び家具等の防塵対策 ・ダクト内清掃 ・厨窓系統 ● 浴室(シャワーホール、脱衣室を含む)系統																																																																																																																																																																																																																																																										
8シールする排気ダクトの系統																																																																																																																																																																																																																																																											
1設計温湿度条件																																																																																																																																																																																																																																																											
空気調和・暖房設備	<p>2 ばい煙濃度計 ・設けない ● 設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す) 3 ばいじん量測定口 ・設けない ● 設ける(直径80cm以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。) 4 ダクトの種別 ・低圧ダクト ● 高圧ダクト 5 ダクトの工法 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ● スライドオンフランジ工法) 6 風量測定口 ・図示する箇所に設ける。</p>																																																																																																																																																																																																																																																										
17圧力計																																																																																																																																																																																																																																																											
18瞬間流量計及び測定用タッピング																																																																																																																																																																																																																																																											
19油面制御装置																																																																																																																																																																																																																																																											
20地下オイルタンク																																																																																																																																																																																																																																																											
21消音内貼り																																																																																																																																																																																																																																																											
22保温																																																																																																																																																																																																																																																											
23冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)																																																																																																																																																																																																																																																											
24他の設備項目の適用																																																																																																																																																																																																																																																											
25改工事の試験																																																																																																																																																																																																																																																											
26既設ダクトの再利用																																																																																																																																																																																																																																																											
27冷媒の回収																																																																																																																																																																																																																																																											
28絶縁手																																																																																																																																																																																																																																																											
29空調機用トラップ																																																																																																																																																																																																																																																											
1ダクトの種別																																																																																																																																																																																																																																																											
2ダクトの工法																																																																																																																																																																																																																																																											
3排気フード																																																																																																																																																																																																																																																											
4厨窓用ダクトの板厚																																																																																																																																																																																																																																																											
5ダクトの断熱																																																																																																																																																																																																																																																											
6他の設備項目の適用																																																																																																																																																																																																																																																											
7既設ダクトの再利用																																																																																																																																																																																																																																																											
8シールする排気ダクトの系統																																																																																																																																																																																																																																																											
表-1 「設備機材等」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄製ボイラ</th> <th>マンホールふた・弁ふた</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密閉形隔膜式膨張タンク(空調)</td> <td></td></tr> <tr> <td>消音ボックス付送風機</td> <td></td></tr> <tr> <td>吹出口・吸込口</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	鉄製ボイラ	マンホールふた・弁ふた	密閉形隔膜式膨張タンク(空調)		消音ボックス付送風機		吹出口・吸込口																																																																																																																																																																																																																																																			
鉄製ボイラ	マンホールふた・弁ふた																																																																																																																																																																																																																																																										
密閉形隔膜式膨張タンク(空調)																																																																																																																																																																																																																																																											
消音ボックス付送風機																																																																																																																																																																																																																																																											
吹出口・吸込口																																																																																																																																																																																																																																																											
表-2 「完成図等一覧表」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名 称</th> <th>提 出 形 式</th> <th>部 数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>施設管理者 監督職員 計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原図(A1)</td> <td>ホルダー収納</td> <td>1部 1部</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①の複数図</td> <td>2つ折背張り製本【注】(1)</td> <td>2部 2部</td> </tr> <tr> <td>完成図</td> <td>③の縮小原図(A3)</td> <td>バラ【注】(2)</td> <td>1部 1部</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>③の複数図</td> <td>2つ折背張り製本【注】(1)</td> <td>2部 1部 3部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	名 称	提 出 形 式	部 数			施設管理者 監督職員 計		①	原図(A1)	ホルダー収納	1部 1部	②	①の複数図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部 2部	完成図	③の縮小原図(A3)	バラ【注】(2)	1部 1部	④	③の複数図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部 1部 3部																																																																																																																																																																																																																																		
項目	名 称	提 出 形 式	部 数																																																																																																																																																																																																																																																								
		施設管理者 監督職員 計																																																																																																																																																																																																																																																									
①	原図(A1)	ホルダー収納	1部 1部																																																																																																																																																																																																																																																								
②	①の複数図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部 2部																																																																																																																																																																																																																																																								
完成図	③の縮小原図(A3)	バラ【注】(2)	1部 1部																																																																																																																																																																																																																																																								
④	③の複数図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部 1部 3部																																																																																																																																																																																																																																																								
[注](1) : 表紙に年度・工事名・工期・請負者名・背張り面に年度・工事名を記載する。 (2) 縮小原図はマイクロ複写原図(材料: フィルム)とする。																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄筋労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事																																																																																																																																																																																																																																																											
仕様書(その2)																																																																																																																																																																																																																																																											
北海道労働局総務部																																																																																																																																																																																																																																																											

既 設 機 器 表

記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FE-1	斜流送風機	1100m ³ /h × 110pa、 1φ100V 0.15kw、 天吊型	男子便所 排氣用	1	



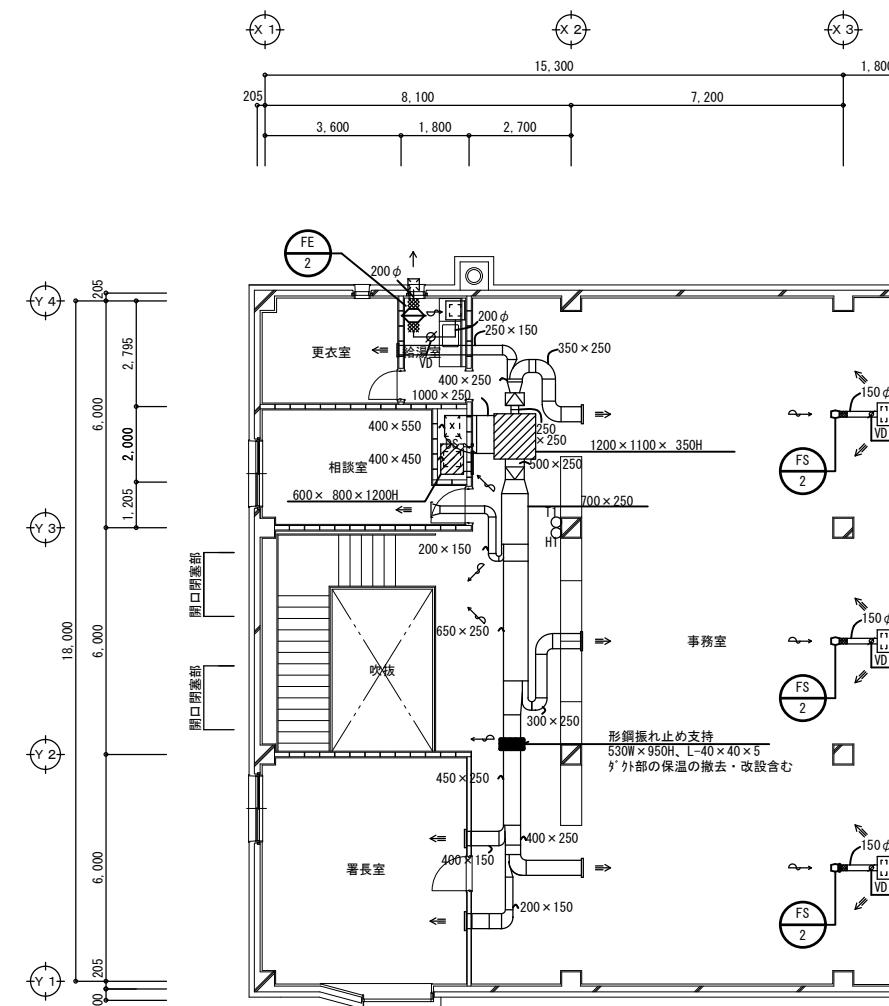
改設 1階平面図 S=1/10



振れ止め支持金具断面図 S=1/20

既 設 機 器 表

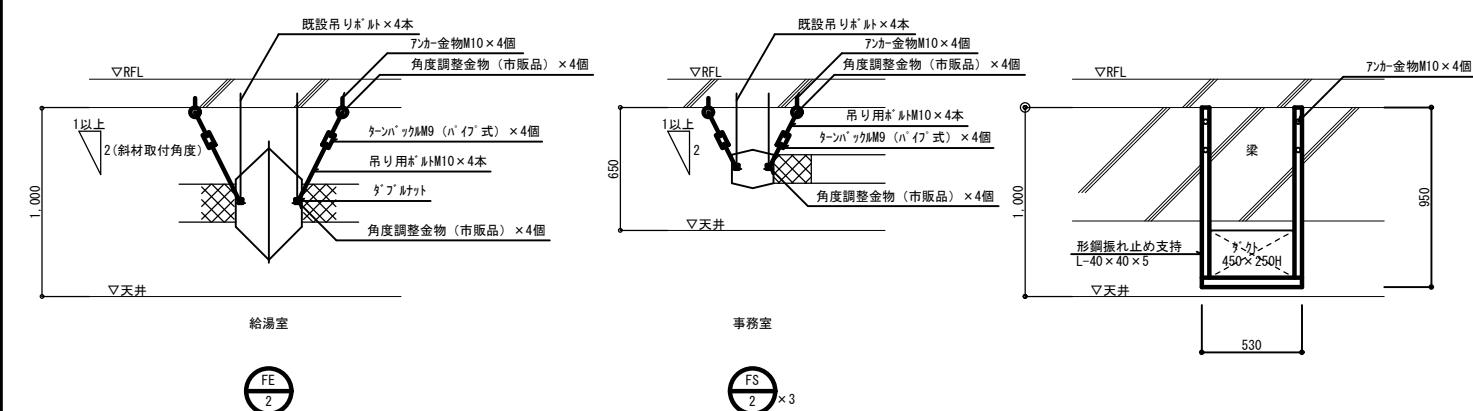
記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FS-2	斜流送風機	300m ³ /h × 40pa、 1φ100V 0.1kw、 天吊型	事務室 給気用	3	
FE-2	斜流送風機	650m ³ /h × 90pa、 1φ100V 0.1kw、 天吊型	湯沸室 排気用	1	



改設 2階平面図 S-1/100

注記) ·太線部分を撤去・改設の対象とする。(全図共通)

- ・FE-1、FE-2、FS-2に振れ止め金物を設置する。



振れ止め支持金具断面図 S=1/20

振れ止め支持金具断面図 S=1/20

形鋼振れ止め支持断面図 S=1/20

建設工事請負契約書（案）

1 工事名 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事

2 工事場所 釧路市柏木町2-12

3 工期
自 平成29年 月 日
至 平成30年 3月15日

4 請負代金額 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円

5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬ。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
- 2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかつたとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建築業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者的一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざる自行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しつてはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

- 5 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合には受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
- 一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかないと認められるとき。
- 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八 受注者が競争参加資格を有していないなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

九 受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、第1項第8号又は第9号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならぬ。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定又は第44条の2第2項の規定によるときには、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第44条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものと含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものと直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(法令遵守)

第49条 受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

(あっせん又は調停)

第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第51条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
氏 名 支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 山田 航

受注者 住 所
氏 名